令 和 ３ 年 版

# 労働経済の分析

－新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響－

〔　概　要　〕

目次

Ⅰ．2019年・2020年の経済・雇用の概況 －働き方改革の影響も含めて－

Ⅱ．新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用・労働への影響

１．感染拡大による労働経済への影響 －リーマンショックとの比較を通じて－

（１）感染拡大による影響の概況

（２）産業による影響の違い

（３）労働者の属性による影響の違い

２．感染拡大下で業務の継続を求められた労働者についての分析

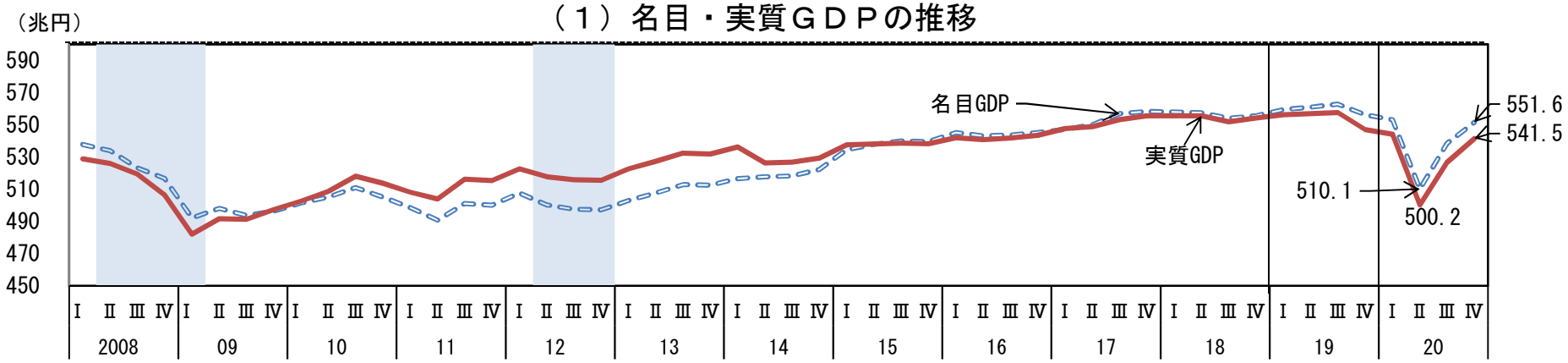
３．テレワークを活用して働いた労働者についての分析

※令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が労働経済に多大な影響を及ぼしたこと等を踏まえて「労働経済の分析」の作成を見送り、今般、「令和３年版　労働経済の分析」として、2019年及び2020年の２年間の労働経済の動きについて分析を行ったものである。

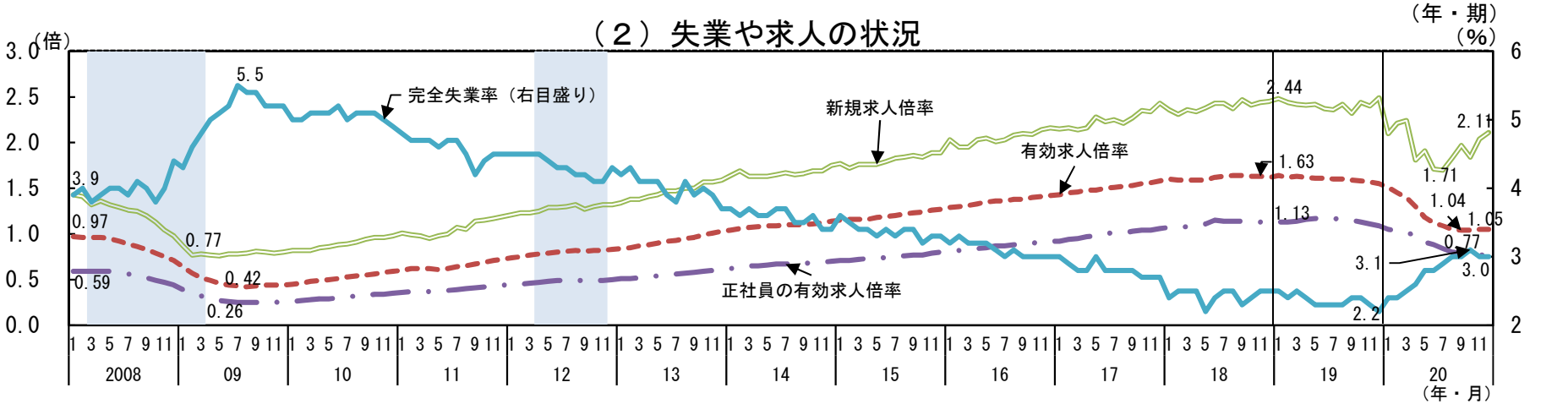
# Ⅰ　2019年・2020年の経済・雇用の概況　－経済・雇用の概況－

- 2019年・2020年の日本経済は、2019年第Ⅲ四半期（７－９月期）までは堅調にプラス成長で推移。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2020年第Ⅱ四半期（４－６月期）には実質ＧＤＰが前期比8.1%減、名目ＧＤＰが前期比7.8%減と大幅に減少。
- 有効求人倍率、新規求人倍率、正社員の有効求人倍率は長期的に上昇傾向が続いていたが、2019年には高水準ながらも有効求人倍率はわずかに低下し、新規求人倍率、正社員の有効求人倍率は横ばい傾向。
- 完全失業率は、長期的に低下傾向で推移してきたが、2020年に入り上昇し、10月には3.1%となった。

（１）名目・実質ＧＤＰの推移




（２）失業や求人の状況



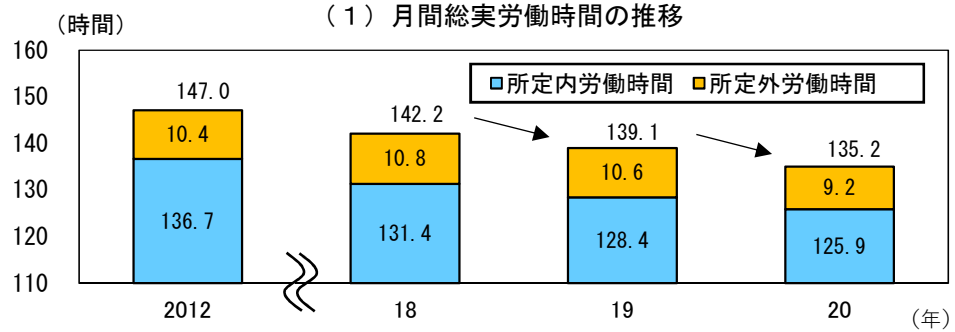

資料出所　（１）図は内閣府「国民経済計算」（2021年第Ⅰ四半期（１－３月期）２次速報）、（２）図は厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

（注）　１）　（１）図の名目ＧＤＰ、実質ＧＤＰはともに季節調整値。
　　２）　（１）図及び（２）図のグラフのシャドー部分は景気後退期。
　　３）　（１）図及び（２）図2019年～2020年の労働経済の動向を中心に分析を行うため、見やすさの観点から2019年と2020年の年の区切りに実線を入れている。

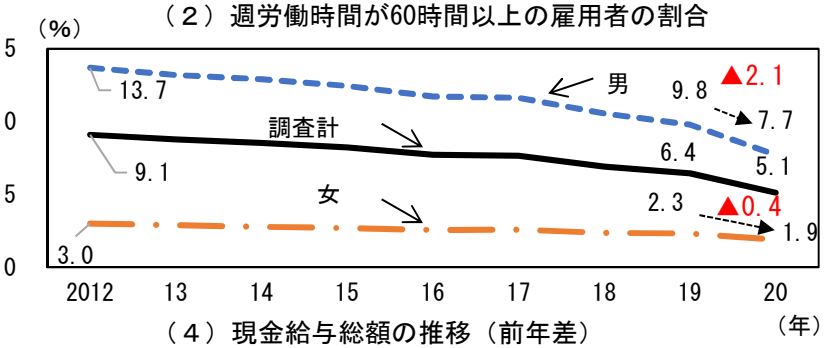
# Ⅰ －働き方改革を背景とした労働時間・休暇取得・賃金の動き－

- 労働時間については、働き方改革関連法による時間外労働の上限規制の導入（大企業：2019年４月、中小企業：2020年４月施行）、年５日の年次有給休暇の確実な取得（2019年４月施行）等を背景に、2019年、2020年と比較的大きく減少。週労働時間60時間以上の雇用者の割合も男性を中心に減少傾向。年次有給休暇の取得率は、2019年（調査年は2020年）に全ての企業規模で大きく上昇。
- 賃金については、働き方改革関連法の同一労働同一賃金（雇用形態間の不合理な待遇差の解消）に関する規定の大企業での施行（大企業：2020年４月、中小企業：2021年４月施行）等を背景として、2020年には感染拡大の影響があったにもかかわらず、パートタイム労働者の特別給与が増加。

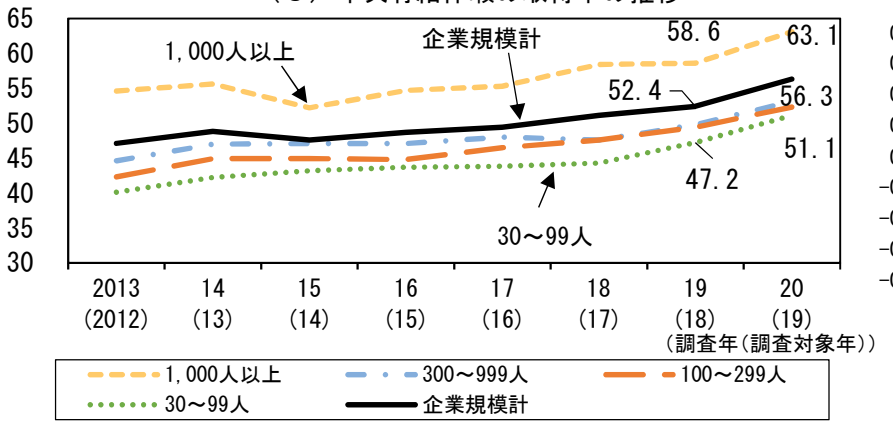
（１）月間総実労働時間の推移



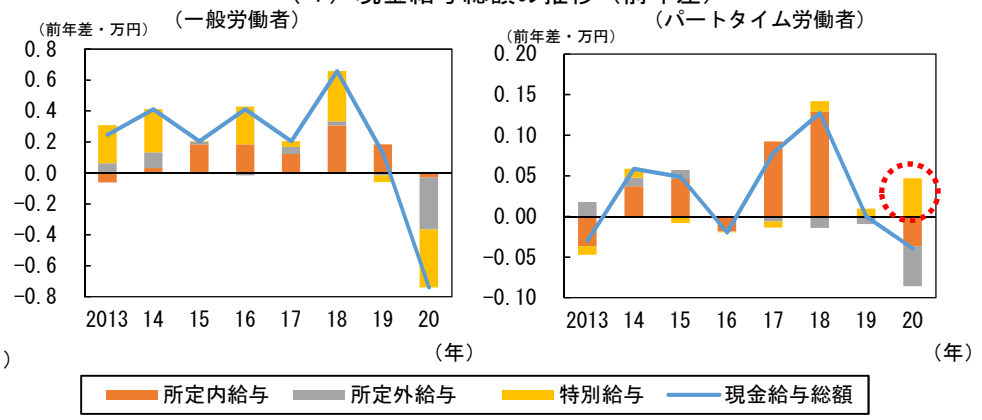

（２）週労働時間が60時間以上の雇用者の割合




（３）年次有給休暇の取得率の推移




（４）現金給与総額の前年差の推移




資料出所　（１）図（４）図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、（２）図は総務省統計局「労働力調査（基本集計）」、（３）図は厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

（注）１）（１）図は、調査産業計、就業形態計、事業所規模５人以上の値を示しており、指数（総実労働時間指数、所定内労働時間指数、所定外労働時間指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能になるように修正した実数値を用いている。

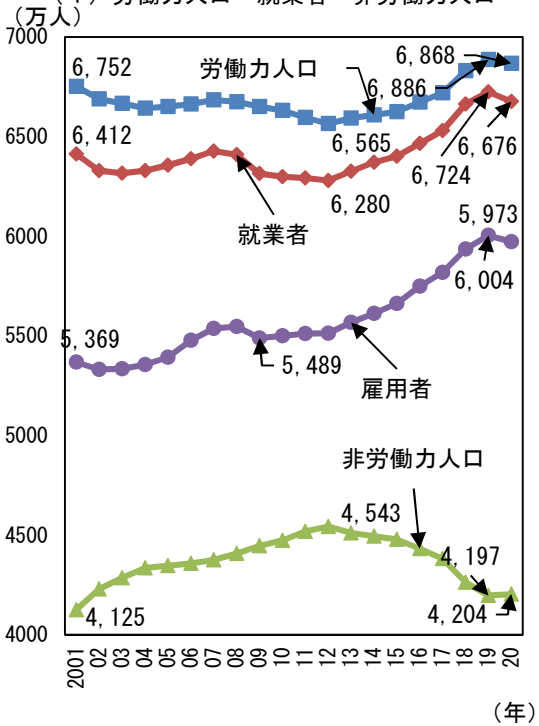
２）（３）図は、常用労働者30人以上の民営企業における常用労働者の値を示している。表示は調査年であり、各年の前年１年間の状況について調査している。
また、「取得率」は、取得日数計／付与日数計×100（%）である。「付与日数」は繰越日数を除き、「取得日数」は実際に取得した日数である。

３）（４）図は、調査産業計、事業所規模５人以上の値を示しており、一般労働者、パートタイム労働者のそれぞれについて、指数（現金給与総額指数、定期給与指数、所定内給与指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。所定外給与＝定期給与（修正実数値）－所定内給与（修正実数値）、
特別給与＝現金給与総額（修正実数値）－定期給与（修正実数値）として算出している。このため、「毎月勤労統計調査」の公表値の増減とは一致しない場合がある。

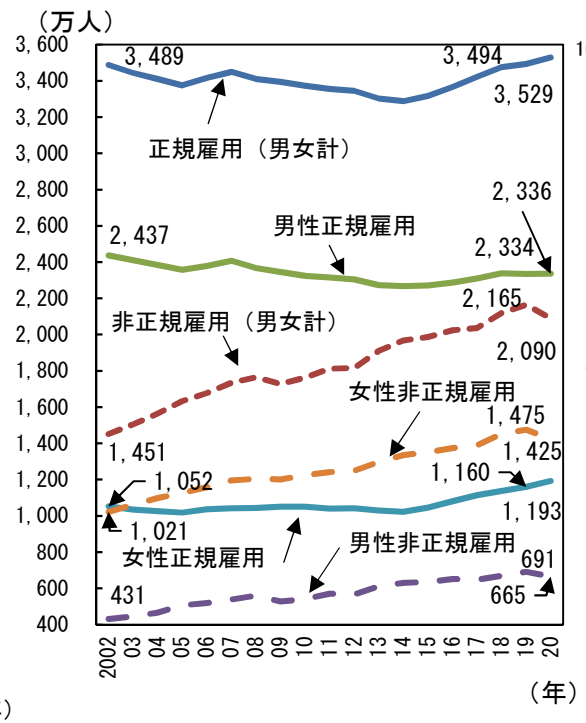
# Ⅰ －経済成長を背景とした2019年までの労働参加の動き－

- 労働力人口及び就業者数は2013年以降、雇用者数は2009年以降、2019年まで増加傾向にある一方、非労働力人口は2012年以降、2019年まで減少傾向にあり、2019年までは経済成長を背景として労働参加が進み、正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに継続的に増加してきた。
- 労働力率の推移をみると、2012年の59.1%から、2020年の62.0%まで上昇し、労働参加が進んだことが分かる。特に、男女ともに60歳以上の年齢層等で労働力率が上昇し、2020年には、「60～64歳」で73.1%、「65～69歳」で51.0%となっている。

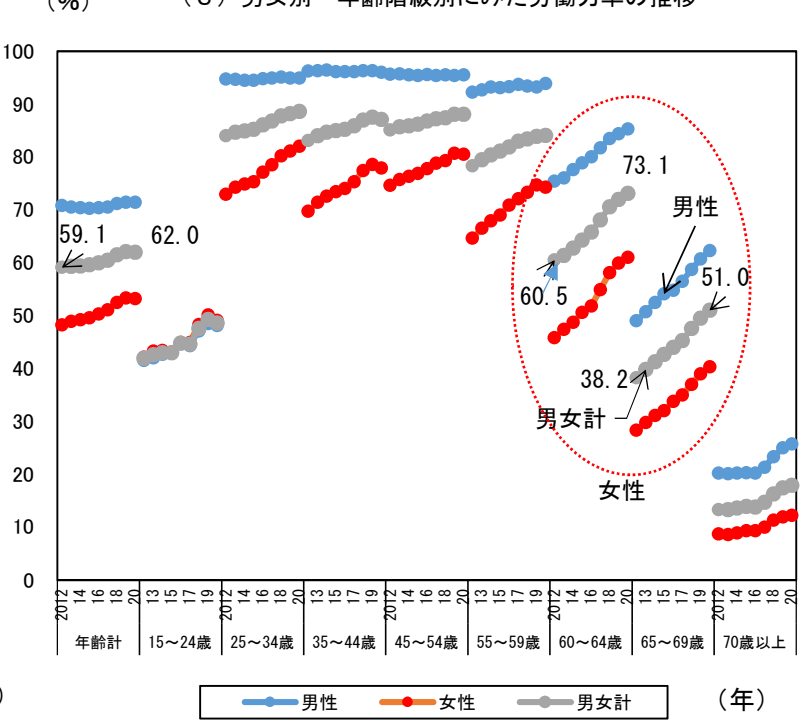
（１）労働力人口・就業者・非労働力人口




（２）男女別・雇用形態別雇用者数の推移




（３）男女別・年齢階級別にみた労働力率の推移



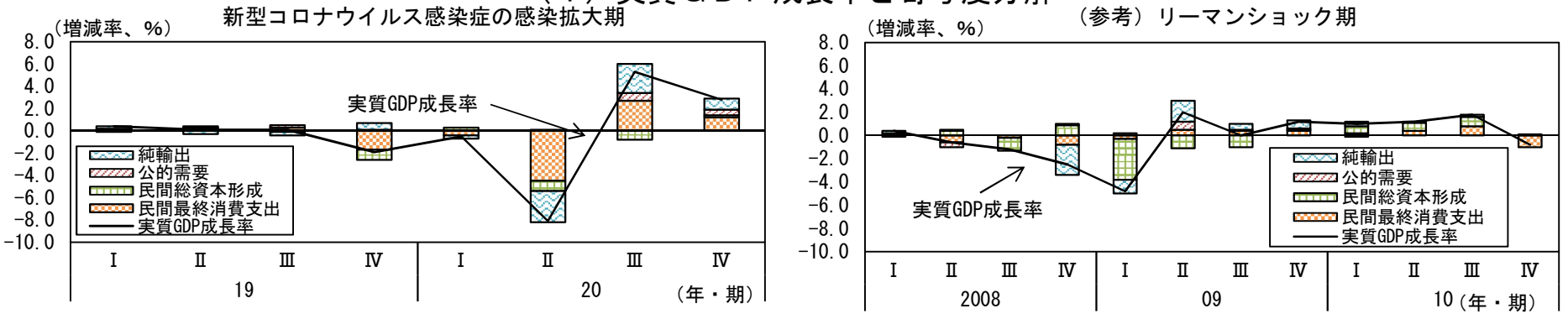

資料出所　（１）図及び（３）図は「総務省統計局「労働力調査（基本集計）」、（２）図は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）（１）図の2011年の値は、東日本大震災の影響により全国集計結果が存在しないため、補完推計値（新基準）を使用している。
２）（２）図の「非正規雇用」について，2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した値である点に留意が必要。
３）（２）図の正規雇用、非正規雇用の2011年の値は、東日本大震災の影響により全国集計結果が存在しないため、補完推計値（新基準）を使用している。
４）（３）図の労働力率は、労働力人口を15歳以上人口で除し、100を掛けた値。

Ⅱ－１－（１）

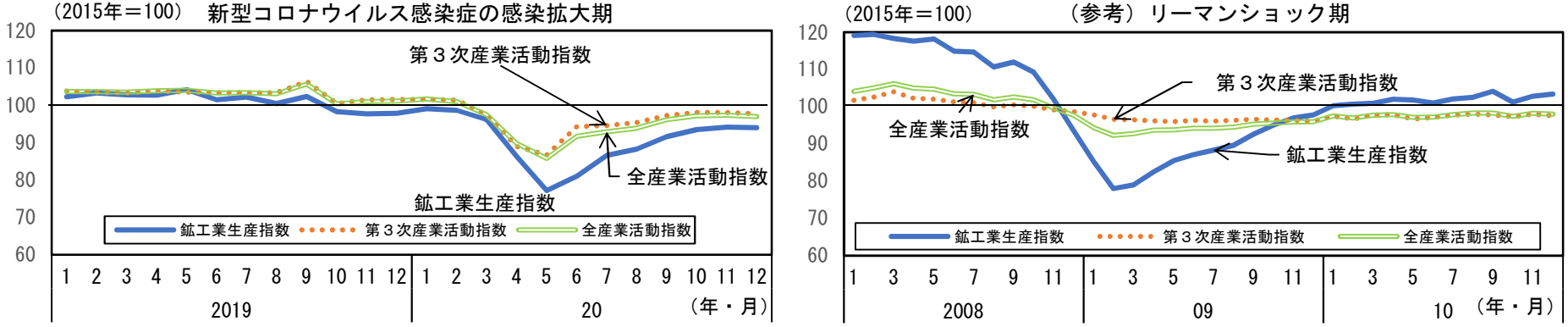
# 新型コロナウイルス感染症による雇用・労働への影響
## 感染拡大による影響の概況　－労働市場全体の状況（経済の動き①）－

- 2020年のＧＤＰは、感染拡大の影響により消費や輸出が減少したことで、2020年第Ⅱ四半期（４－６月期）に前期比で実質8.1%減、名目7.8%減の大幅な減少。
- 鉱工業生産指数、第３次産業活動指数ともに、2020年４～５月に大きく低下した。リーマンショック期よりも第３次産業活動指数、全産業活動指数の低下幅が大きい。

### （１）実質ＧＤＰ成長率と寄与度分解




### （２）鉱工業生産指数、第３次産業活動指数の推移



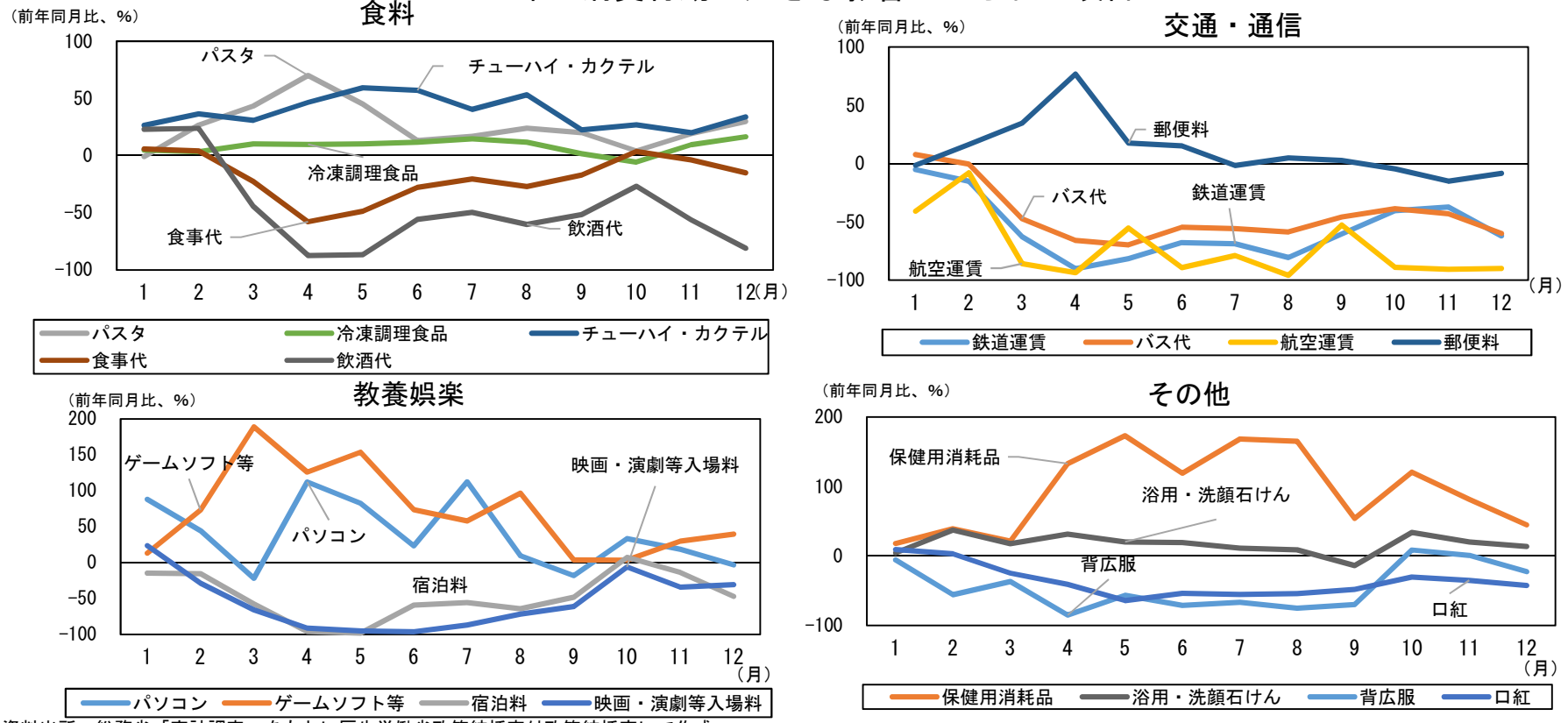

資料出所　（１）図は内閣府「国民経済計算」（2021年第Ⅰ四半期（１－３月期）２次速報）、（２）図は経済産業省「鉱工業指数」「第3次産業活動指数」「全産業活動指数」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

（注）　１）（１）図において、純輸出＝輸出－輸入、民間総資本形成＝民間住宅＋民間企業設備＋民間在庫変動。
２）（１）図の需要項目別の分解については、各項目の寄与度の合計と国内総生産（支出側）の伸び率は必ずしも一致しない。
３）（２）図の数値は季節調整値。「全産業活動指数」は2010年＝100とする指数を2015年１～12月を100とした指数に変換したもの。
４）（２）図の全産業活動指数は、2020年７月分まで公表をしており、2020年８月以降は、「鉱工業生産指数」及び「第３次産業活動指数」をもとに作成した統合指数の変化率により外挿した推計値。

# －雇用・労働全体の状況（経済の動き②）－

- 2020年の家計消費は、感染拡大防止のための外出自粛等の影響により、３～５月に大幅に減少。項目別にみると、「食料」では飲食店での「食事代」「飲酒代」、「交通・通信」では「航空運賃」「鉄道運賃」、「教養娯楽」では「宿泊料」「映画・演劇等入場料」、「その他」では「背広服」「口紅」など主に外出に伴う支出が減少。
- 他方で、「食料」では「パスタ」「チューハイ・カクテル」、「教養娯楽」では「パソコン」、「その他」では「保健用消耗品」など、感染防止対策やいわゆる「巣ごもり需要」に関連する支出が増加。
- こうした消費の変化が、後述の産業による雇用・労働への影響の違いにも表れている。

## 2020年に消費行動に大きな影響がみられた項目

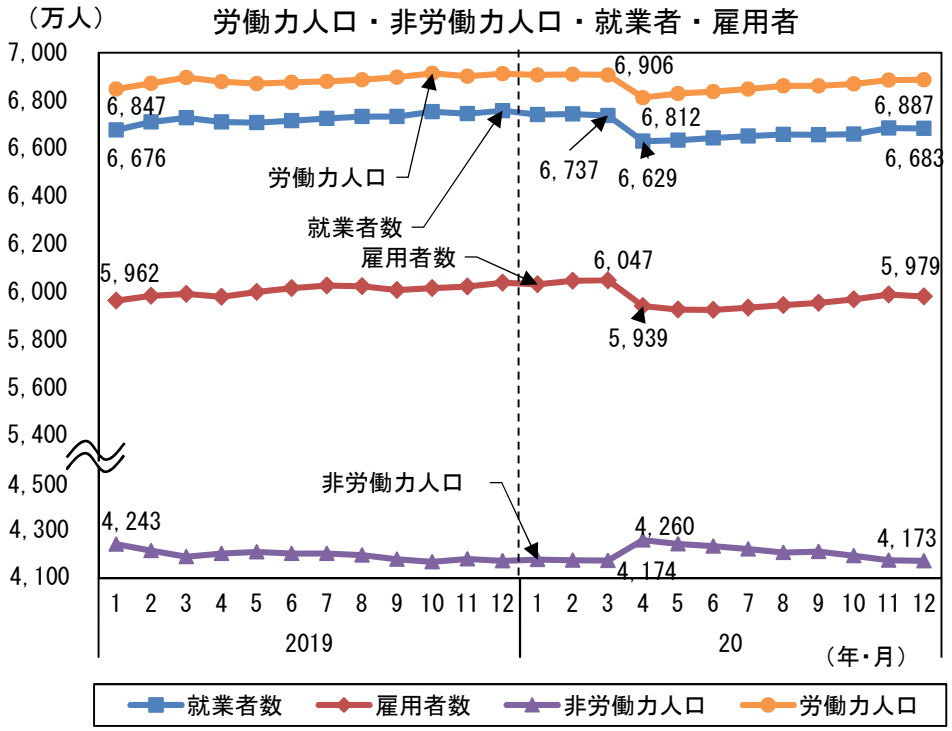


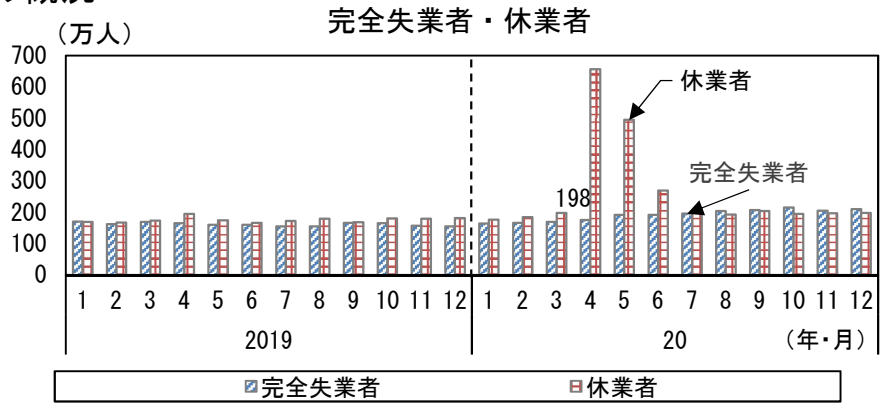

資料出所　総務省「家計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。
（注）　１）二人以上の世帯のうち勤労者世帯が対象。
２）４、５月の２か月連続で前年同月比増加又は減少した費目について示したもの。
３）名目増減率。

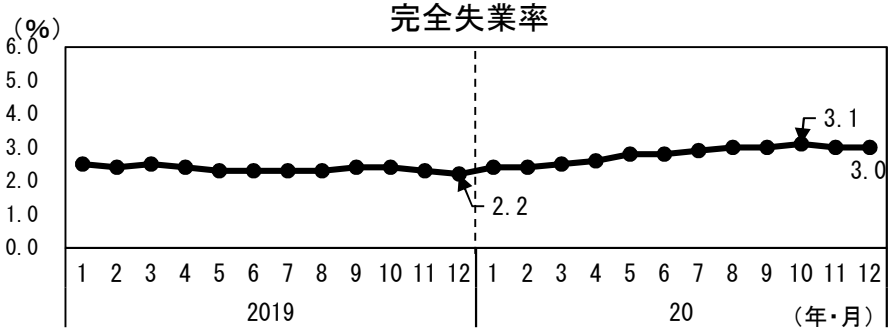
# －労働市場全体の状況（雇用の動き①）－

- 感染拡大防止のための経済活動の抑制により、2020年４月には就業者数、雇用者数が約100万人減少。その後、緩やかに回復傾向となったが、年内に元の水準には戻らず。一方で、非労働力人口は４月に約100万人増と大幅に増加した後、緩やかに減少し、年内に元の水準に戻っている。
- 休業者数は、2020年４月に前年同月差420万人増と急増したが、５月以降減少し、８月には前年同月差約14万人増まで減少した後、おおむね横ばいで推移。
- 就業者数、雇用者数が減少した一方、完全失業者数、完全失業率は緩やかに増加、上昇傾向となり、完全失業率は10月に3.1%となった。

## 労働力の概況



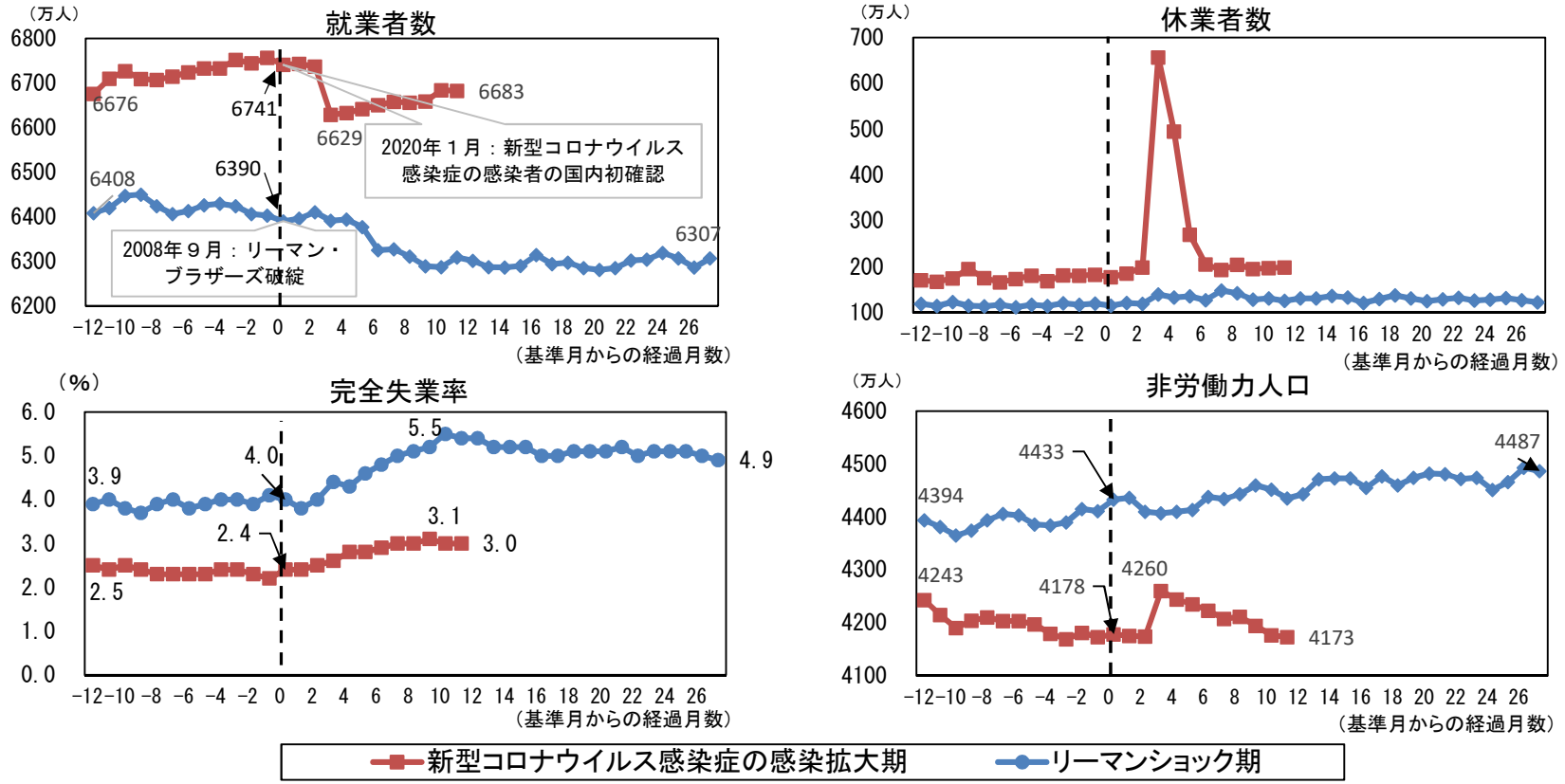




資料出所　総務省「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　労働力調査における「休業者」は、月末１週間に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、
・雇用者で仕事を休んでいても給料・賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者
・自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者
をいう。

# －労働市場全体の状況（雇用の動き②）－

- リーマンショック期と比較すると、就業者数は、感染拡大前にはリーマンショック期よりも高い水準にあったところ、2020年４月に前月比で108万人減少し、リーマンショック期を通じた減少幅と同程度の幅で落ち込んだ。
- 休業者数は、2020年４月にリーマンショック期と比較して急激に増加したが、５月以降急速に減少。
- 完全失業率は、感染拡大前にはリーマンショック期よりも低い水準にあったところ、上昇幅もリーマンショック期よりも小さく、2020年内の最大でも3.1%とリーマンショック期よりも低い水準にとどまった。
- 非労働力人口は、感染拡大前にはリーマンショック期よりも低い水準にあったところ、2020年４月に前月比86万人増と一時的に大幅に増加した後、１年以内に元の水準に戻ったが、期間を通じてリーマンショック期よりも低い水準で推移した。

## 就業状態に関する各指標の水準の比較

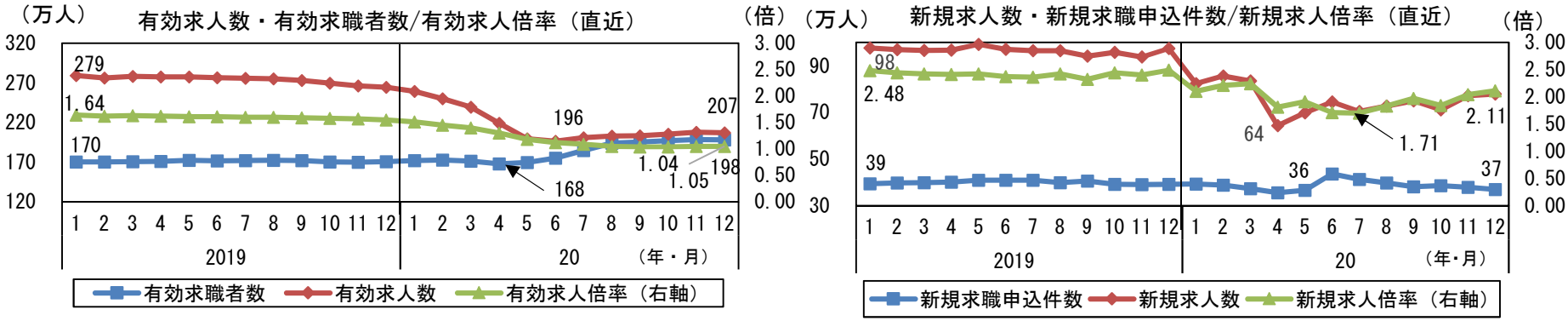



資料出所　総務省「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　数値はすべて季節調整値（休業者数のみ、厚生労働省政策統括官付政策統括室において独自に作成した季節調整値を用いている）。

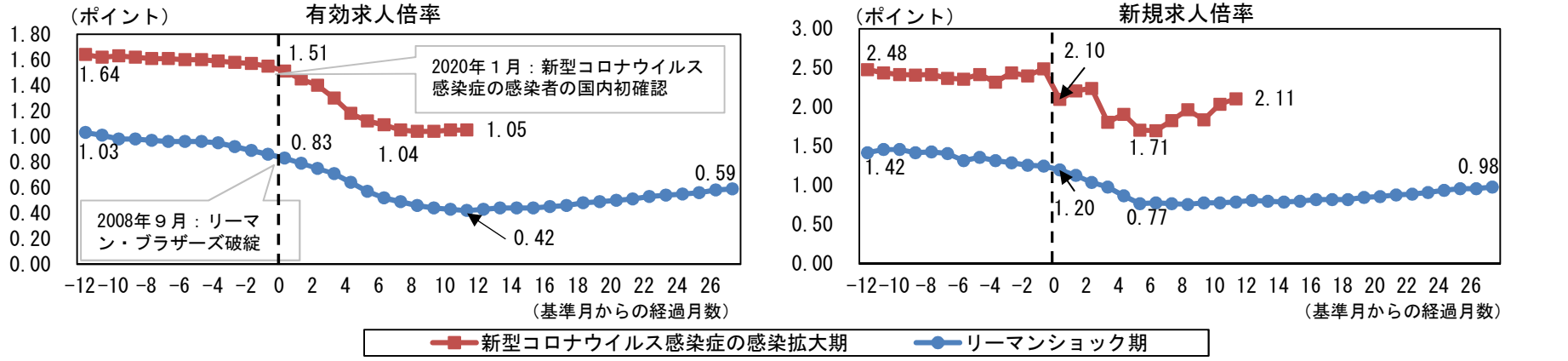
# －労働市場全体の状況（雇用の動き③）－

- 有効求人数は2020年４～５月、新規求人数は４月を中心に減少した後、いずれも弱いながらも持ち直しの動き。一方、新規求職申込件数が７月以降緩やかに減少傾向で推移する中で、有効求職者数は夏頃に増加傾向となった後、おおむね横ばい。
- 有効求人倍率は９月に1.04まで低下し、その後も弱い動き。新規求人倍率は７月を底に上昇傾向で推移。
- リーマンショック期と比較すると、感染拡大期の有効求人倍率、新規求人倍率は、感染拡大前から高い水準にあり、感染拡大の影響により大きく低下した後もリーマンショック期の水準を上回っていた。

## （１）求人・求職に関する主な指標の動き（2019年～2020年）




## （２）求人・求職に関する主な指標の水準の比較

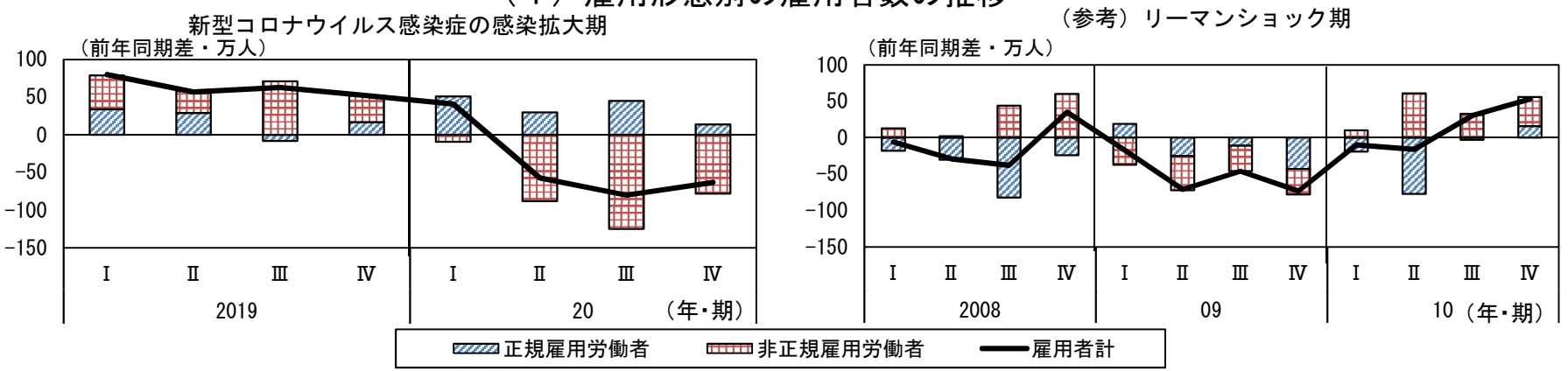



資料出所　厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　数値はすべて季節調整値。

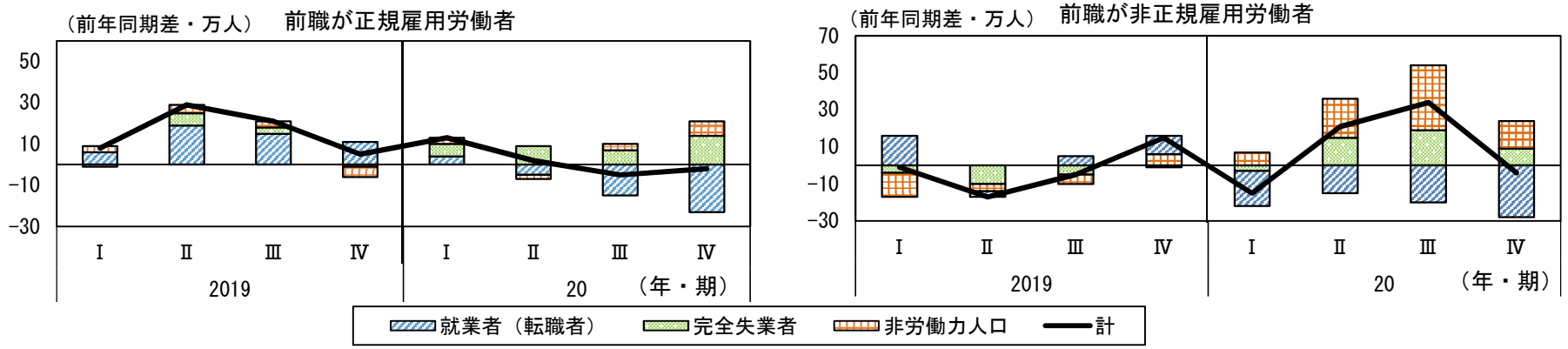
# －労働市場全体の状況（雇用の動き④）－

- 雇用者数の変動を雇用形態別にみると、2020年を通じて正規雇用労働者は増加を続けた一方、非正規雇用労働者が大きく減少した。リーマンショック期には正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに前年同期比で減少していた点と異なる。
- 離職者のその後の就業状況をみると、正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに再び就業者となった者（転職者）が減少した。前職が非正規雇用労働者であった者では、非労働力人口や完全失業者となった者が増加した。前職が正規雇用労働者であった者でも、完全失業者となる者が増加傾向となった。

## （１）雇用形態別の雇用者数の推移




## （２）前職の雇用形態別にみた就業状態の動向（過去１年以内に離職した者）

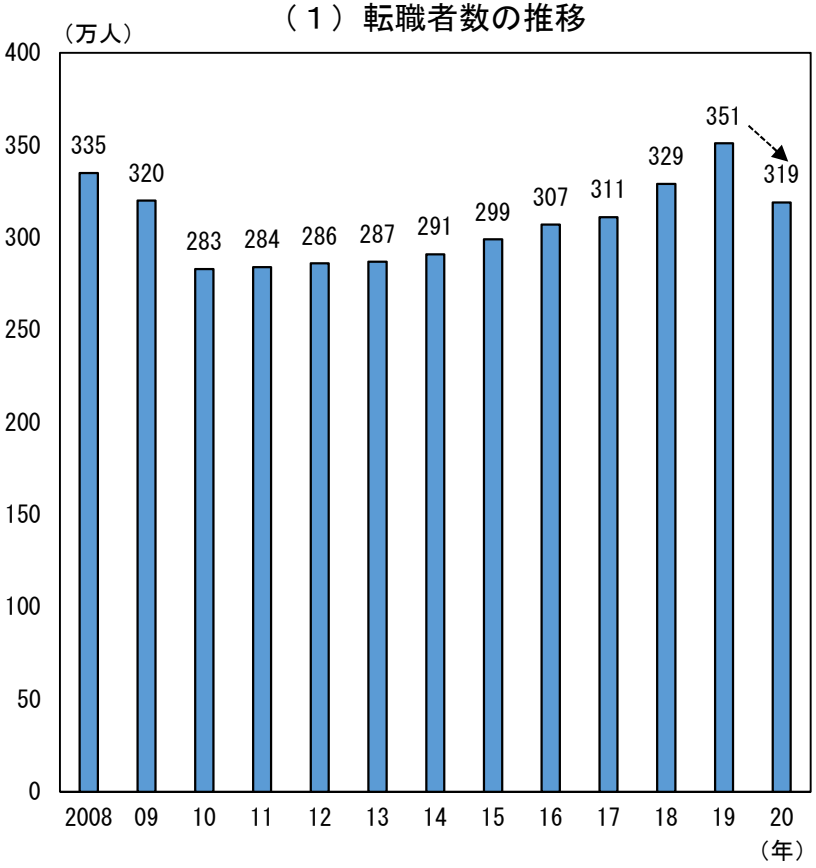



資料出所　総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　1）雇用者計は役員を除いている。
　　2）数値は原数値。

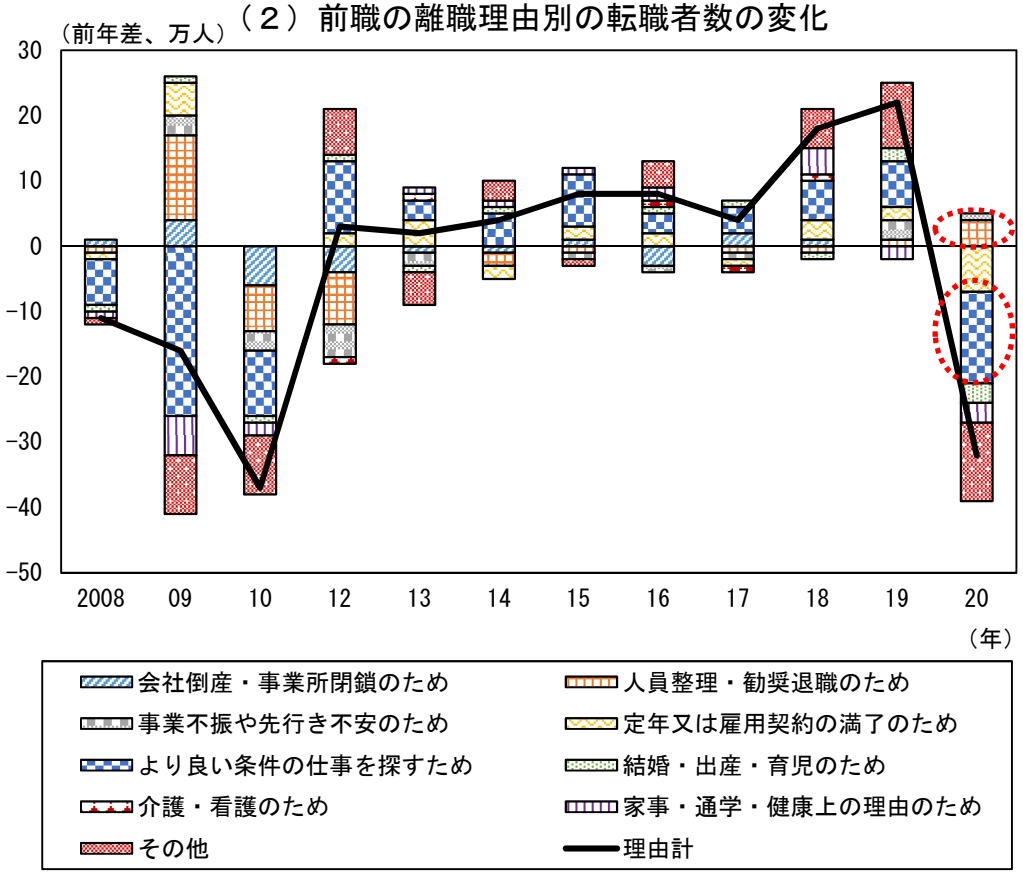
# －労働市場全体の状況（転職者の動向）－

- 転職者数（過去１年以内に離職経験のある就業者）の推移をみると、2020年は感染拡大の影響により、2010年以来10年ぶりに減少に転じ、32万人と減少幅も大きくなっている。
- 転職者の前職の離職理由の変化（前年差）をみると、2020年には、「人員整理・勧奨退職のため」等により離職し、転職した者が増加した一方で、「より良い条件の仕事を探すため」に転職した者が大きく減少している。

（１）転職者数の推移




（２）前職の離職理由別の転職者数の変化




資料出所　総務省「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

（注）　１）転職者とは、就業者のうち前職のある者で、過去１年間に離職を経験した者をいう。

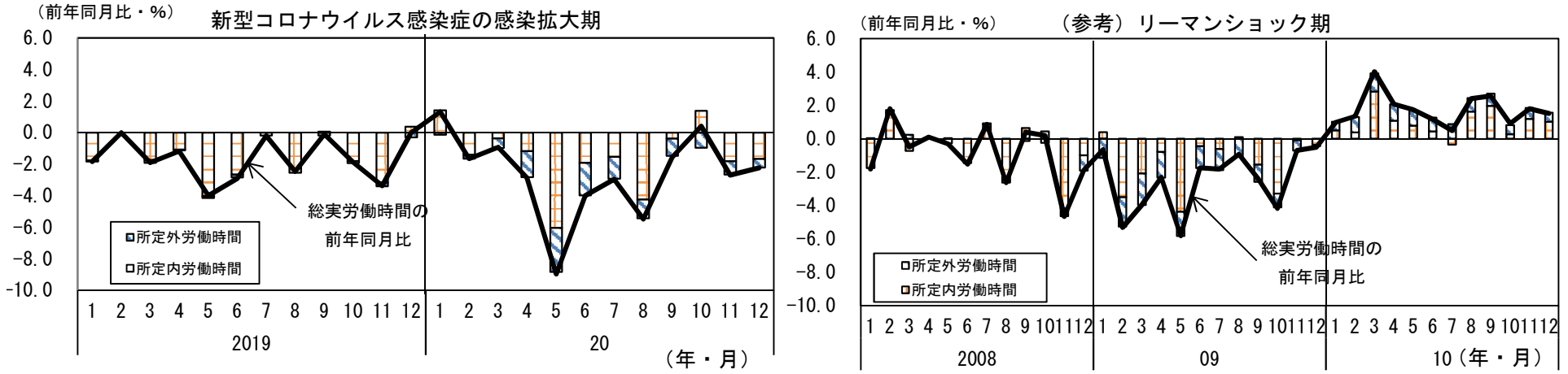
２）転職者数の推移については、時系列接続用数値による。2011年の数値は東日本大震災の影響により全国集計結果が存在しないため、補完的推計値（新基準）を使用している。

３）前職離職理由別転職者数の推移については、2011年は全国集計結果が存在しないため、2012年については2010年との差である。

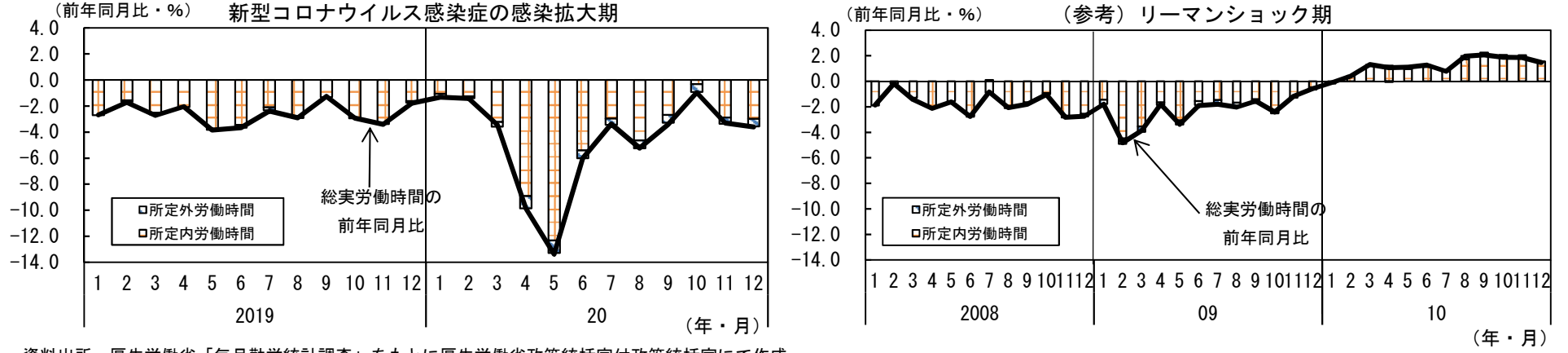
# －労働時間と賃金の状況（労働時間）－

➢　労働時間への影響をみると、一般労働者では所定内労働時間及び所定外労働時間の減少により、2020年５月に前年同月比9.0%減と大きく減少。パートタイム労働者では主に所定内労働時間の減少により、同月に前年同月比13.4%減と大きく減少。いずれも一時的にリーマンショック期よりも大きく減少しており、特にパートタイム労働者の労働時間の減少幅が大きい。

## （１）一般労働者の総実労働時間の変動要因の推移




## （２）パートタイム労働者の総実労働時間の変動要因の推移

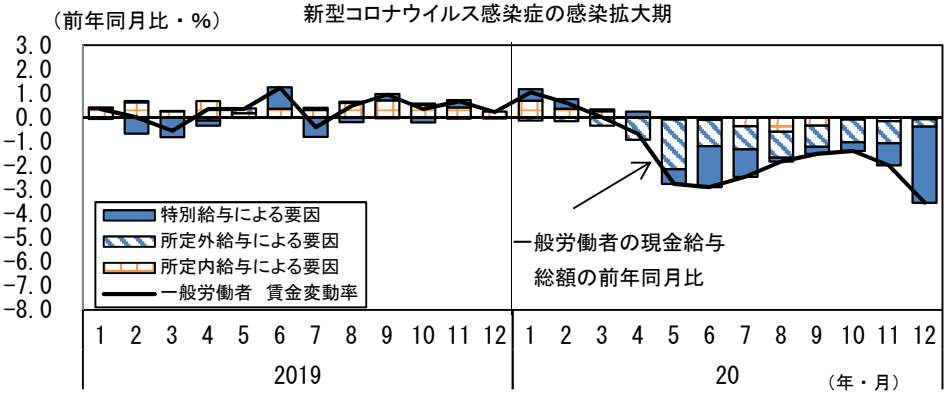


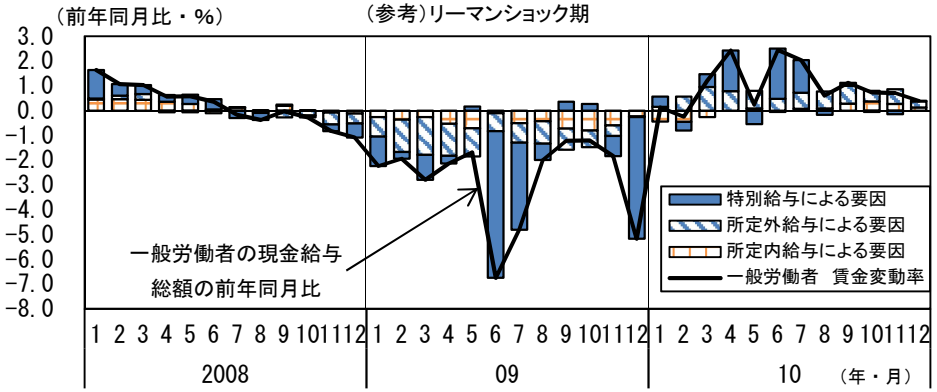

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）調査産業計、事業所規模５人以上の値を示している。
２）一般労働者、パートタイム労働者のそれぞれについて、指数（総実労働時間指数、所定内労働時間指数、所定外労働時間指数）のそれぞれに基準数値(2015年)を乗じ、100で除し、時系列接続が可能になるように修正した実数値を用いている。

# －労働時間と賃金の状況（賃金）－

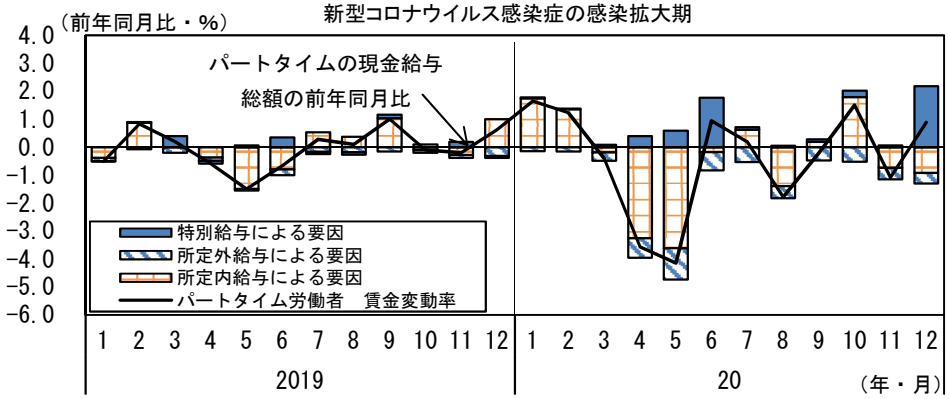
- 賃金への影響をみると、一般労働者の名目賃金は、2020年４月以降、所定外給与や特別給与の減少により減少したが、減少幅はリーマンショック期よりも総じて小さい。
- パートタイム労働者の名目賃金は、４～５月の緊急事態宣言下に前年同月比で４月に3.6%減、５月に4.1%減と大きく減少した。一方で、６月、12月には前年同月比でそれぞれ増加しており、これは働き方改革関連法の同一労働同一賃金に関する規定が大企業で施行（2020年４月）され、雇用形態間の不合理な待遇差の解消が求められたこと等を背景として、特別給与が増加したことによるものと考えられる。

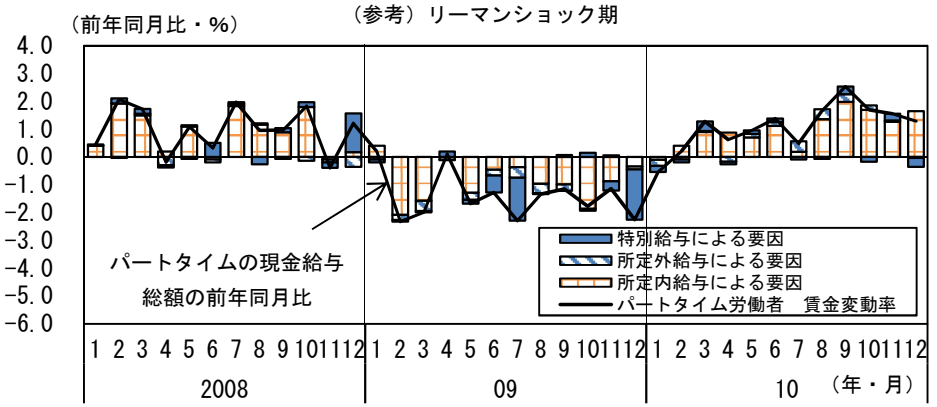
## （１）一般労働者の現金給与総額（名目）の変動要因の推移




## （２）パートタイム労働者の現金給与総額（名目）の変動要因の推移




資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

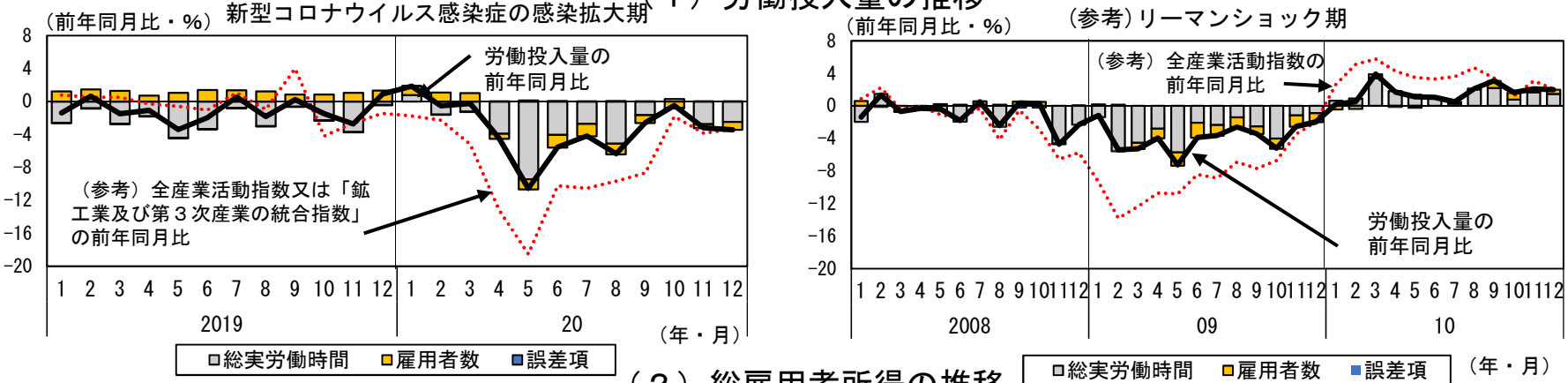
（注）　１）調査産業計、事業所規模５人以上の値を示している。

２）一般労働者、パートタイム労働者のそれぞれについて、指数（現金給与総額指数、定期給与指数、所定内給与指数）にそれぞれの基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能になるように修正した実数値を用いている。所定外給与＝定期給与（修正実数値）－所定内給与（修正実数値）、特別給与＝現金給与総額（修正実数値）－定期給与（修正実数値）で算出している。このため、「毎月勤労統計調査」の公表値の増減とは一致しない場合がある。

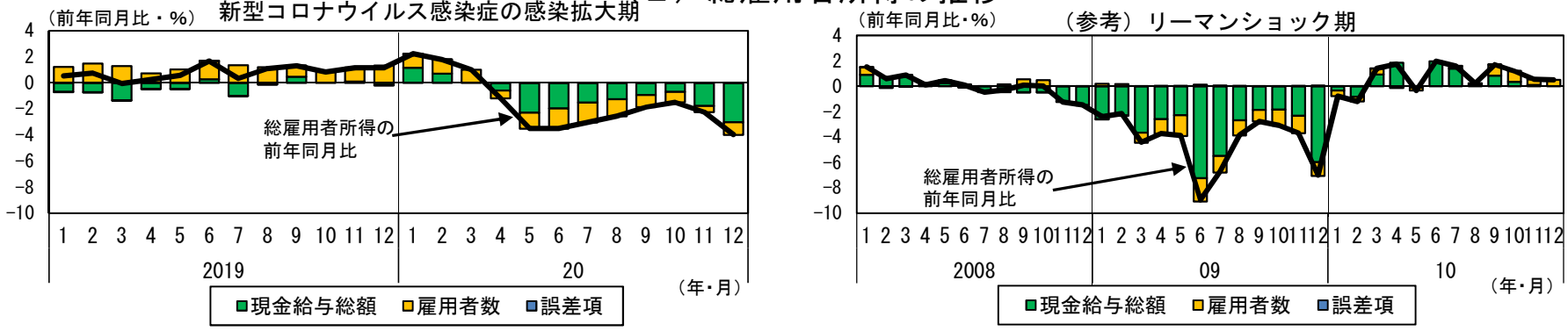
# Ⅱ－１－（１）　－労働時間と賃金の状況（労働投入量と総雇用者所得）－

- 雇用者の総労働量を示す労働投入量（雇用者数×一人当たり労働時間）は、2020年５月に大幅に減少し、12月時点でも前年の水準を下回り、最大減少幅はリーマンショック期よりも大きくなった。
- 一方、雇用者全体の総賃金額を示す総雇用者所得（雇用者数×一人当たり賃金）は、リーマンショック期よりも小幅な減少にとどまった。
- 企業の雇用維持の取組や政策による下支え効果があったことがうかがえる。

## （１）労働投入量の推移




## （２）総雇用者所得の推移



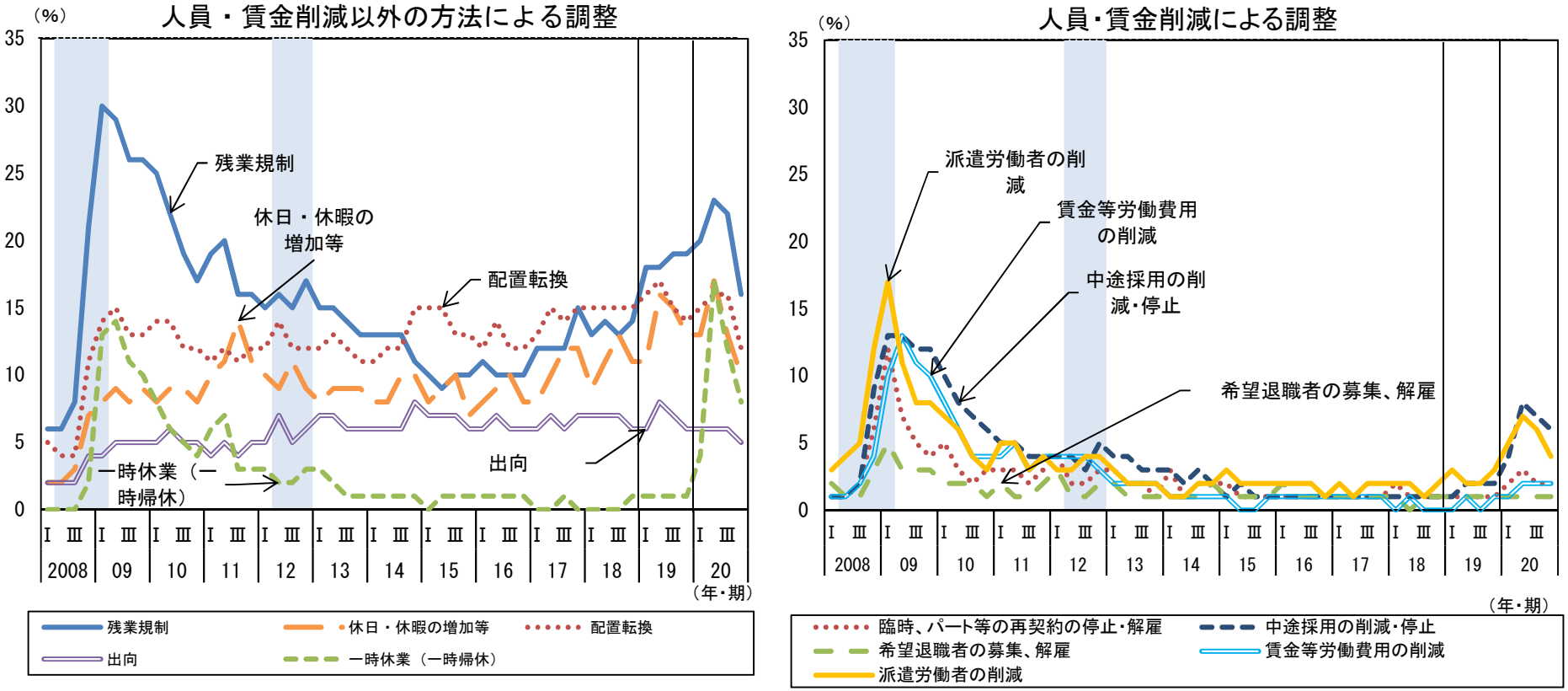

資料出所：（１）図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査（基本集計）」、経済産業省「全産業活動指数」「鉱工業生産指数」「第３次産業活動指数」、（２）図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて推計

（注）１）（１）図の労働投入量は、総実労働時間数(原指数)に雇用者数（原数値）を乗じて算出している。また、総実労働時間指数は、調査産業計、就業形態計、事業所規模５人以上の値を利用している。
２）（１）図の労働投入量の変化率は、総実労働時間指数の変化率、雇用者数の変化率及び誤差項に分解し、算出している。
３）（１）図の全産業活動指数は、2020年７月に作成を終了しており、2020年８月以降は、2015年基準の「鉱工業生産指数」「第３次産業活動指数」をもとに算出した「鉱工業及び第３次産業の統合指数」(2015年基準)の前年同月比を掲載している。また、全産業活動指数、鉱工業生産指数、第３次産業活動指数については、原指数を使用している。
４）（２）図の総雇用者所得は、現金給与総額指数（原指数）に雇用者数（原数値）を乗じて算出している。なお、厚生労働省において独自に作成した試算値であり、内閣府の「月例経済報告」の名目総雇用者所得とは若干算出方法が異なる。また、現金給与総額指数は、調査産業計、就業形態計、事業所規模５人以上の値を利用している。
５）（２）図の総雇用者所得の変化率は、現金給与総額指数の変化率、雇用者数の変化率及び誤差項に分解し、算出している。

# Ⅱ－１－（１）　－雇用維持の動きと政府の対応（雇用調整等の動き）－

- 企業が用いた雇用調整等の方法をみると、2020年には、雇用調整等を実施した事業所のうち「残業規制」「休日・休暇の増加等」「配置転換」等の人員・賃金削減以外の方法を実施した事業所の割合が上昇し、多く実施されていることが分かる。これはリーマンショック期と同様の傾向といえる。
- 一方、人員・賃金削減による雇用調整等（「派遣労働者の削減」「中途採用の削減・停止」「賃金等労働費用の削減」等）を実施した事業所の割合は、リーマンショック期よりも低い水準にとどまる。

## 雇用調整等の方法の実施事業所割合の推移




資料出所　厚生労働省「労働経済動向調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）グラフのシャドー部分は景気後退期。
２）本白書では、2019年～2020年の労働経済の動向を中心に分析を行うため、見やすさの観点から2019年と2020年の年の区切りに実線を入れている。

# Ⅱ－１－（１）　－雇用調整助成金等による対応①（特例措置の概要と支給決定額）－

- 感染拡大下における雇用維持・継続に向けた支援として、雇用調整助成金について助成額の日額上限や助成率の引上げ、雇用保険被保険者以外の労働者を対象とした緊急雇用安定助成金の実施等、緊急対応期間（2020年４月１日～）における大幅な特例措置が講じられた。
- 雇用調整助成金等の月別の支給決定額の推移をみると、月別の最大額、額の増加ペースともに、リーマンショック期を上回っており、経済的ショック発生から７か月が経過した2020年８月の支給決定額は約5,700億円に達し、その後もリーマンショック期よりも高い水準での支給が続いている。

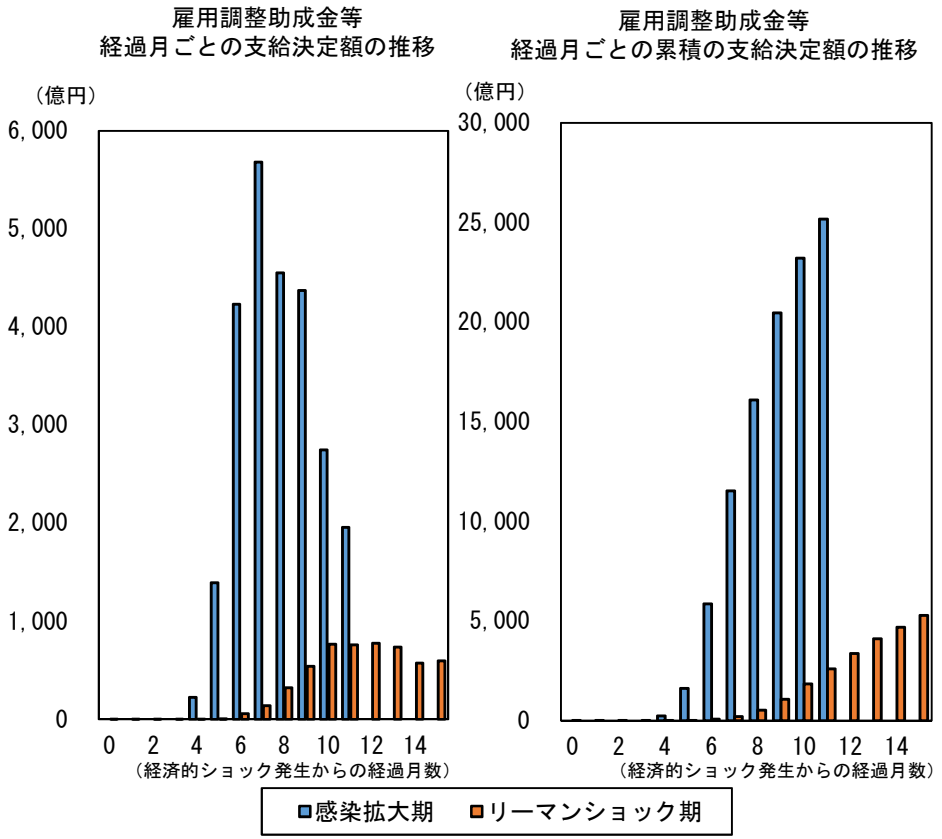
## （１）雇用調整助成金の特例措置の概要

○　雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合にその一部を助成する制度。また、雇用保険被保険者以外の労働者についても、要件を満たした場合に雇用調整助成金と同様の助成の対象とするため、特例措置として緊急雇用安定助成金を措置。

雇用調整助成金の特例措置の主な内容（2020年４～12月の内容）

| | 特例以外の場合の雇用調整助成金 | 雇用調整助成金の特例措置 |
|---|---|---|
| 対象事業主 | 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種） |
| 生産指標要件（売上等） | ３か月10%以上減少 | １か月５%以上減少 |
| 対象労働者 | 雇用保険被保険者が対象 | 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成（緊急雇用安定助成金） |
| 休業手当助成率 | 2/3（中小）1/2（大企業） | 4/5(中小)、2/3(大企業)<br>※解雇等を行わない場合：10/10（中小）、3/4（大企業） |
| 日額上限額 | 日額上限額　8,370円 | 日額上限額　15,000円 |
| 事前の計画届出の提出 | 必要 | 不要 |
| 支給限度日数 | １年100日、３年150日 | 同左＋緊急対応期間中の休業等の実施日数 |

## （２）雇用調整助成金等の支給決定額の推移

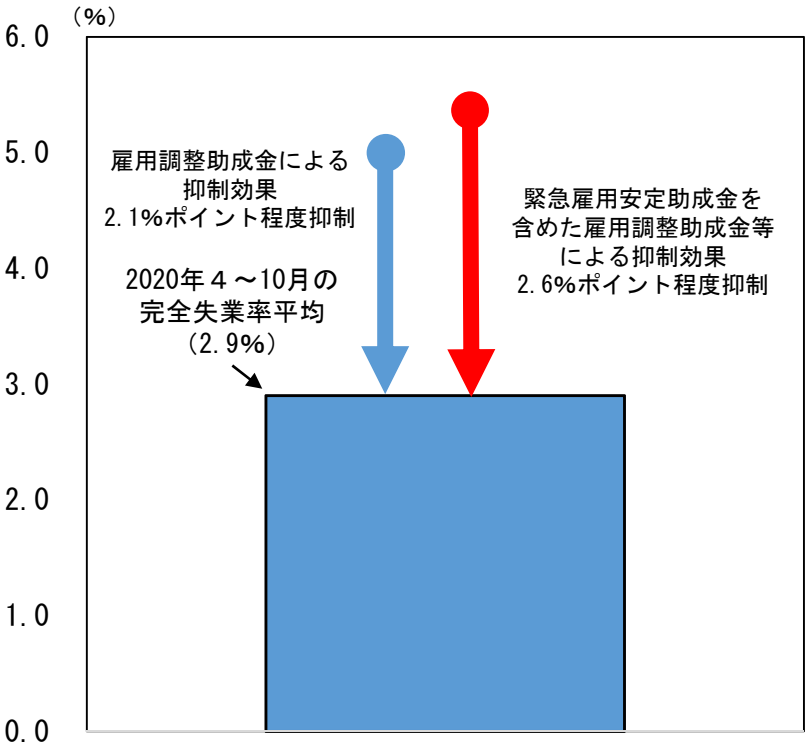



資料出所　厚生労働省資料をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成。
（注）（２）図は、感染拡大期の額は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の合計額である。感染拡大期は支給決定額を、リーマンショック期は支給額を記載している。感染拡大期は2020年１月を、リーマンショック期は2008年９月を起点とし、経過月ごとに比較している。

# －雇用調整助成金等による対応②（失業抑制効果）－

➢　雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効果を推計すると、その支給により2020年４～10月の完全失業率が2.6%ポイント程度抑制されたものと見込まれる（一定の仮定の下に算出したものであり、相当の幅をもってみる必要がある）。

※　一方、雇用調整助成金等の支出は、成長分野への労働移動を遅らせる、雇用保険財政のひっ迫といった影響をもたらしている。




**●具体的な推計方法**

※2020年４～10月の７か月間を推計対象の期間とし、この期間を通じた抑制効果を推計

**（１）１人１日当たり平均支給額**

サンプル調査の１人１日当たり平均支給額（円／人日）＝サンプル調査の支給決定金額÷サンプル調査の休業支給日数（人日）

**（２）期間中の支給総額**

サンプル調査の判定基礎期間と支給決定日の関係からみると、10月までが判定基礎期間であるものは平均すると2020年12月末までに支給決定がなされたとみなせるため、2020年12月末までの支給総額を使用。

**（３）月平均延べ休業日数**

月平均延べ休業日数＝期間中の支給総額÷サンプル調査の１人１日当たり平均支給額÷７

※判定算定基礎期間４～10月を対象としているため、７で除している。

**（４）月換算の月平均対象者数**

月換算の月平均対象者数＝月平均延べ休業日数÷月平均所定労働日数

※月平均所定労働日数は厚生労働省「令和２年就労条件総合調査」の年間休日総数（労働者平均）を用いて算出。

**（５）完全失業率の抑制効果**

月平均の完全失業率の上昇抑制効果＝月換算の月平均対象者数÷月平均労働力人口（2020年４～10月平均）

※雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定。

**●本白書以外の雇用調整助成金等の効果についての分析**

・ＪＩＬＰＴ（2017）では、リーマンショック期には、雇用調整助成金により、2009年４～６月期において、完全失業率0.8～1.0%ポイント程度の失業抑制効果があったと試算している。

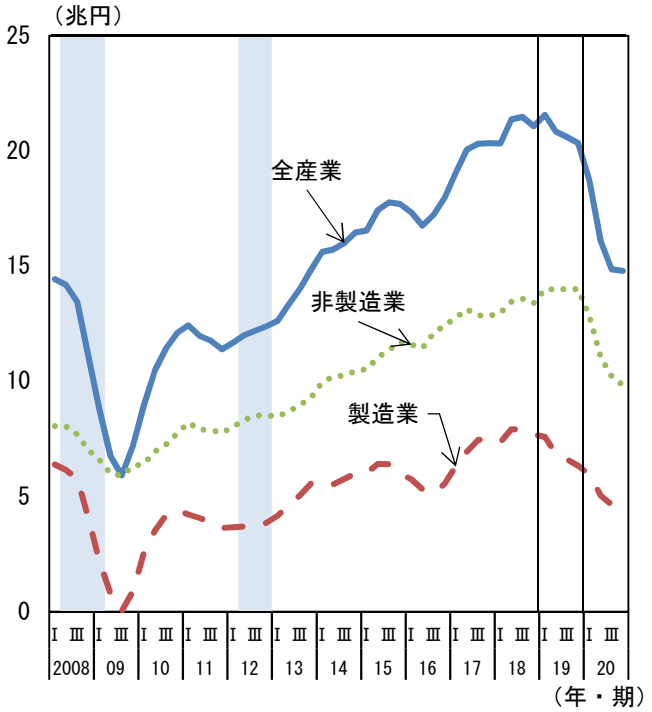
・内閣府（2021）の推計によれば、試算結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、2020年第Ⅱ四半期から第Ⅳ四半期までの各四半期において、完全失業率は２～３%ポイント程度抑制されたと見込まれるとしている。

資料出所　厚生労働省公表の雇用調整助成金等の支給実績データ、厚生労働省職業安定局が実施したサンプル調査、総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自推計。

# Ⅱ－１－（２）　産業による影響の違い　－産業別の動き（経常利益）－

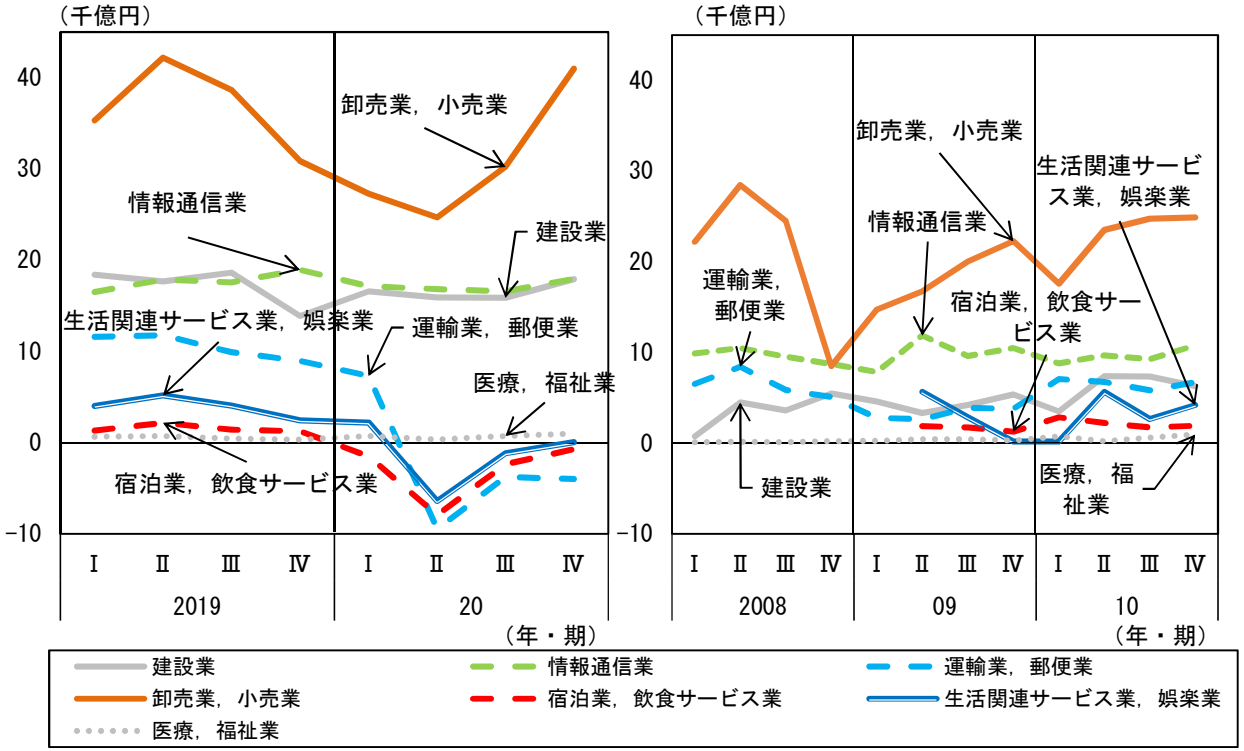
- 企業の経常利益を産業別にみると、2020年には製造業、非製造業のいずれにおいても急速に減少した。
- 非製造業の主要産業別にみると、リーマンショック期と同様、「卸売業，小売業」で減少がみられたが、感染拡大期には、より幅広い産業で減少し、「運輸業，郵便業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」では経常利益がマイナスに転じた。

## （１）産業別経常利益の推移




## （２）非製造業における経常利益の推移

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期　　（参考）リーマンショック期

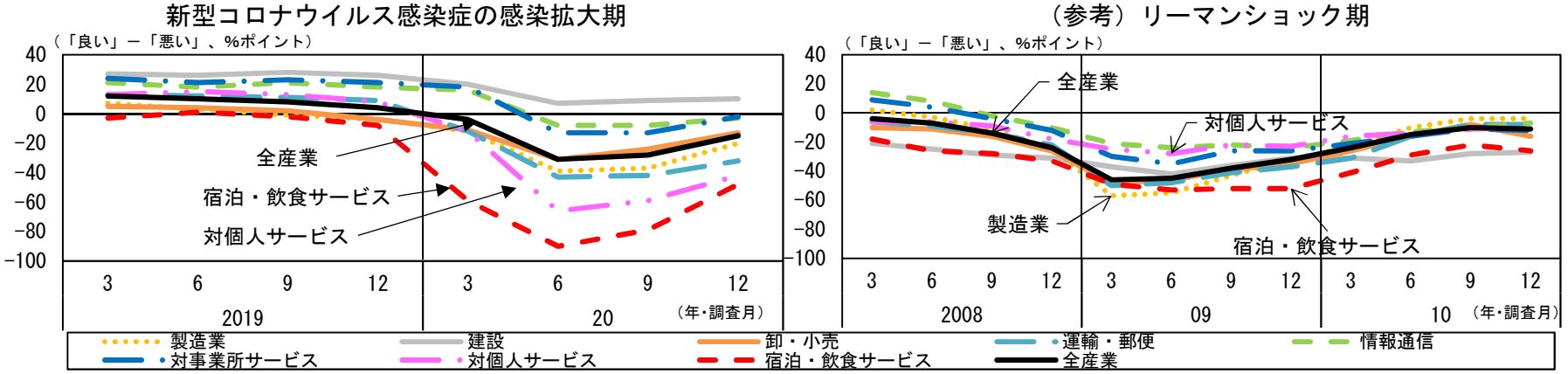



資料出所　各図は、財務省「法人企業統計調査」（季報）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）（１）図は、季節調整値を後方４四半期移動平均したもの。右図は原数値を後方４四半期移動平均したもの。
２）（１）図は、金融業、保険業は含まれていない。
３）（１）図は、グラフのシャドー部分は景気後退期。
４）（１）図は、2019年～2020年の労働経済の動向を中心に分析を行うため、見やすさの観点から2019年と2020年の年の区切りに実線を入れている。
５）（２）図は、厚生労働省においてに独自に作成した季節調整値。

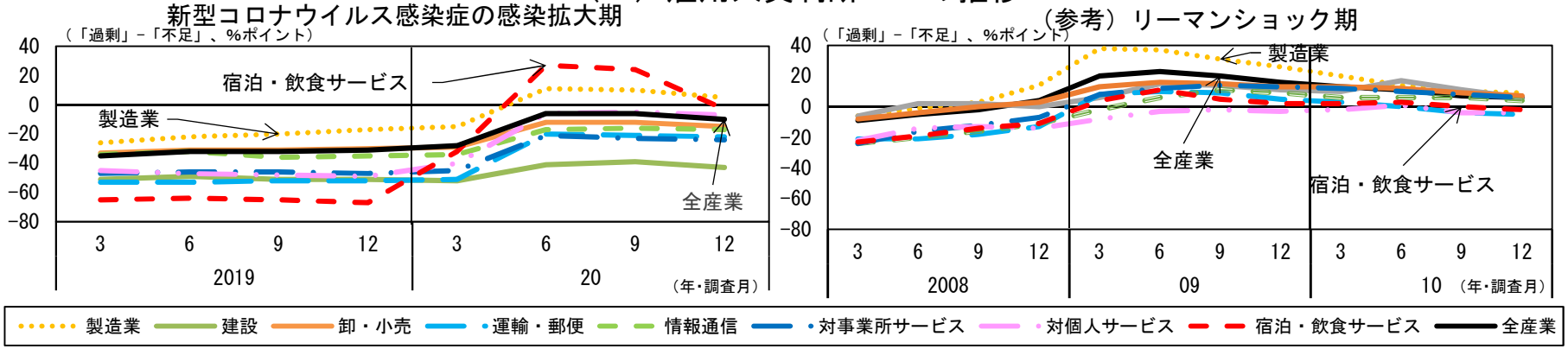
# －産業別の動き（業況・雇用人員判断D.I.）－

- 業況判断D.I.を主要産業別にみると、特に「宿泊・飲食サービス」「対個人サービス」を中心とした業況の大幅な悪化がみられた。リーマンショック期に「製造業」等を中心に幅広い産業で業況の悪化がみられた点と異なる。
- 雇用人員判断D.I.をみると、「製造業」「宿泊・飲食サービス」では過剰超に転じる動きもあったが、それ以外の産業では、従前からの人手不足の状況を背景として、不足超の状態が継続した。リーマンショック期に「製造業」を中心に大半の産業で過剰超の状態が続いた点とは異なる。

## （１）業況判断D.I.の推移




## （２）雇用人員判断D.I.の推移

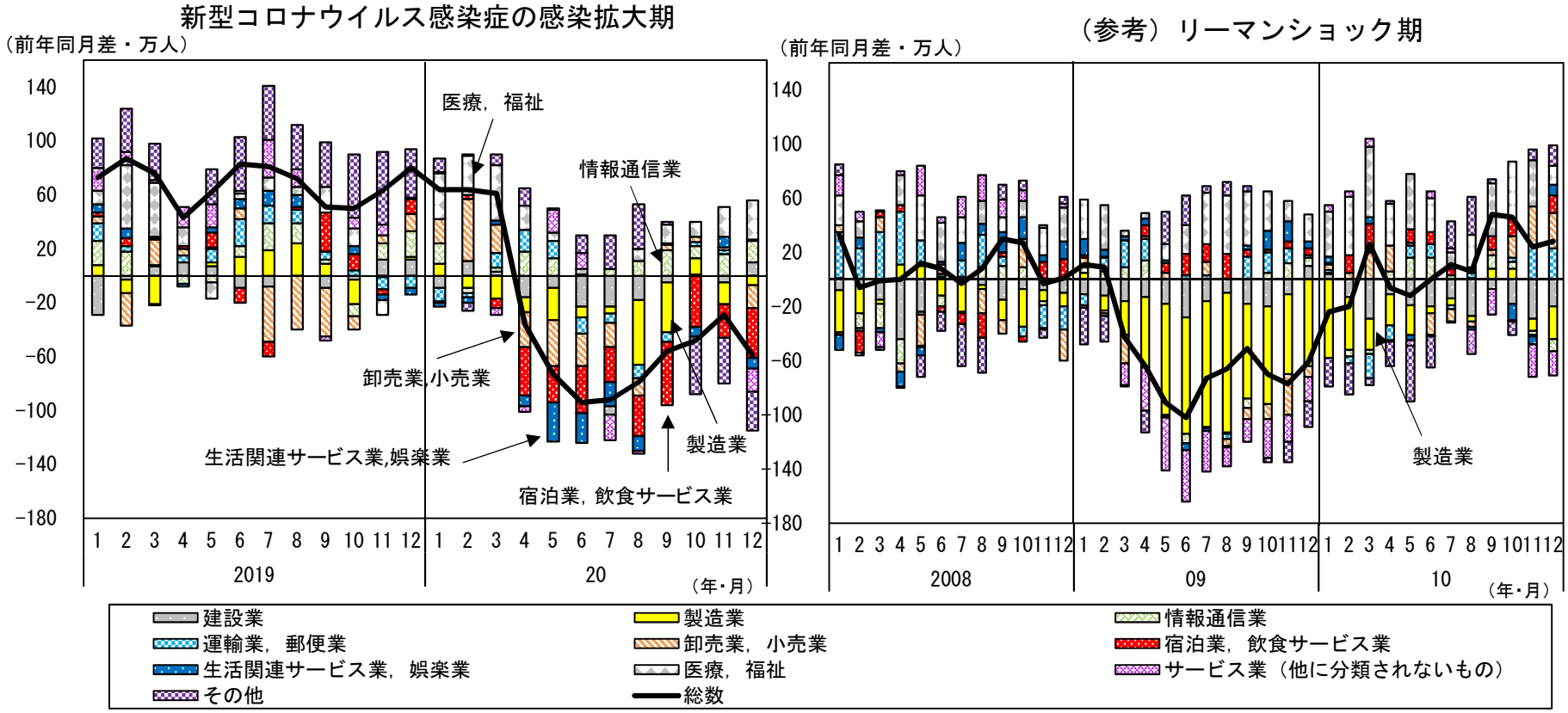



資料出所　日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）対事業所サービスには「デザイン業」「広告業」「技術サービス業（他に分類されないもの）（獣医業を除く）」「産業廃棄物処理業」「自動車整備業」「機械等修理業」「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」が含まれる。
２）対個人サービスには「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」が含まれる。

# －産業別の動き（雇用者数）－

➢　産業別に雇用者数の増減（前年同月差）をみると、「情報通信業」「医療，福祉」等では堅調に増加が続いている一方で、「宿泊業，飲食サービス業」「卸売業，小売業」「生活関連サービス業，娯楽業」などでの減少幅が大きかった。リーマンショック期に「製造業」での雇用者数の減少が目立ったこととは様相が異なる。

## 産業別の雇用者数の推移




資料出所　総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

（注）　１）数値は原数値。

２）「その他」は、「農林，漁業」「鉱業，採石業，砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業，保険業」「不動産業，物品賃貸業」「学術研究，専門・技術サービス業」「複合サービス事業」「教育，学習支援業」「公務」の合計。

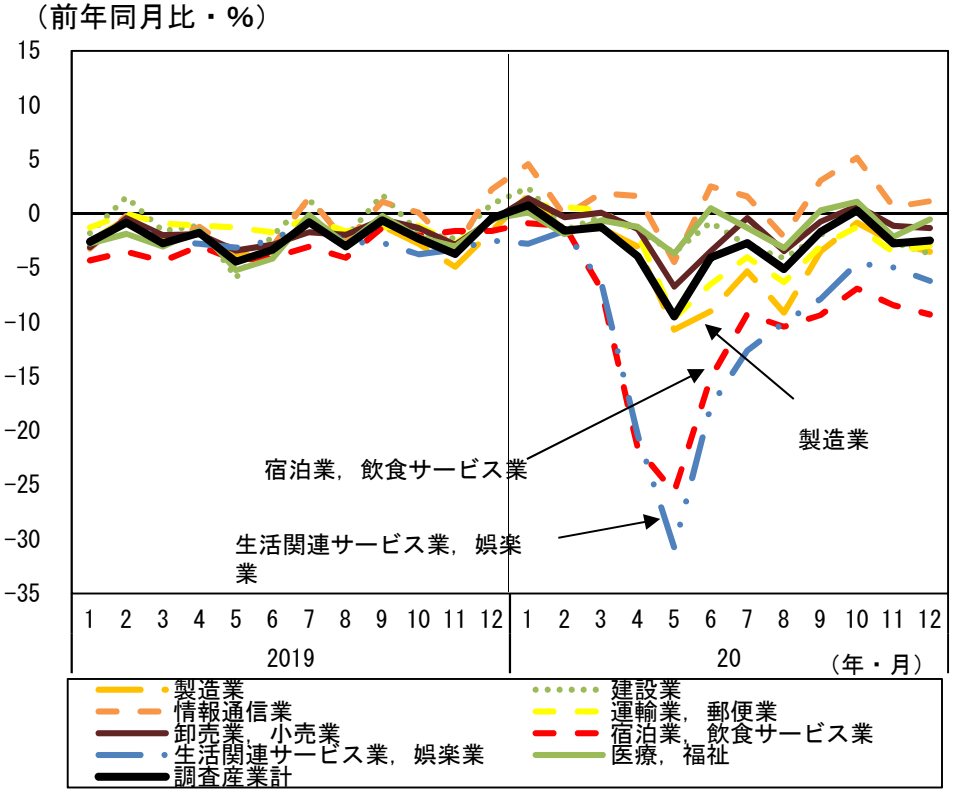
３）派遣業については、2012年12月以前は派遣元の産業、2013年１月以降は派遣先の産業で集計されているため、単純比較はできない。

# －産業別の動き（総実労働時間）－

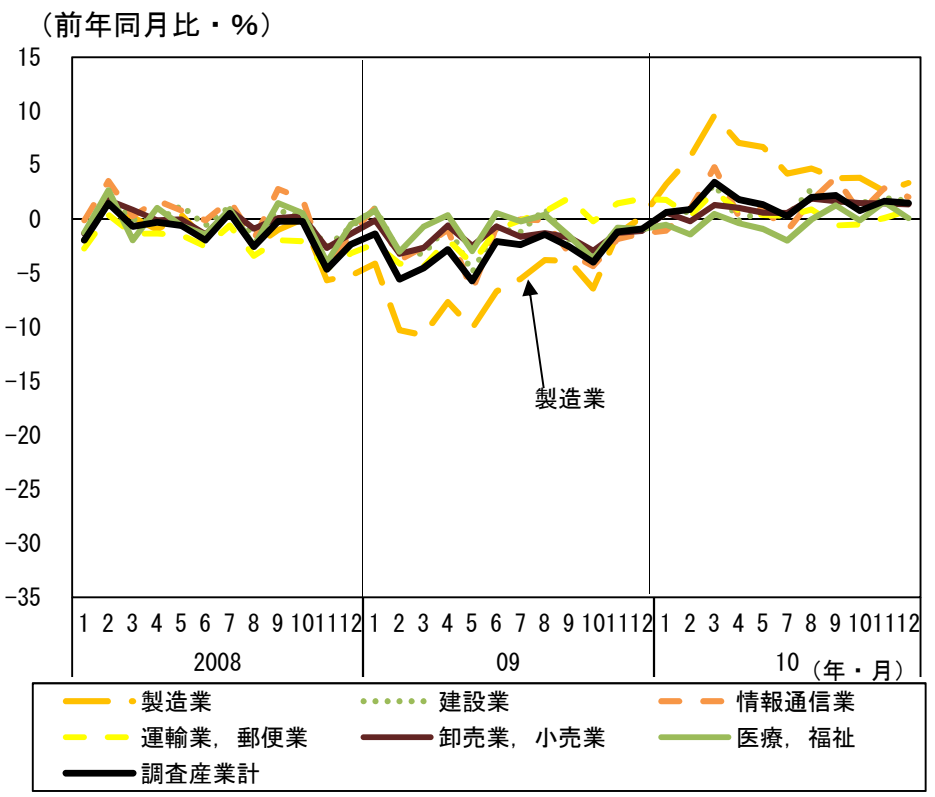
➢　産業別に総実労働時間の増減（前年同月比）をみると、多くの産業で2020年３月以降急速に減少し、2020年５月に「生活関連サービス業，娯楽業」で30.8%減、「宿泊業，飲食サービス業」で25.7%減と特に大きく減少した。リーマンショック期の最大減少幅である2009年３月の「製造業」の10.7%減よりも大きく減少したことが分かる。

## 産業別にみた総実労働時間の推移

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期




（参考）リーマンショック期



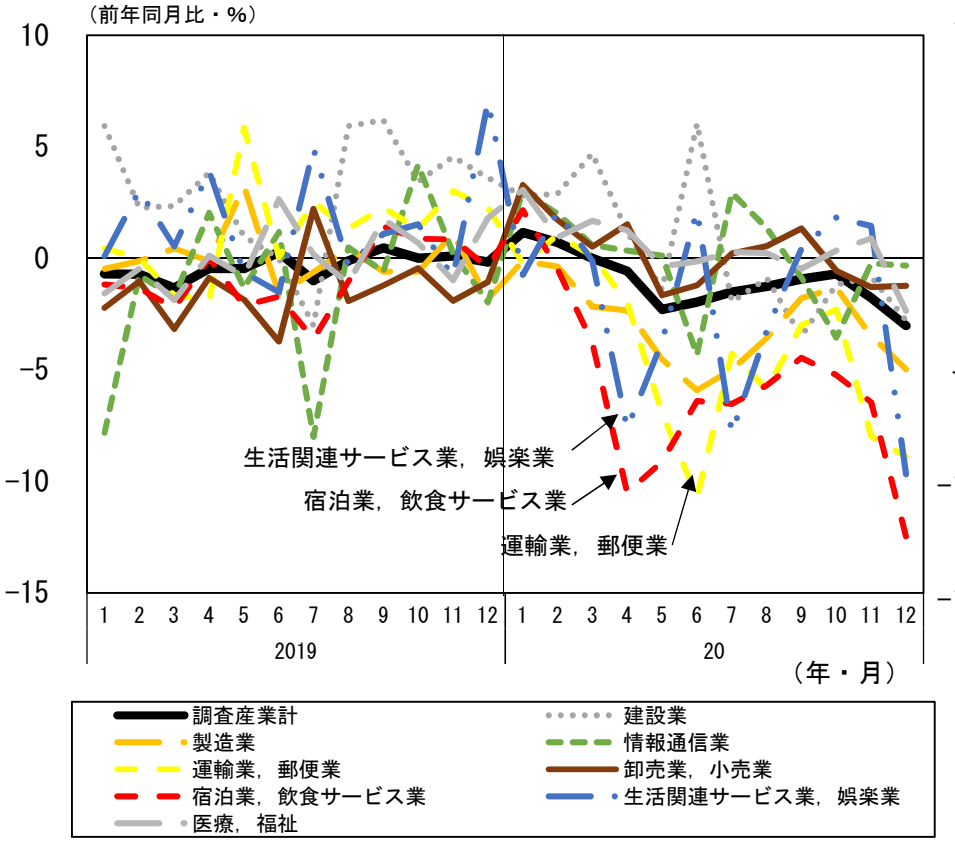

資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）調査産業計、就業形態計、事業所規模５人以上の値を示している。
２）指数(総実労働時間指数)に基準数値(2015年)を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。
３）「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」は、2010年以降しか統計データがなく、リーマンショック期には記載していない。

# －産業別の動き（現金給与総額）－

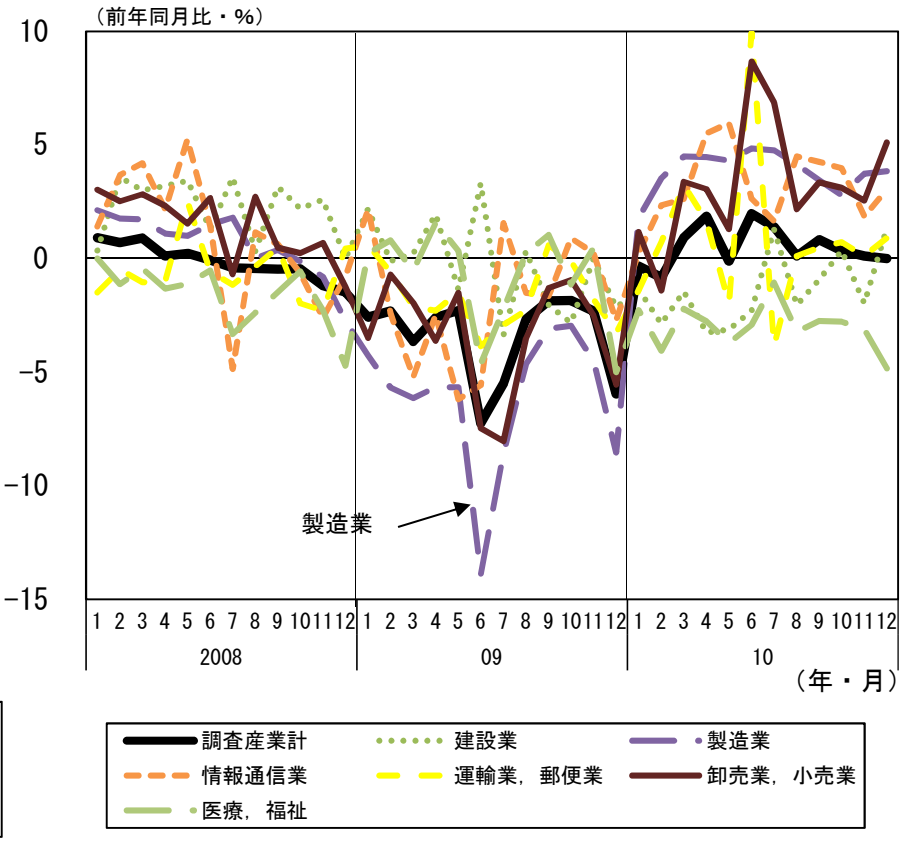
➢　産業別に現金給与総額の増減（前年同月比）をみると、2020年３月以降ほぼ全ての産業で減少し、特に「宿泊業，飲食サービス業」で12月に12.5%減、「運輸業，郵便業」で６月に10.7%減、「生活関連サービス業，娯楽業」で12月に9.7%減と減少幅が大きくなった。リーマンショック期の最大減少幅は、「製造業」の2009年６月の13.9%減であった。

## 産業別にみた現金給与総額の推移

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期




（参考）リーマンショック期

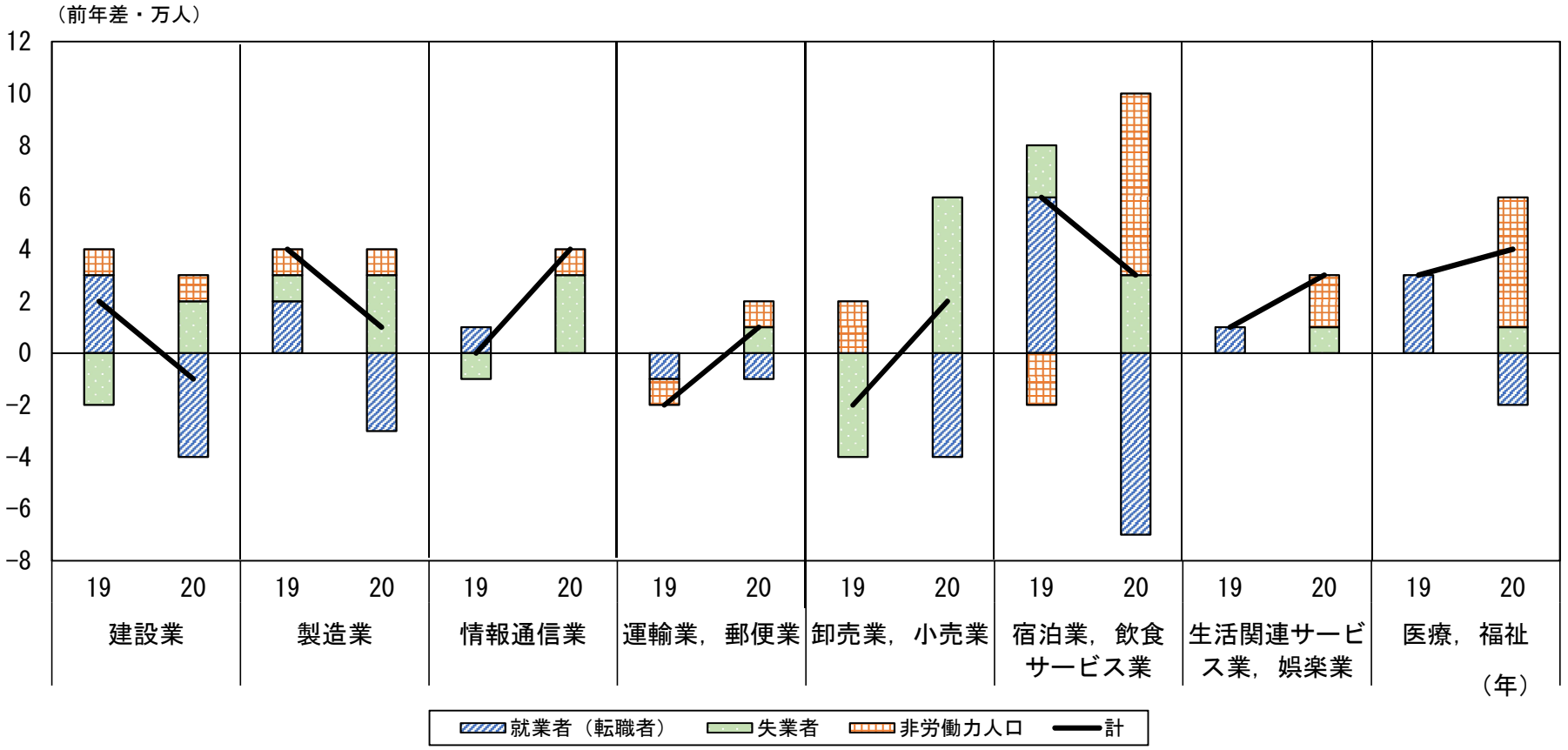



資料出所　厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）調査産業計、就業形態計、事業所規模５人以上の値を示している。
２）指数（現金給与総額指数）に基準数値（2015年）を乗じ、100で除し、時系列接続が可能となるように修正した実数値を用いている。
３）「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」は、2010年以降しか統計データがなく、リーマンショック期には記載していない。

# －産業別の動き（離職者の就業状態の動向）－

➢　過去１年以内に離職した者について、前職の産業別に2020年の就業状態の動向（前年差）をみると、「宿泊業，飲食サービス業」「建設業」「卸売業，小売業」「製造業」「医療，福祉」など多くの産業で再び就業者となった者（転職者）が減少した一方、「卸売業，小売業」「製造業」等では失業者となった者が、「宿泊業，飲食サービス業」「医療，福祉」「生活関連サービス業，娯楽業」等では非労働力化した者の増加が目立った。

前職の産業別にみた離職者の就業状態の動向（就業者・失業者・非労働力人口）

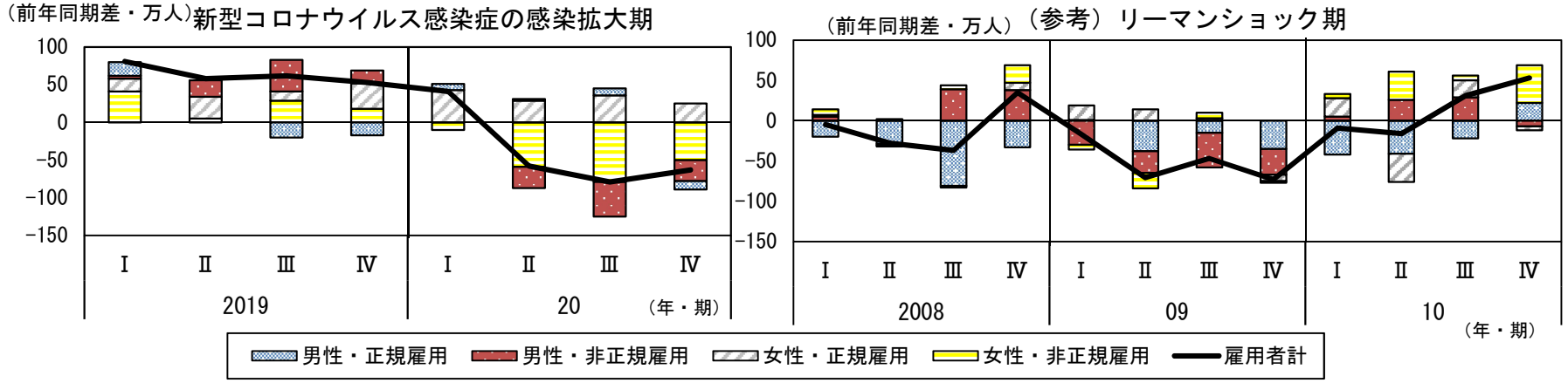



資料出所　総務省「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　数値は原数値。

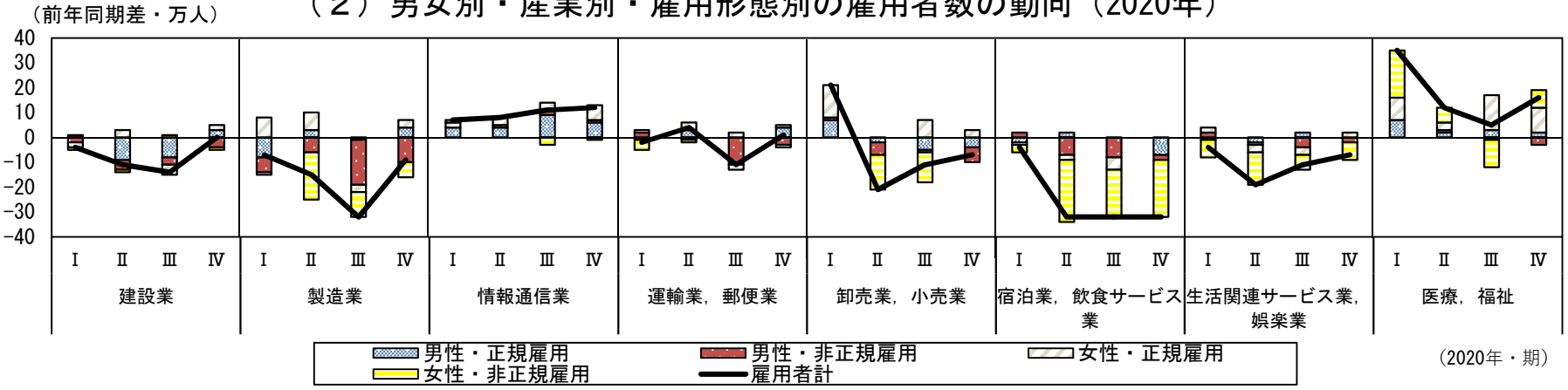
# Ⅱ－１－（３）　労働者の属性による影響の違い　－労働者の属性別の動き（雇用者数）－

- 男女別・雇用形態別に雇用者数の増減（前年同期差）をみると、2020年には女性の正規雇用労働者が増加する一方で、男性、女性ともに非正規雇用労働者が減少し、特に女性の減少が大きかった。リーマンショック期に男性の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の減少が目立ったこととは様相が異なる。
- 産業別にみると、非正規雇用労働者は、女性では「宿泊業，飲食サービス業」「製造業」「卸売業，小売業」「生活関連サービス業，娯楽業」で、男性では「製造業」で大きく減少した。

## （１）男女別・雇用形態別の雇用者数の動向




## （２）男女別・産業別・雇用形態別の雇用者数の動向（2020年）

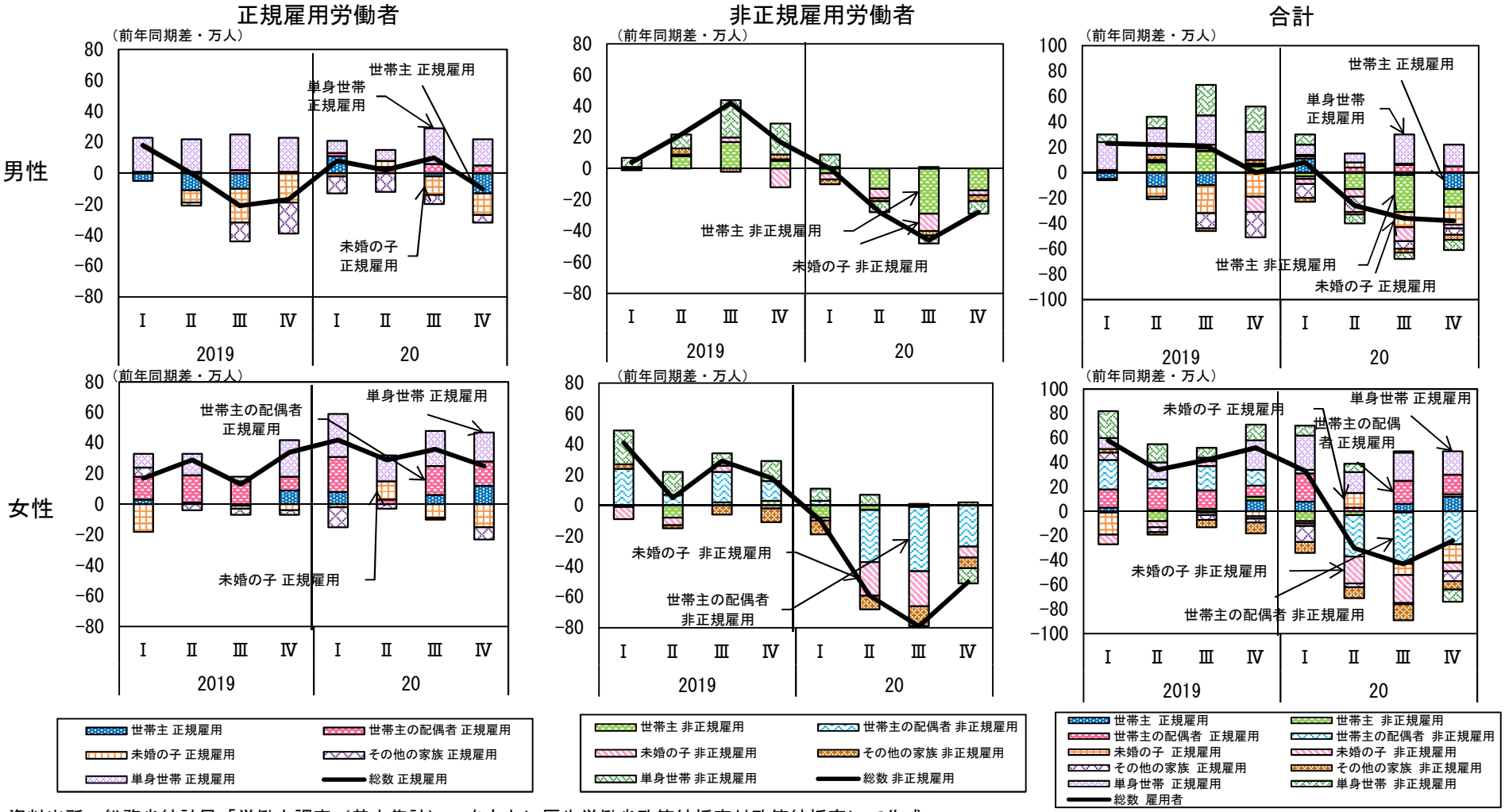



資料出所　総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　数値は原数値。

# Ⅱ－１－（３）　－労働者の属性別の動き（雇用者数（詳細））－

➢　世帯主との続柄別に雇用者数の増減（前年同期差）をみると、2020年には、非正規雇用労働者が、男性の「世帯主」、女性の「世帯主の配偶者」、男女の「未婚の子」等で減少した。正規雇用労働者は、男女の「単身世帯」、女性の「世帯主の配偶者」等を中心に増加を続けたが、年後半に男女の「未婚の子」、男性の「世帯主」で減少した。

## 男女別・雇用形態別・世帯主との続柄別雇用者数の動向

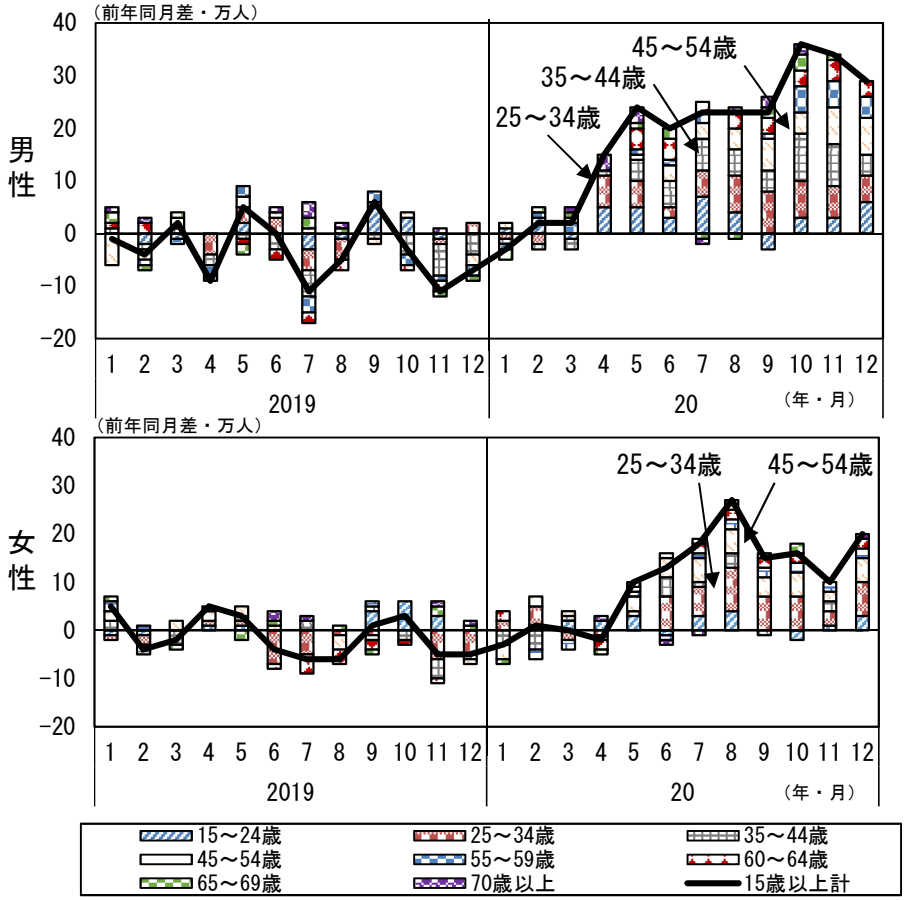



資料出所　総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　数値は原数値。

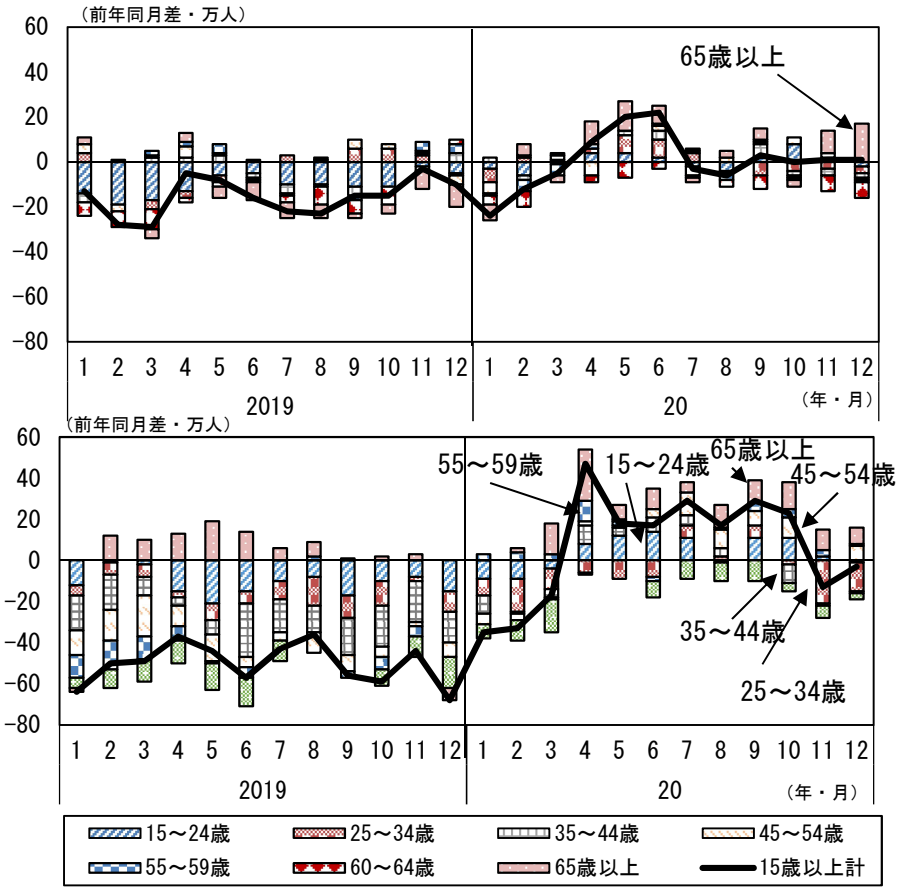
# Ⅱ－１－（３）　－労働者の属性別の動き（完全失業者数・非労働力人口）－

- 男女別に完全失業者数、非労働力人口の動向（前年同月差）をみると、2020年４月以降、男性では完全失業者数、女性では非労働力人口の増加が目立っている。
- 年齢階級別にみると、男性では４～５月頃は比較的若い層で完全失業者数、非労働力人口の増加が目立ったが、年後半にかけて中高年層の完全失業者数の増加もみられた。女性では、５月以降、男性と同様、若年層において完全失業者数、非労働力人口の増加がみられたが、非労働力人口の増加が男性と異なり、10月頃まで続いたことがわかる。

（１）男女別・年齢階級別の完全失業者数の動向




（２）男女別・年齢階級別の非労働力人口の動向

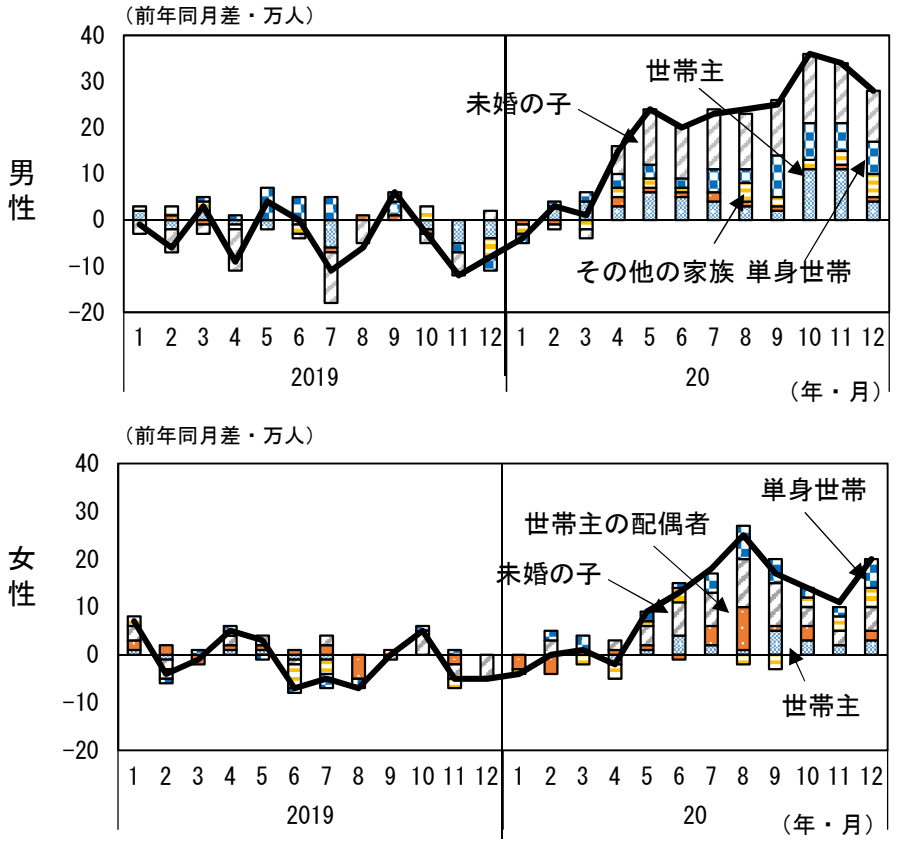



資料出所　総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　数値は原数値。

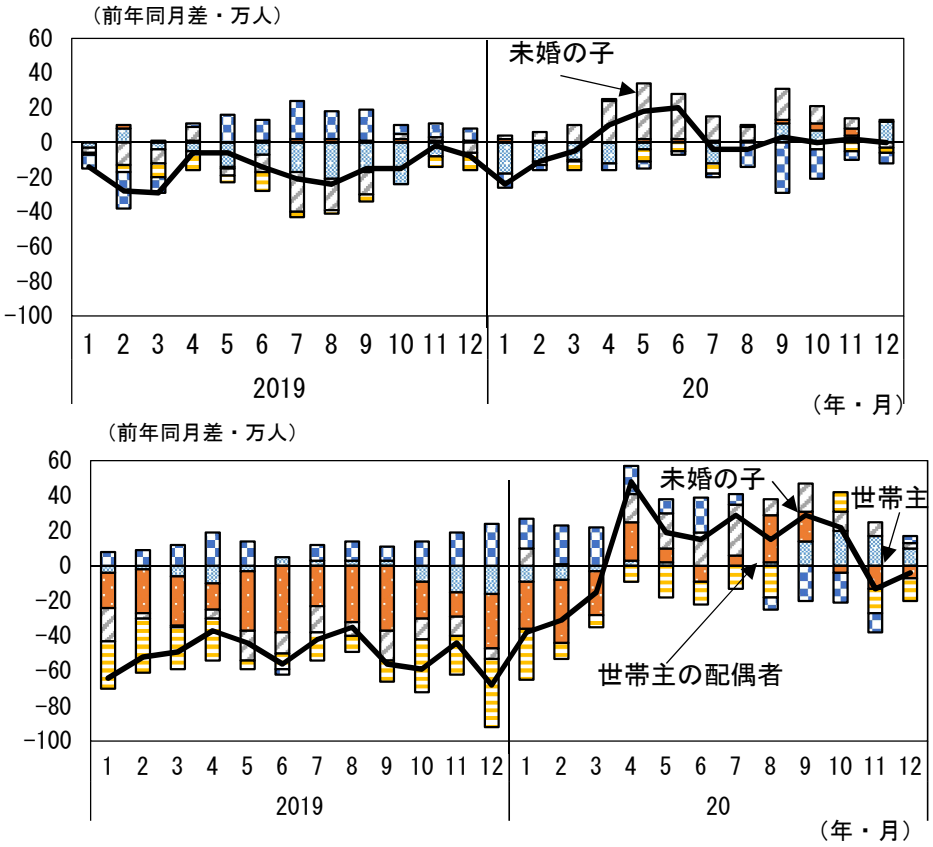
# Ⅱ－１－（３）　ー属性別の動き（完全失業者数･非労働力人口（詳細））ー

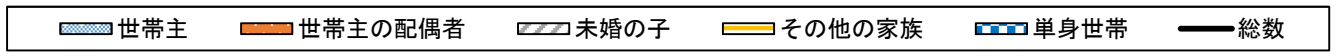
- 男女別・世帯主との続柄別に、完全失業者数、非労働力人口の動向（前年同月差）をみると、2020年４月以降、男女ともに「未婚の子」で完全失業者数、非労働力人口、「単身世帯」で完全失業者数の増加が目立つ。
- 男性では、「世帯主」の完全失業者数の増加が目立つとともに、女性では、「世帯主の配偶者」「世帯主」で、非労働力人口が４月以降に、完全失業者数が2020年後半に比較的大きく増加した。

（１）男女別・世帯主との続柄別の完全失業者数の動向




（２）男女別・世帯主との続柄別の非労働力人口の動向



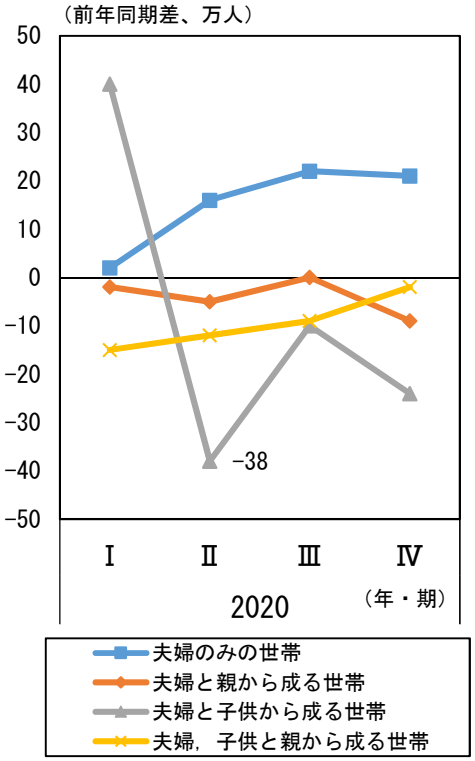




資料出所　総務省統計局「労働力調査（基本集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　数値は原数値。

# Ⅱ－１－（３）　－労働者の属性別の動き（非労働力人口（詳細①））－

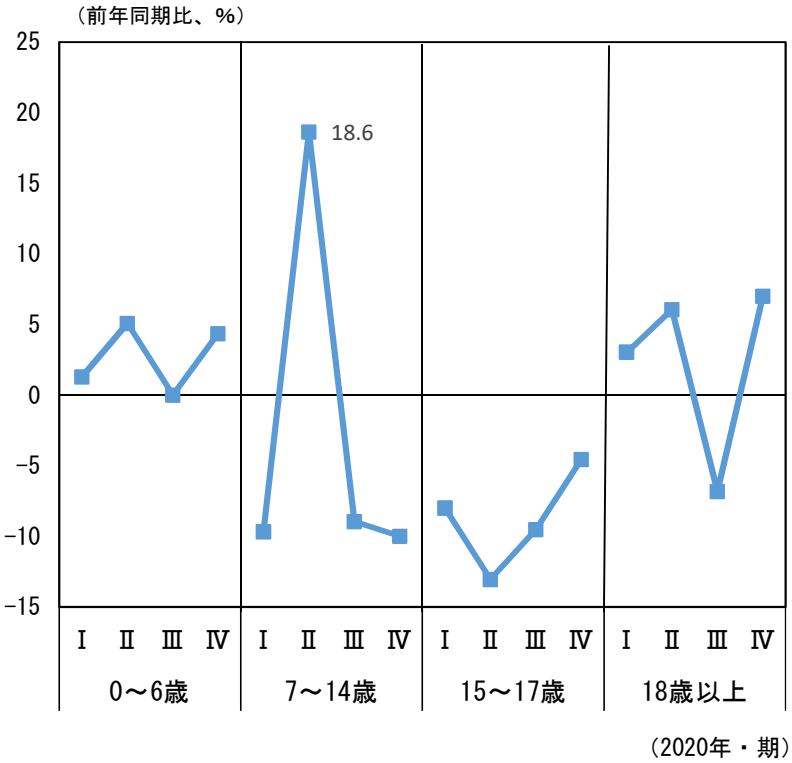
- 「夫婦と子供から成る世帯」の「配偶者のある女性」の就業者数が、2020年第Ⅱ四半期（４－６月期）に前年同期差38万人減と大幅に減少した。
- 末子の年齢別の「配偶者のある女性」の非労働力人口の動向をみると、７～14歳の子どもを持つ女性の非労働力人口が、2020年第Ⅱ四半期（４－６月期）に前年同期比18.6%増と大きく増加した。その後は減少に転じている。

## （１）世帯の種類別の配偶者のある女性の就業者数の動向

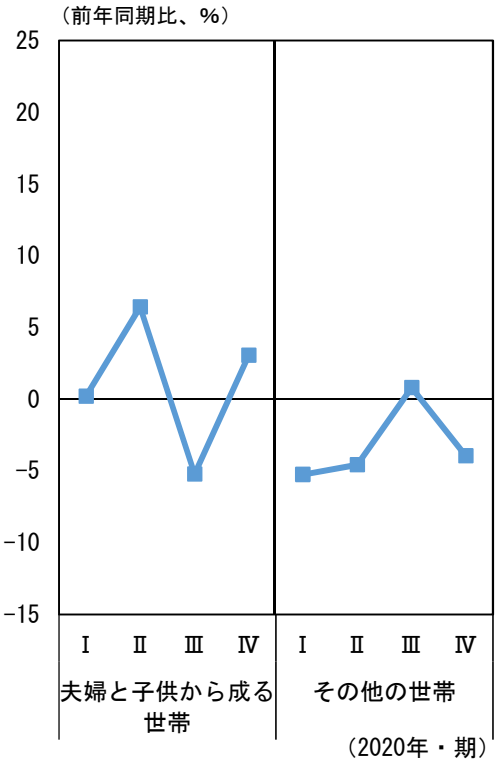



## （２）末子の年齢別の配偶者のある女性の非労働力化の状況

### 末子の年齢別配偶者のある女性の非労働力人口の動向




### 世帯の家族類型別にみた配偶者のある女性の非労働力人口の動向



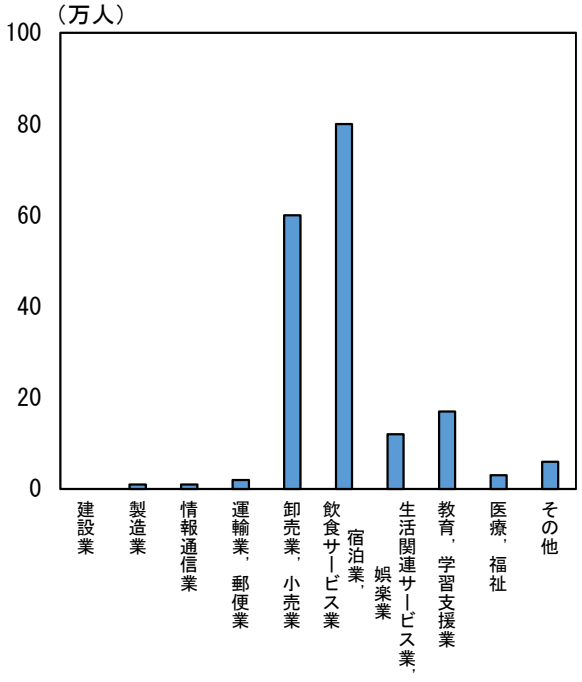

資料出所　総務省「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）数値はすべて原数値。
２）（２）図の「０～６歳」「７～14歳」「15～17歳」「18歳以上」は「夫婦と子供から成る世帯」
３）（２）図の「その他の世帯」は「夫婦のみの世帯」「夫婦と親からなる世帯」「夫婦，子供と親から成る世帯」の合計。

# －属性別の動き（非労働力人口（詳細②））－

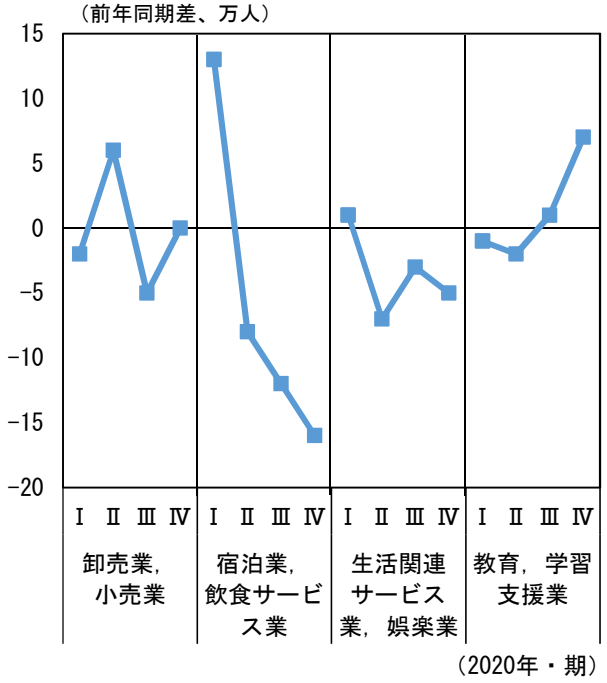
- 学生のパート・アルバイトの雇用者数が多い産業について、当該雇用者数の動向（前年同期差）をみると、「卸売業，小売業」では2020年第Ⅰ四半期（１－３月期）、第Ⅲ四半期（７－９月期）に減少、「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」では第Ⅱ四半期（４－６月期）から第Ⅳ四半期（10－12月期）に減少している。
- 学生の非労働力人口の動向をみると、2020年第Ⅱ四半期（４－６月期）に前年同期差12万人増と大きく増加した。第Ⅲ四半期（７－９月期）以降においても非労働力化の状況が継続している。

## 学生の雇用への影響（雇用者数、非労働力人口の動向）

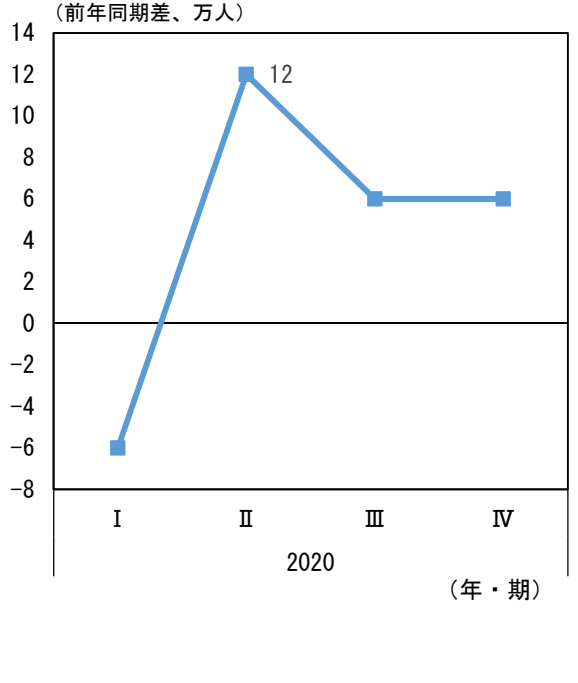
（１）産業別の学生のパート・アルバイトの雇用者数（2019年）




（２）産業別の学生のパート・アルバイトの雇用者数の動向（2020年）




（３）学生の非労働力人口の動向（2020年）

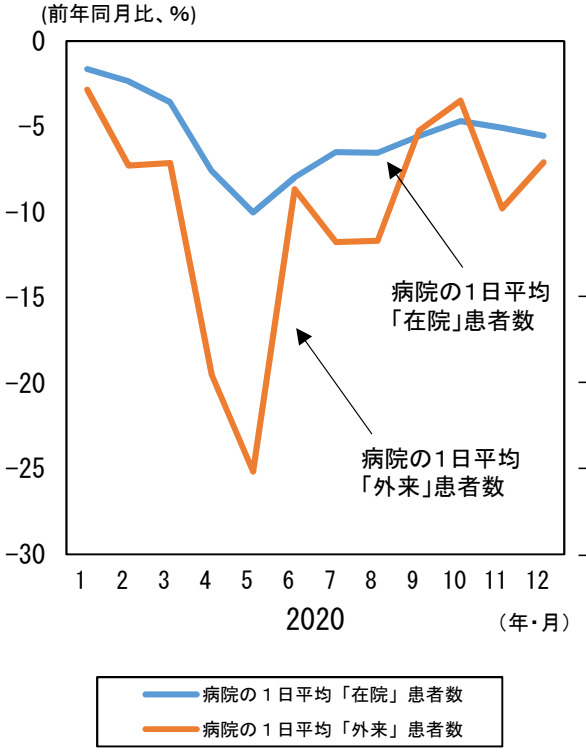



資料出所　総務省「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）数値はすべて原数値。
２）学生は15～24歳のうちで在学中の者について集計。（１）図及び（２）図の雇用者数については「パート・アルバイト」の雇用者数。
３）学生の雇用者数は雇用者数の多い「卸売業，小売業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」「教育，学習支援業」のみ集計。

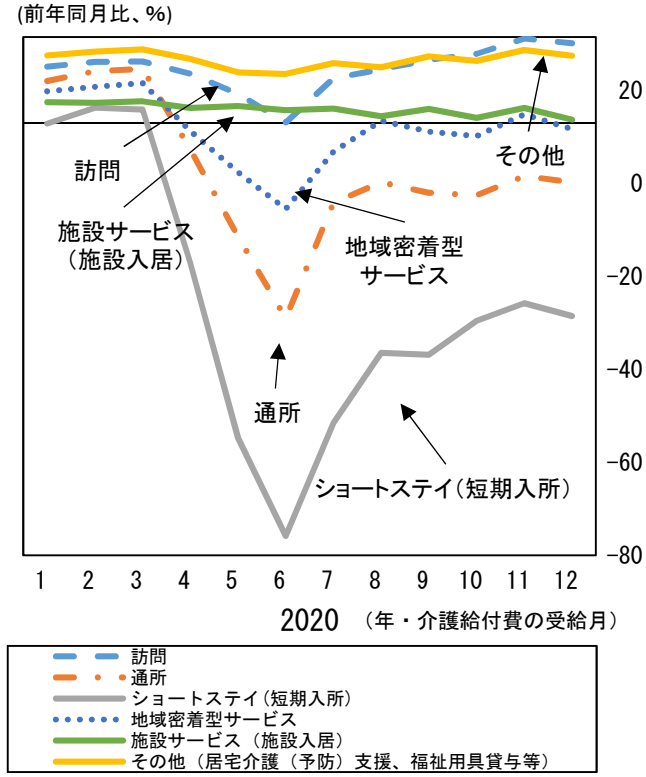
# Ⅱ－２　感染拡大下で業務の継続を求められた労働者－産業別の動き（サービス利用・消費行動）－

- 2020年４～５月等の緊急事態宣言下においても、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行うために業務の継続を求められた業種が存在した。
- こうした業種の中でも、医療・介護・小売業のサービス利用状況等をみると、医療分野では、病院の１日平均患者数は「外来」で大きく減少した一方、「在院」の減少幅は小さい。また、介護分野では、「ショートステイ（短期入所）」「通所」といった一部の在宅サービスで減少がみられた一方、「施設サービス（施設入居）」では減少していない。さらに、小売業では、「百貨店」の販売額が大きく落ち込んだ一方、「スーパー」「ドラッグストア」の販売額は増加していた。このように感染拡大の影響は分野ごとに異なっているため、きめ細かくみていくことが必要。

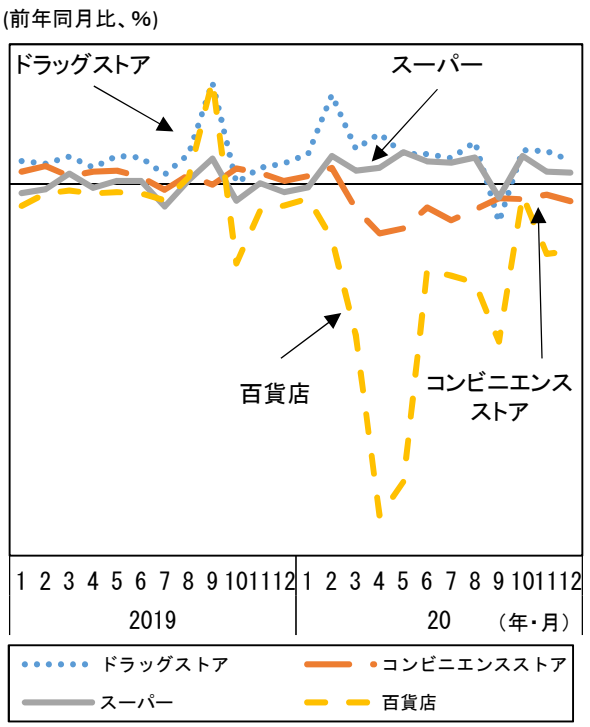
（１）保健医療サービス利用状況の推移




（２）介護給付費受給者数の推移




（３）小売店の店舗の種類別の販売額の推移




資料出所（１）図は厚生労働省「病院報告」、（２）図は厚生労働省「介護給付費等実態統計」、（３）図は経済産業省「商業動態統計」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）（２）図は、介護予防サービス又は介護サービスを受給し、当該審査月に保険請求のあった者の数。なお、原則としてサービス提供月の翌月が受給月となっている。
２）（２）図は、「訪問」「通所」「ショートステイ（短期入所）」「その他（居宅介護（予防）支援、福祉用具貸与等）」「地域密着型サービス」は、「要支援」と「要介護」を合算したもの。「施設サービス（施設入居）」は「要介護」のみの実績。

# Ⅱ－２　－医療・介護・小売業を中心とした分析（分析対象とした労働者の考え方と雇用者数）－

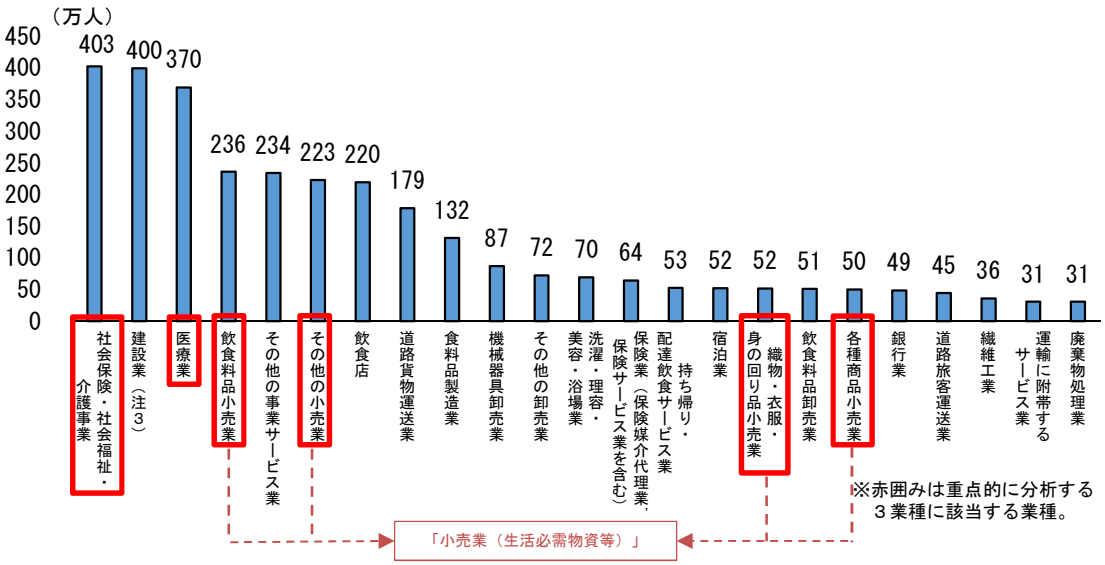
- 感染拡大下においても業務の継続を求められた労働者の働き方の実態を分析するため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として掲げられた事業分野に該当すると考えられる業種（産業中分類）で、従業員数が多い上位25業種を「分析対象業種」、当該業種に従事する労働者を「分析対象労働者」として分析した。このうち社会的に注目された「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」の３業種の労働者については、重点的に分析した。
- 分析対象業種とした業種の雇用者（約3,140万人）は、全雇用者（約5,921万人）の約53%と半分程度を占めている。業種別にみると、「社会保険・社会福祉・介護事業」で403万人、「医療業」で370万人、「小売業（生活必需物資等）」で561万人のほか、「建設業」で400万人と雇用者数が多い。

※「小売業（生活必需物資等）」は、下図の「飲食料品小売業」「その他の小売業」「織物・衣服・身の回り品小売業」「各種商品小売業」の合計。

## （１）業種別の分析を行う際の業種区分

| 分析対象業種（産業中分類） | 業種別の分析を行う際の業種区分 |
|---|---|
| 医療業 | 医療業 |
| 社会保険・社会福祉・介護事業 | 社会保険・社会福祉・介護事業 |
| 各種商品小売業 | 小売業（生活必需物資等） |
| 織物・衣服・身の回り品小売業 | |
| 飲食料品小売業 | |
| その他の小売業 | |
| 総合工事業 | 建設業（総合工事業等） |
| 職別工事業(設備工事業を除く) | |
| 設備工事業 | |
| 食料品製造業 | 製造業（生活必需物資等） |
| 繊維工業 | |
| 道路旅客運送業 | 運輸業（道路旅客・貨物運送業等） |
| 道路貨物運送業 | |
| 運輸に附帯するサービス業 | |
| 飲食料品卸売業 | 卸売業（生活必需物資等） |
| 機械器具卸売業 | |
| その他の卸売業 | |
| 銀行業 | 銀行・保険業 |
| 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む） | |
| 宿泊業 | 宿泊・飲食サービス業 |
| 飲食店 | |
| 持ち帰り・配達飲食サービス業 | |
| 洗濯・理容・美容・浴場業 | 生活関連サービス業 |
| 廃棄物処理業 | サービス業（廃棄物処理業等） |
| その他の事業サービス業 | |

## （２）分析対象業種における雇用者数




資料出所　左図は総務省統計局「平成26年経済センサス-基礎調査」 、右図は総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

（注）１）（１）図において、基本的対処方針に掲げられた事業者に該当する産業小分類の業種ごとの従業員数をその上位の中分類の業種ごとに合計し、中分類ごとの従業員数が多い上位25業種を選定（ただし公務は除く）。

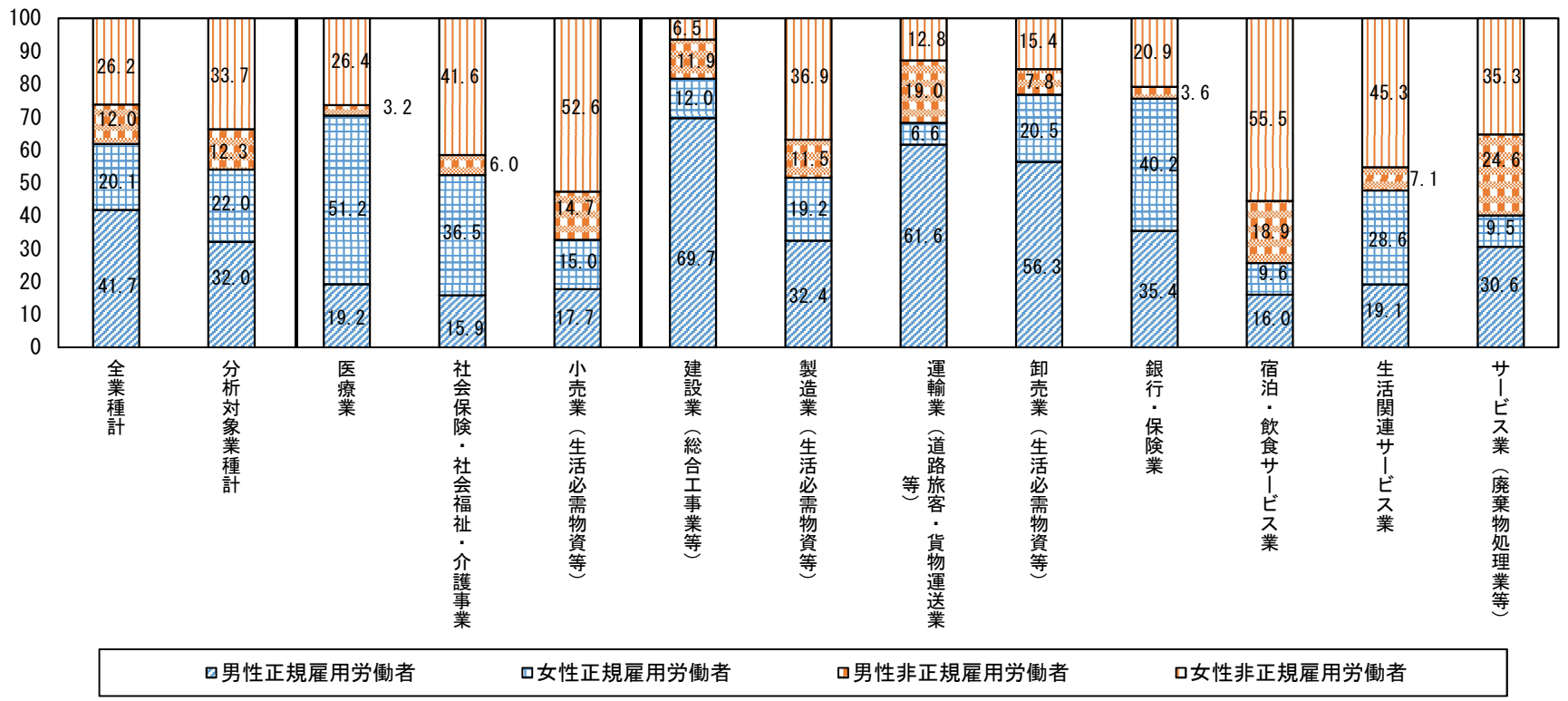
２）（２）図における「平成29年就業構造基本調査」における産業別雇用者数の数値は、産業中分類又は産業大分類の区分による集計であり、厳密には分析対象業種よりもやや広い範囲の産業を含んでいるため、ここで集計している雇用者数は大まかなものであることに留意が必要。

３）（２）図における建設業については、分析対象業種に該当するのは産業中分類の「総合工事業」「設備工事業」「職別工事業(設備工事業を除く)」であるが、就業構造基本調査では「建設業」（産業大分類）で集計しているため、「建設業」の区分で掲載している。「平成26年経済センサス-基礎調査」によれば、「建設業」の雇用者数（常用、臨時の合計）は約302万人であり、そのうち「総合工事業」は約147万人、「設備工事業」は約63万人、「職別工事業(設備工事業を除く)」は約92万人となっている。

# Ⅱ－２　－医療・介護・小売業を中心とした分析（業種別での各種雇用者割合）－

- 分析対象業種の雇用者の内訳を男女別・雇用形態別にみると、全業種と比較して非正規雇用労働者の割合がやや高い。
- 「医療業」では女性の正規雇用労働者の割合が高く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では女性の正規雇用労働者、非正規雇用労働者ともに割合が比較的高い。
- 「小売業（生活必需物資等）」のほか、「宿泊・飲食サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」「生活関連サービス業」等で特に女性の非正規雇用労働者の割合が比較的高い。

分析対象業種における男女別・雇用形態別雇用者割合

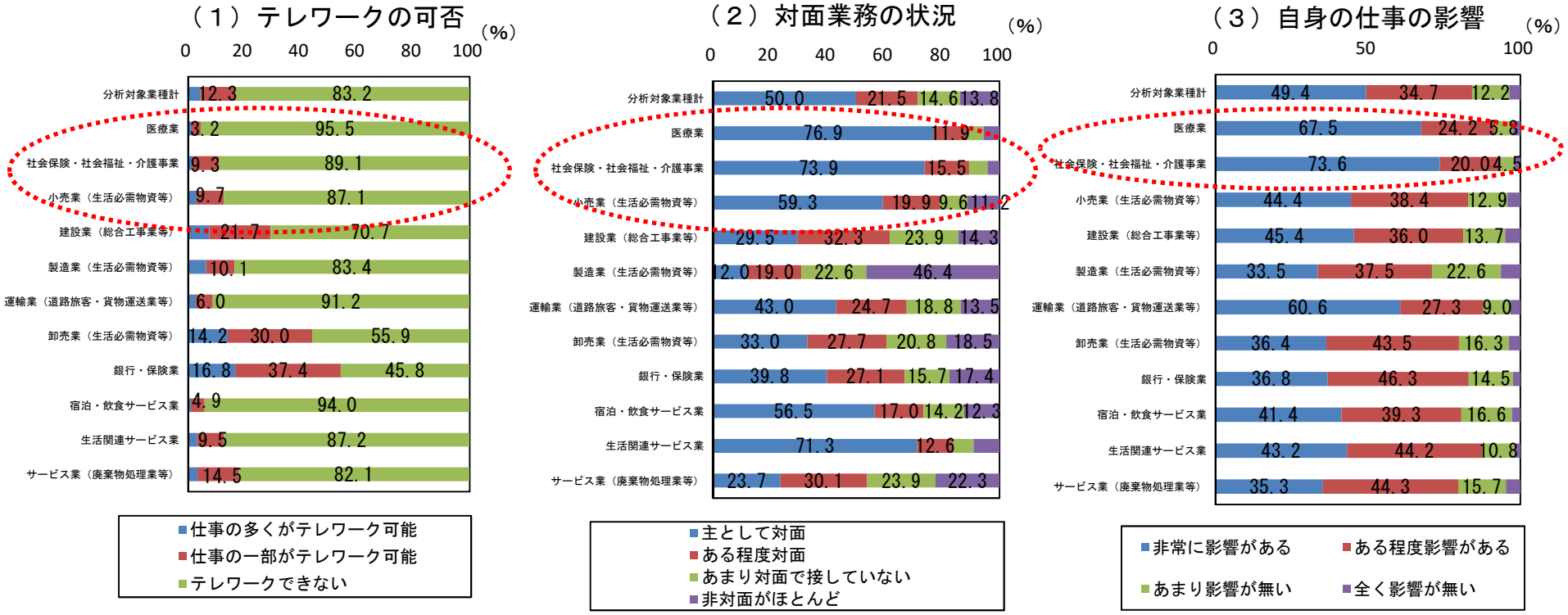



資料出所　総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）業種は前頁の整理に沿って集計。

# Ⅱ－２　－医療・介護・小売業を中心とした分析（業種別での業務性質）－

- 業務の性質について分析対象労働者に尋ねたところ、テレワークの可否については、分析対象業種のほとんどで仕事をテレワークで行うことができないと答えた労働者の割合が高い。
- 取引先や利用者等との対面業務の程度については、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「生活関連サービス業」「小売業（生活必需物資等）」等で「主として対面」と答える割合が高い。
- 自身の仕事の人々の暮らしへの影響については、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送等）」で「影響がある」と答える者の割合が高い。

## 業務の性質（労働者調査）



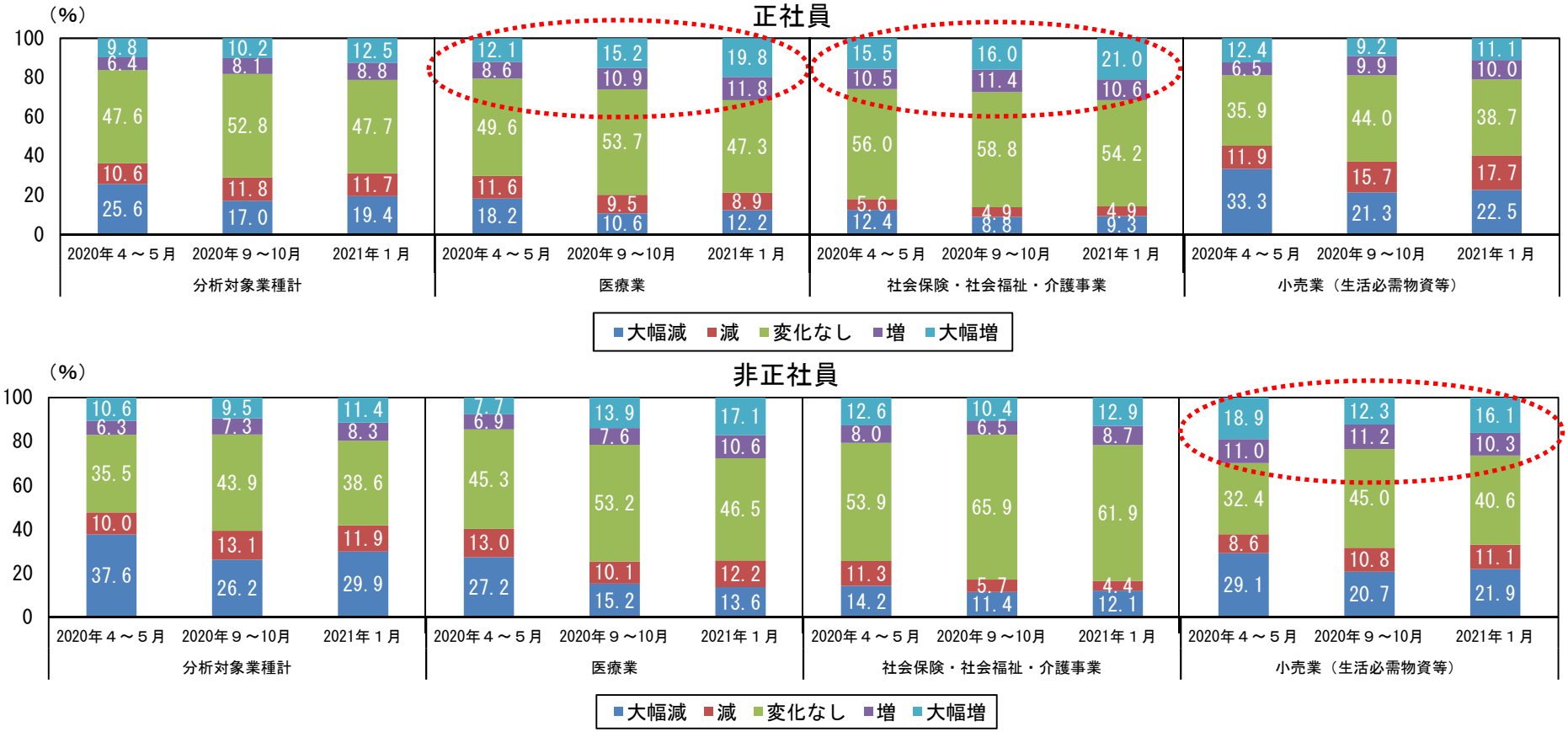

資料出所　（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

（注）　１）（１）図は、「あなたの主な仕事はテレワーク勤務（職場を離れてリモートで仕事をすること）が可能ですか。今まで実際にこの仕事についてテレワーク勤務をしたことがない場合は、仕事内容から類推してお答えください」と尋ねたもの。
２）（２）図は、「あなたの主な仕事は、顧客や利用者、取引先など、あなたの事業所の従業員以外の方とどの程度対面で接する必要がありますか」と尋ねたもの。
３）（３）図は、「あなたの仕事で働く人がいなくなってしまった場合を想像してください。それによる人々の暮らしへの影響はどの程度大きいと思いますか」と尋ねたもの。

# Ⅱ－２　－医療・介護・小売業を中心とした分析（主観的な忙しさ①）－

- 労働者の主観的な忙しさについての指標を時点別にみると、正社員については、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、「大幅増」「増」と回答した者の割合が分析対象業種計よりも高く、「大幅減」「減」と回答した者の割合が分析対象業種計よりも低い。
- 非正社員については、「小売業（生活必需物資等）」では、正社員よりも「大幅増」「増」と回答した者の割合が高く、「大幅減」「減」と回答した者の割合が低くなっている。

主観的な忙しさの増減の状況（労働者調査）



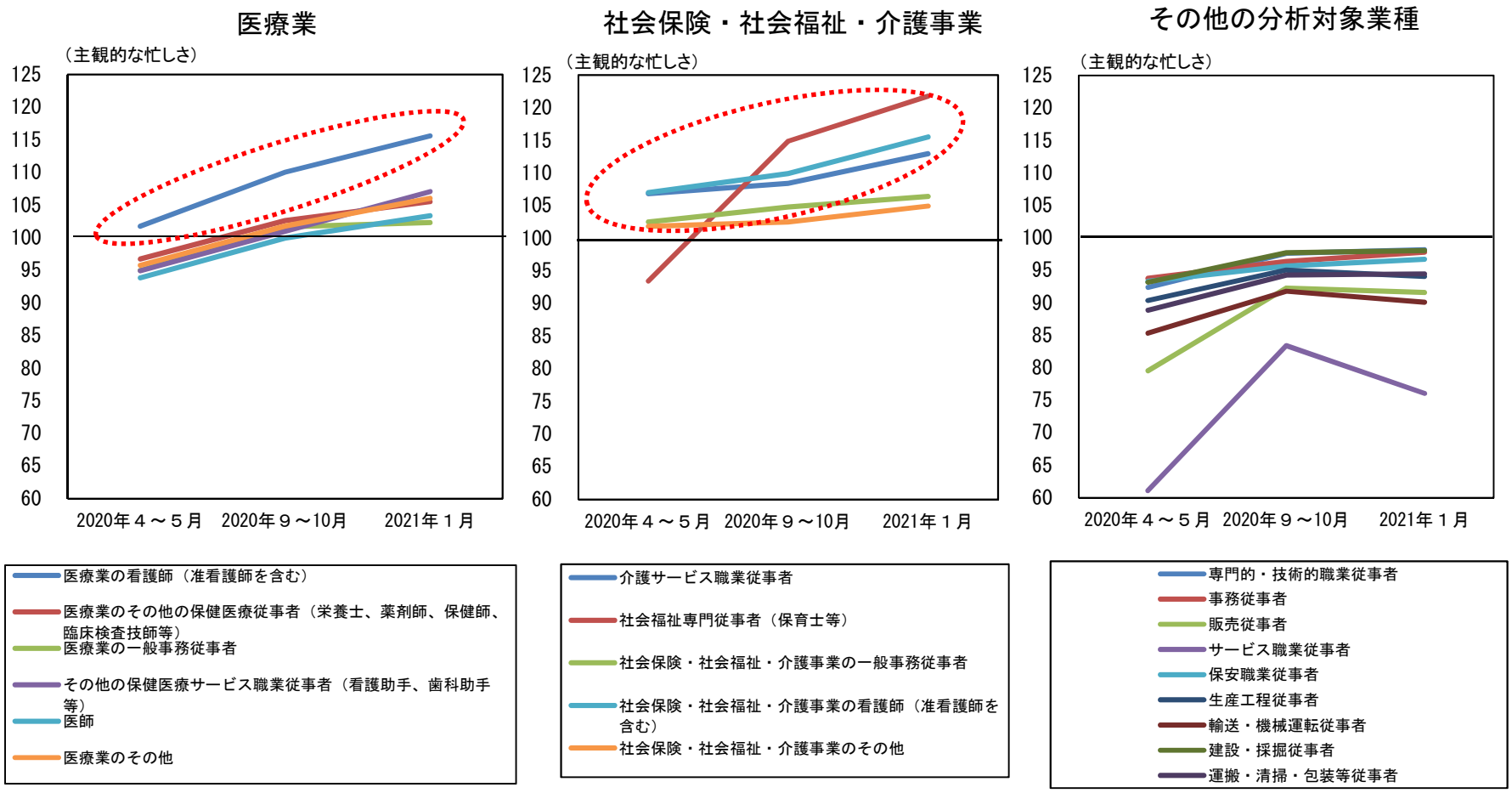

資料出所　（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

（注）　１）「平時（2020年１月以前）を100とした場合の、それぞれの期間におけるあなたの主観的な忙しさを０～300の間で教えてください。例えば、平時（2020年１月以前）の忙しさと比較して、緊急事態宣言下の忙しさが1.3倍になれば「130」、半分になれば「50」と記載ください」と尋ね、０～300の数値で回答を得たもの。
２）主観的な忙しさについては、それぞれ「大幅減」：０～79、「減」：80～99、「変化なし」：100、「増」：101～120、「大幅増」：121～300の範囲で回答した者について計上。

# Ⅱ－２　－医療・介護・小売業を中心とした分析（主観的な忙しさ②）－

➢　職種別にみると、「医療業の看護師」や「社会保険・社会福祉・介護事業の介護サービス従事者」では、主観的な忙しさの指標（平時を100とした場合）の平均値が2020年４～５月時点から100を上回っており、時点を経るごとに更に高まっている。

分析対象職種別にみた主観的な忙しさの指標（平時を100とした場合）の平均値の推移（労働者調査）



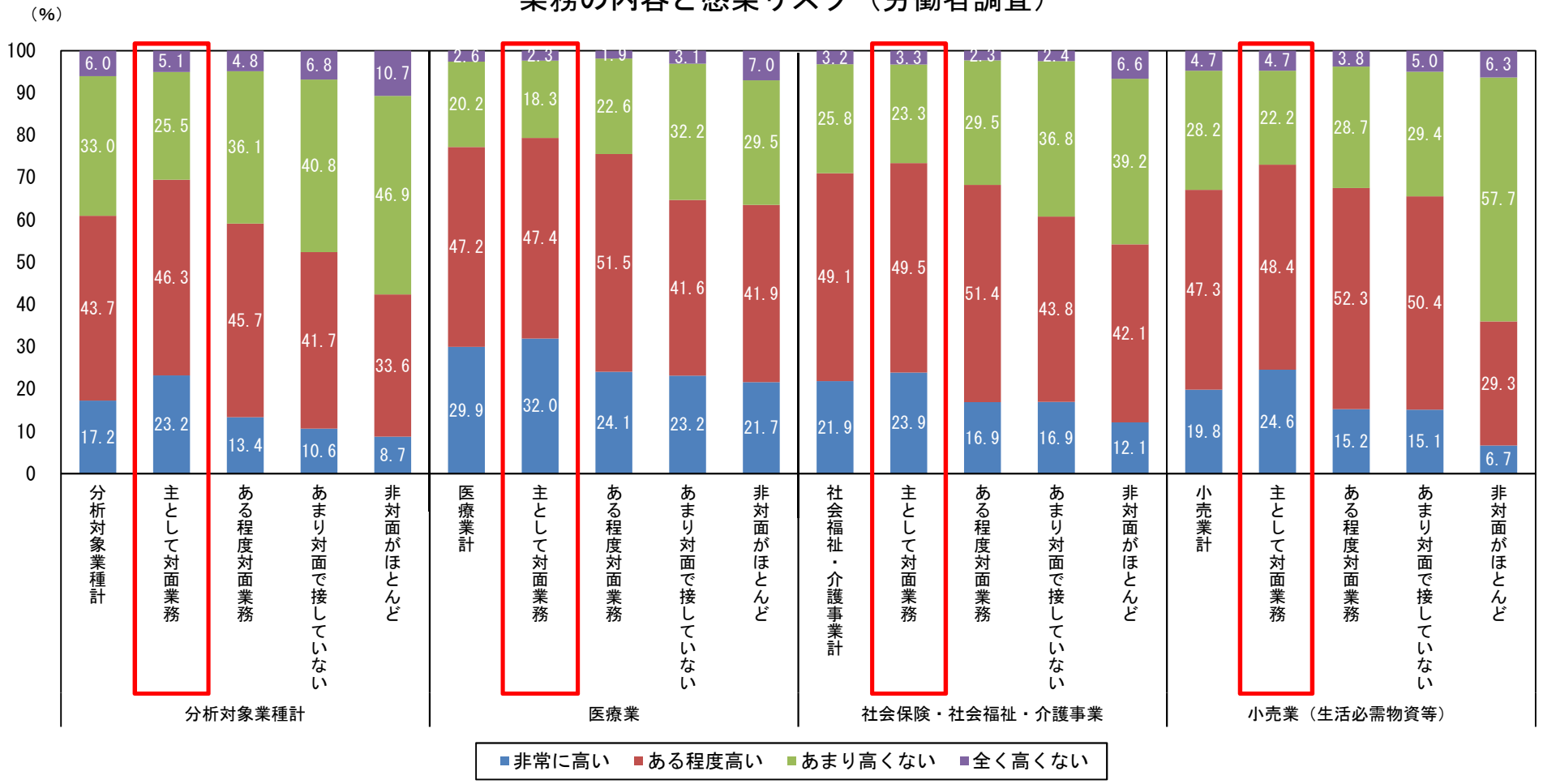

資料出所　（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

（注）　「平時（2020年１月以前）を100とした場合の、それぞれの期間におけるあなたの主観的な忙しさを０～300の間で教えてください。例えば、平時（2020年１月以前）の忙しさと比較して、緊急事態宣言下の忙しさが1.3倍になれば「130」、半分になれば「50」と記載ください」と尋ね、０～300の数値で回答を得たもの。

# Ⅱ－２　－医療・介護・小売業を中心とした分析（感染リスクの感じ方）－

➢　感染リスクの高さの感じ方について業種別・対面業務が占める程度の別にみると、対面業務の占める割合が高いほど感染リスクが高いと感じる傾向にある。

## 業務の内容と感染リスク（労働者調査）



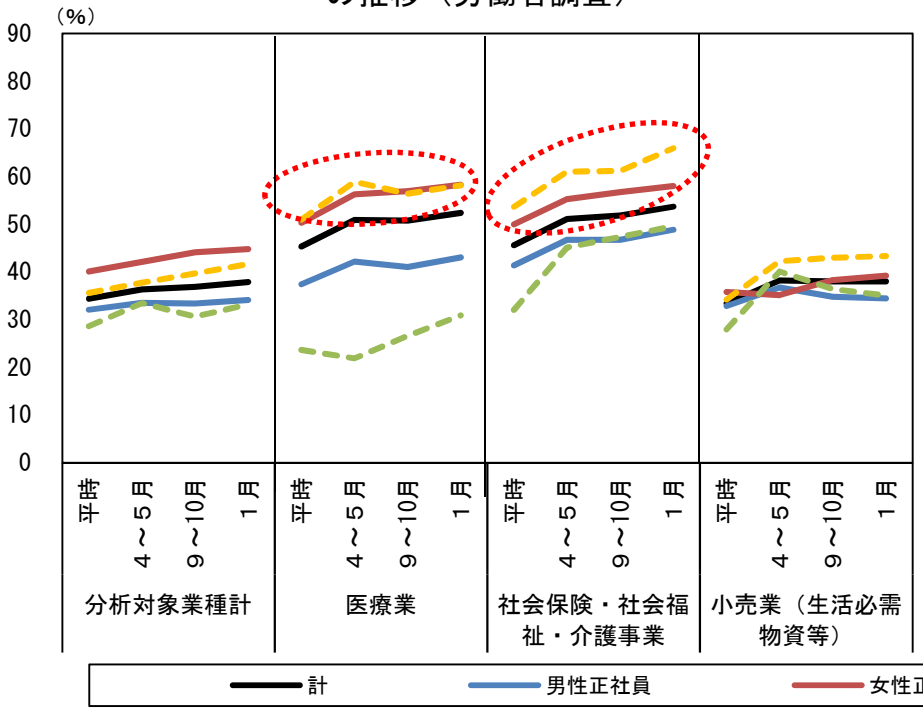

資料出所　（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

（注）　「あなたの主な仕事は、顧客や利用者、取引先など、あなたの事業所の従業員以外の方とどの程度対面で接する必要がありますか」と尋ねて得た回答の状況別に、「緊急事態宣言下（2020年４月～５月）、2020年９月～10月及び直近（2021年１月）において、出勤した場合の感染リスクは出勤しない場合（在宅勤務を含む）と比べてどの程度高いと感じましたか」と尋ねて得た回答について集計したもの。

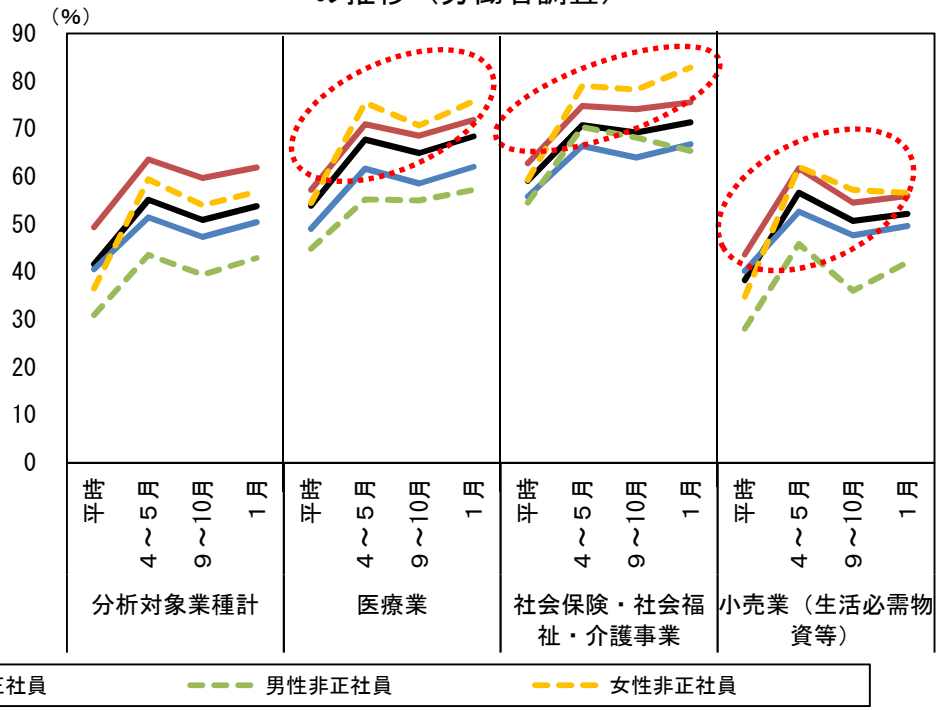
# Ⅱ－２　－医療・介護・小売業を中心とした分析（肉体的・精神的負担感）－

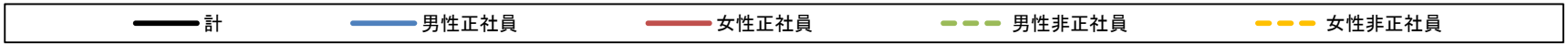
- 肉体的負担、精神的負担が大きいと回答した労働者の割合を業種別に時系列でみると、肉体的負担、精神的負担ともに、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」で平時から他の業種と比較して高い水準にあったところ、2020年４～５月には更に上昇し、2021年１月には再度同程度の水準まで上昇している。また、精神的負担では、「小売業（生活必需物資等）」においても2020年４～５月に上昇している。いずれの業種でも精神的負担の増加の方が目立っている。
- 肉体的負担、精神的負担のいずれにおいても、負担が大きいと回答する者の割合は、女性の方が、正社員、非正社員いずれも、男性よりも高い。

（１）肉体的負担が大きいと回答した労働者の割合の推移（労働者調査）




（２）精神的負担が大きいと回答した労働者の割合の推移（労働者調査）



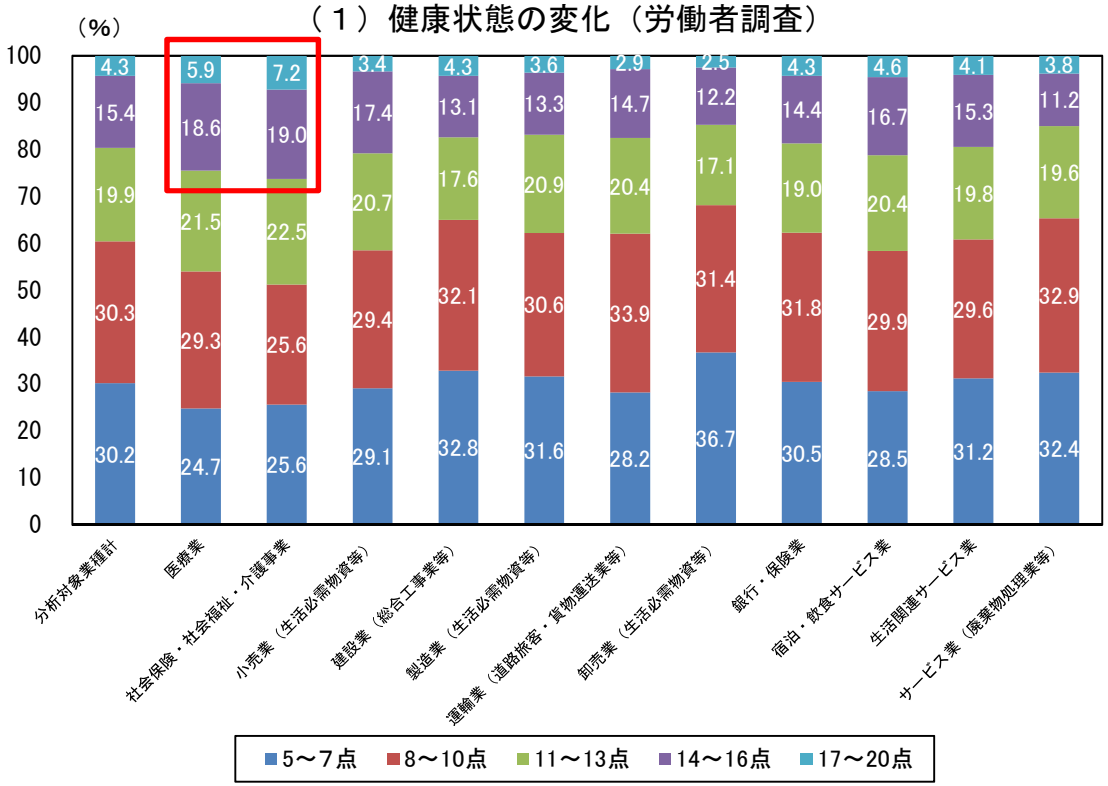

資料出所　（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

（注）１）（１）図は、「それぞれの期間におけるあなたの仕事に対する肉体的な負担はどの程度でしたか」という質問に対して、「非常に大きい」「大きい」と回答した者を集計。
２）（２）図は、「それぞれの期間におけるあなたの仕事に対する精神的な負担はどの程度でしたか」という質問に対して、「非常に大きい」「大きい」と回答した者を集計。
３）（１）図及び（２）図において、「平時」は2020年１月以前、「４～５月」は2020年４～５月、「９～10月」は2020年９～10月、「１月」は2021年１月を指す。

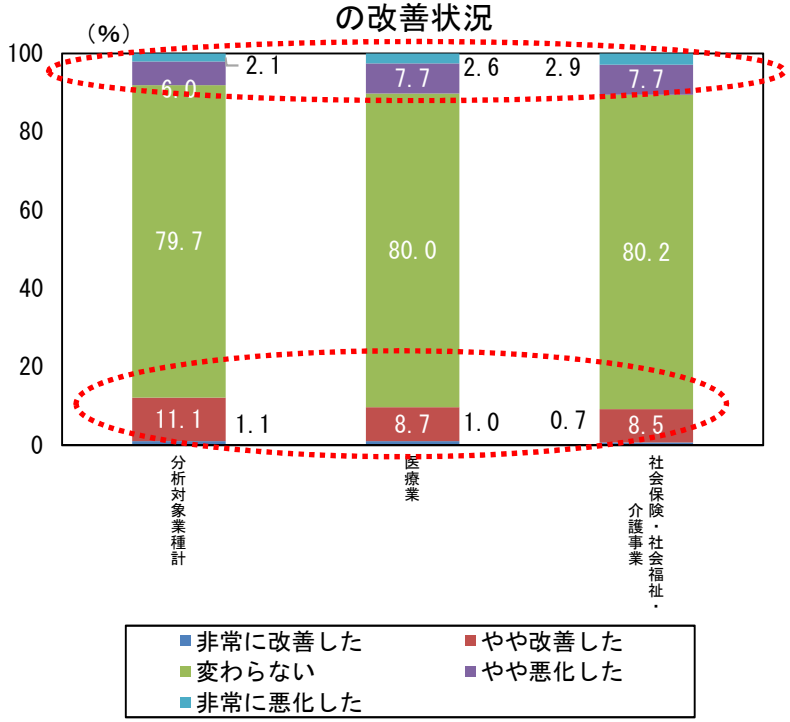
# Ⅱ－２　－医療・介護・小売業を中心とした分析（健康状態の変化）－

- 感染拡大下における健康状態の悪化に関する指標について業種別にみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、健康状態悪化の状況に関する指標が高い者の割合が他業種に比べて高くなっており、感染拡大下での業務負担の増大により健康状態に悪影響が及んでいる者が存在することがうかがえる。
- 緊急事態宣言後（2020年９～10月）の健康状態の改善状況についてみると、分析対象業種計と比較して「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」ともに改善したと回答した者の割合が低く、悪化したと回答した者の割合が高いことから、健康状態をめぐる課題が他業種よりも深刻であることがうかがえる。

（１）健康状態の変化（労働者調査）




（２）緊急事態宣言後（2020年９～10月）の改善状況

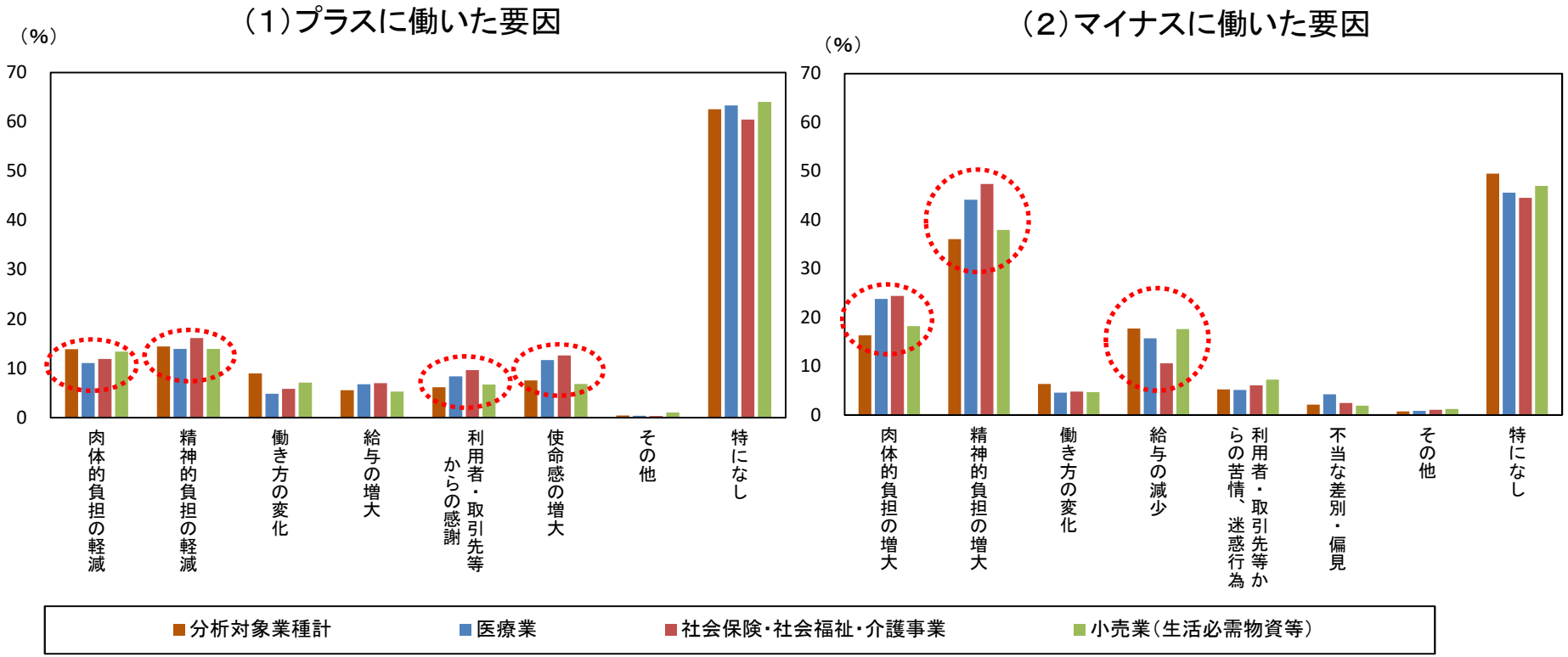



資料出所　（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
（注）　１）（１）図の健康状態悪化の状況に関する指標は、「緊急事態宣言下（2020年４月～５月）におけるあなたの健康状態について教えてください」と尋ね、「寝付きが悪くなった、睡眠の質が低下した」「食欲がない、ゆううつだなど、精神的な疲労の症状がある日が増えた」「体調が優れない日が増えた」「頭痛、腰痛など身体的な疲労の症状がある日が増えた」「ひどく疲れている日が増えた」の５つの項目ごとに「当てはまらない」「おおむね当てはまらない」「やや当てはまる」「非常に当てはまる」の選択肢により回答を得て、「当てはまらない」を１点、「おおむね当てはまらない」を２点、「やや当てはまる」を３点、「非常に当てはまる」を４点として点数を合計したもの。点数が高いほど健康状態が悪化している傾向があると捉えられる。
２）（２）図は、「健康状態について、緊急事態宣言後（2020年９月～10月）において、状況は改善しましたか」と尋ねたもの。

# Ⅱ－２　－医療・介護・小売業を中心とした分析（満足度の変化の要因）－

- 労働者に仕事を通じた満足度に影響を与えた要因について尋ねたところ、精神的負担及び肉体的負担については軽減されたことでプラスに働いたとする者が多い一方で、特に精神的負担については増大したことでマイナスに働いたとする者がより多い。また、「給与の減少」をマイナスに働いたとする者も多い。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、「利用者・取引先等からの感謝」「使命感の増大」がプラスに働いたと回答した者が比較的多い。

## 仕事を通じた満足度の変化の要因（労働者調査）




資料出所　（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

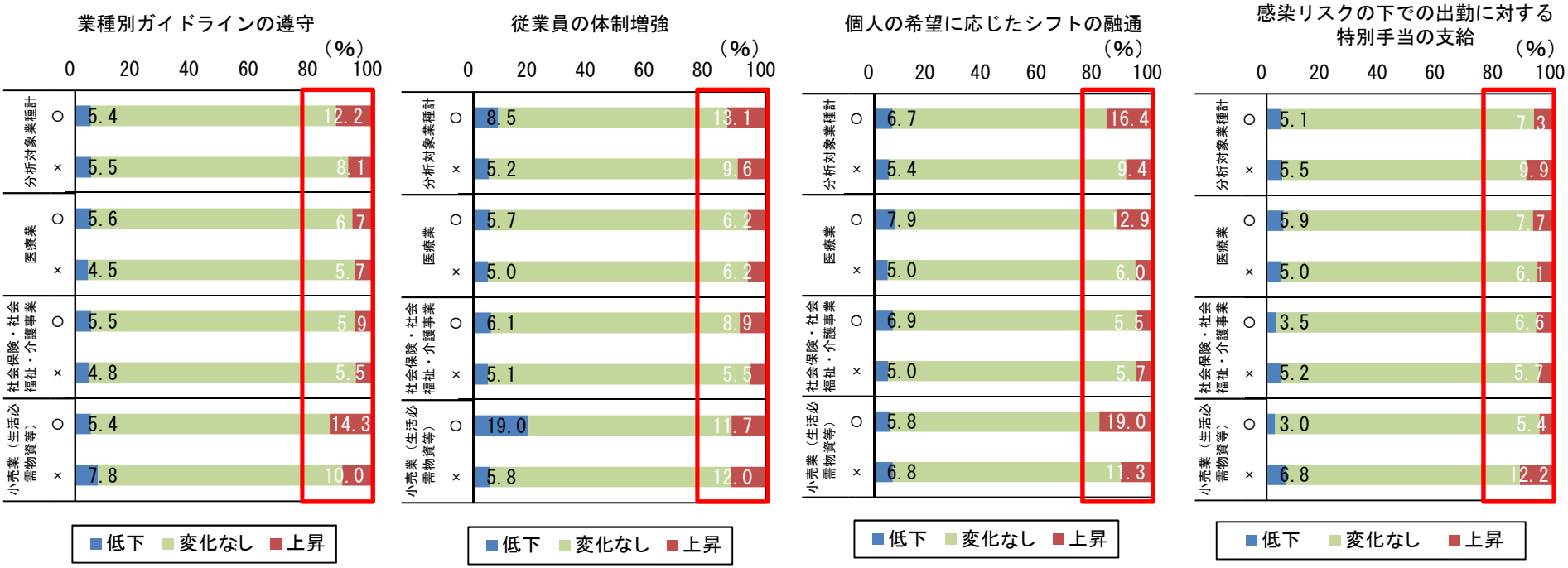
（注）　１）（１）図は、平時（2020年１月以前）と比べて緊急事態宣言下（2020年４月～５月）において仕事を通じた満足度にプラスに働いた要因について、選択肢を示して尋ねたもの。
２）（２）図は、平時（2020年１月以前）と比べて緊急事態宣言下（2020年４月～５月）において仕事を通じた満足度にマイナスに働いた要因について、選択肢を示して尋ねたもの。
３）（１）図及び（２）図ともに複数回答。

# Ⅱ－２　－医療・介護・小売業を中心とした分析（勤め先の対応策と仕事の満足感）－

- 感染拡大への勤め先の対応策として「業種別ガイドラインの遵守」「従業員の体制増強」「個人の希望に応じたシフトの融通」「感染リスクの下での出勤に対する特別手当の支給」が継続的に実施された場合（図中の〇の場合）には、いずれの時点においても実施されなかった場合（図中の×の場合）に比べて、労働者の「仕事を通じた満足度」が上昇した労働者の割合がおおむね高くなっている。

※「従業員の体制増強」では、「小売業（生活必需物資等）」で実施している場合の方が満足度が低下している割合が高く、また、「感染リスクの下での特別出勤に対する特別手当の支給」では、「小売業（生活必需物資等）」で実施していない場合の方が満足度が上昇している割合が高いが、労働者の忙しさや感染リスクの感じ方などの他の要因が影響している可能性がある。

## 勤め先の対応策の実施状況別にみた「仕事を通じた満足度」の変化（労働者調査）




資料出所　（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

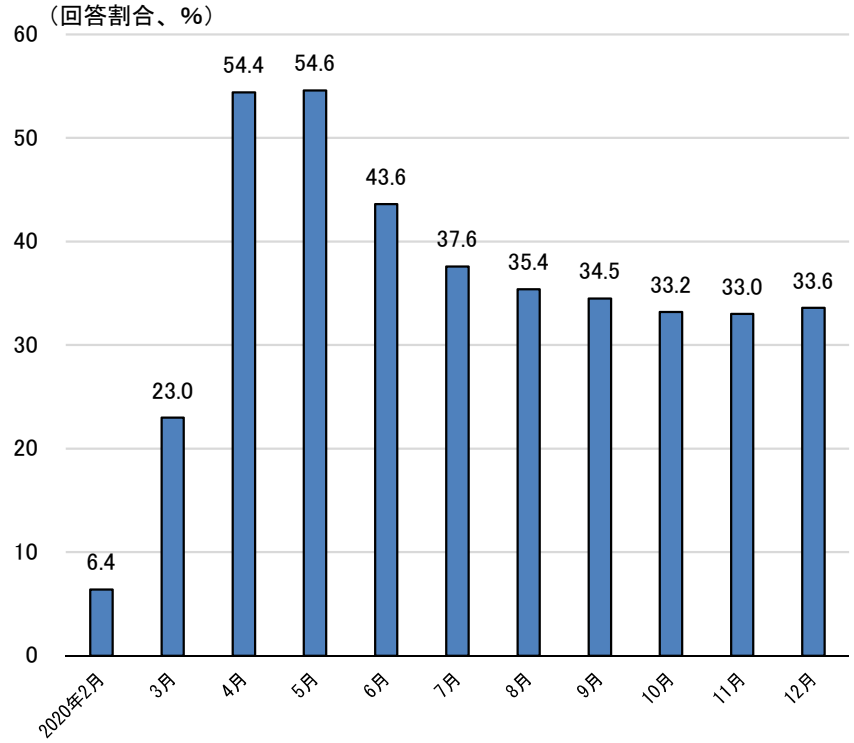
（注）　１）労働者に2020年４～５月、2020年９～10月の各時点において勤め先が各項目の対応策を実施していたかを尋ね、いずれの時点でも実施していたと回答した労働者と、いずれの時点でも実施していなかったと回答した労働者に分けて、「仕事を通じた満足度」が上昇した労働者の割合を集計したもの。

２）「仕事を通じた満足度」については、2020年４～５月、2020年９～10月の各時点の満足度に関し「非常に高い」「やや高い」「どちらでもない」「やや低い」「非常に低い」の選択肢により尋ねた回答が、４～５月時点から９～10月時点に改善の方向で変化した場合に「上昇した」として集計した（例えば、「やや高い」から「非常に高い」に変化した場合など）。

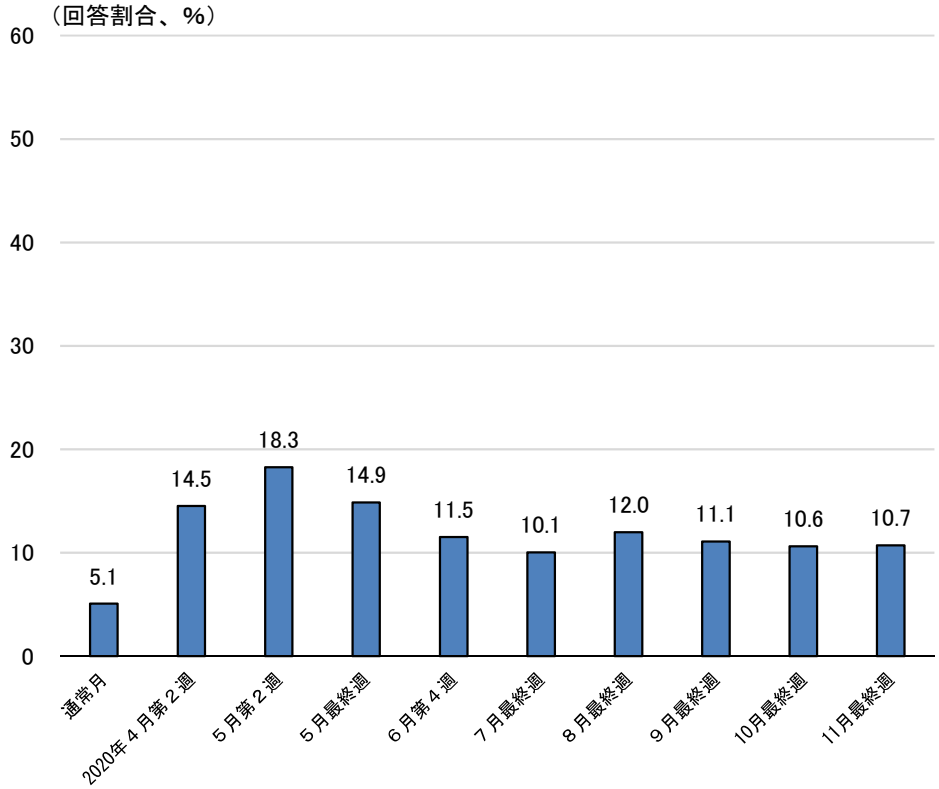
# Ⅱ－３　テレワークを活用して働いた労働者 －テレワークの実施概況（実施割合）－

➢　2020年には、感染拡大を受けてテレワークによる働き方が急速に普及した。テレワークの実施割合の推移をみると、企業、労働者ともに2020年４～５月の緊急事態宣言下においてテレワークの実施割合が高まったものの、宣言解除後にはテレワークを実施しなくなった企業や労働者が一定割合存在している。ここでは、感染拡大下における実施状況等を踏まえ、テレワークの定着に向けた課題について分析する。

（１）テレワーク実施割合（企業）




（２）テレワークの実施割合（労働者）




資料出所　（１）図は（独）労働政策研究・研修機構「第３回新型コロナウイルスの感染拡大等が企業に及ぼす影響に関する調査」（2021年）、（２）図は労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（JILPT第３回）」（2020年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

（注）１）（２）図の「通常月」とは、新型コロナウイルス感染症の問題が発生する前の状態を想定した月としている。

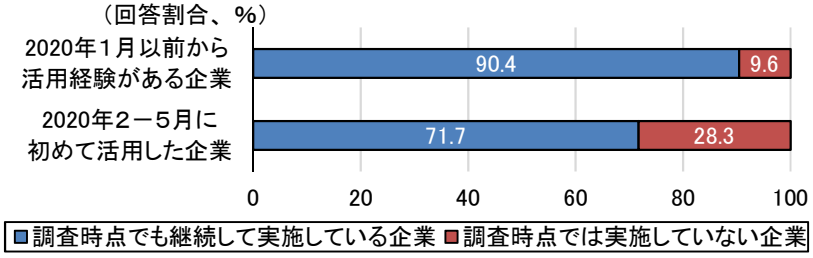
２）（２）図は、2020年12月調査時点において2020年４月時点と同じ会社で働いている民間企業の雇用者のうち、第１－３回パネル調査の毎回回答者で、かつ、勤め先がテレワークを実施していると回答した者について、各時点でテレワークを実施していないと回答した者以外の者を、当該時点でテレワークを実施した者とみなして実施割合を算出している。

# Ⅱ－３　ーテレワークの実施概況（開始時期別での継続・運用・実施頻度の状況）ー

- テレワークの継続状況をテレワークの開始時期別にみると、感染拡大前からテレワークを実施していた企業や労働者の方が、感染拡大下でテレワークを始めた企業や労働者よりも、継続割合が高い。
- 感染拡大前からテレワークを実施している場合の方が、企業ではテレワークを「うまく運用できている」傾向があり、労働者ではテレワークの実施日数が緊急事態宣言後も減少しにくい傾向がある。

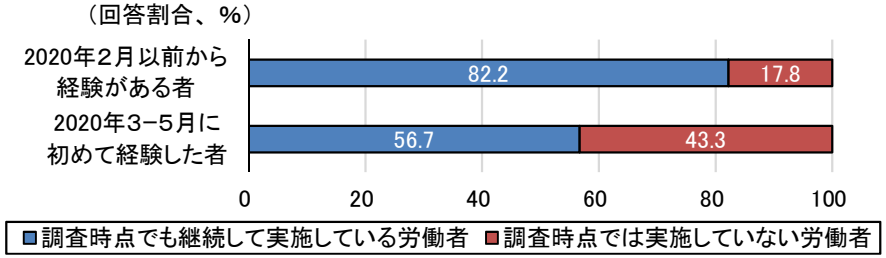
## （１）テレワークの実施開始時期別での継続状況

（企業、2021年１月調査時点）

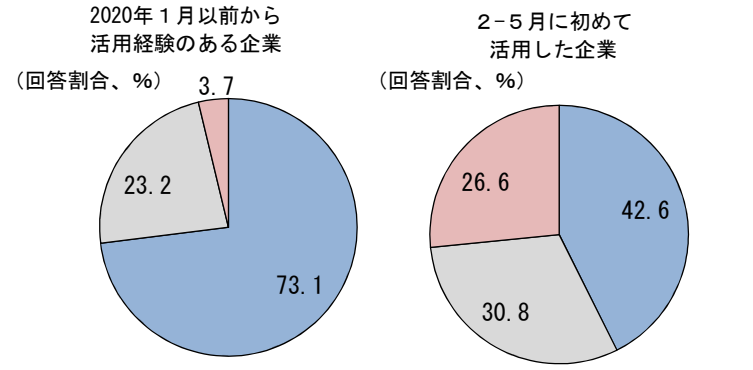



## （２）テレワークの実施開始時期別での継続状況

（労働者、2020年12月調査時点）

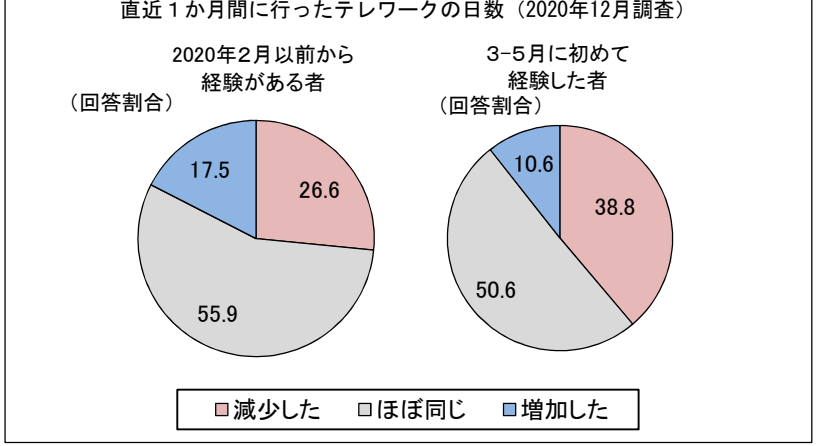



## （３）企業におけるテレワークの運用状況




## （４）労働者におけるテレワークに実施頻度の状況

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大期（３－５月の月間平均）と比較した、直近１か月間に行ったテレワークの日数（2020年12月調査）




資料出所　（１）図及び（３）図は、（独）労働政策研究・研修機構「第３回新型コロナウイルスの感染拡大等が企業に及ぼす影響に関する調査」（2021年）、（２）図及び（４）図は労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（JILPT第３回）」（2020年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

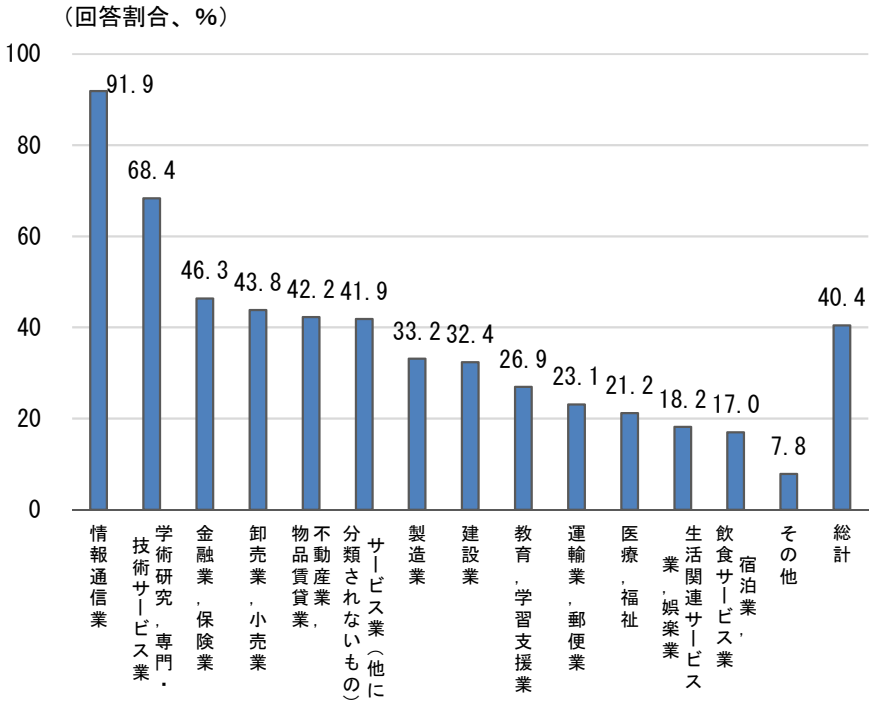
（注）１）（１）図にて、「2020年１月以前から活用経験がある企業」「2020年２－５月に初めて活用した企業」は、いつからテレワークを実施し始めたかという問に対して、「2020年１月以前から活用経験がある企業」は、「2020年１月以前」と回答した企業、「2020年２－５月に初めて活用した企業」は「2020年２－３月」「2020年４－５月（緊急事態宣言下）」として回答した企業を指す

２）（３）図は、テレワークを実施していた際の、テレワークの運用状況を聞いた設問に対し、「非常にうまく運用できている」「まあまあうまく運用できている」「どちらともいえない」「あまりうまく運用できていない」「全くうまく運用できていない」という回答において、「うまく運用できている」を「非常にうまく運用できている」「まあまあうまく運用できている」の回答割合の合算、「うまく運用出来ていない」を「あまりうまく運用できていない」「全くうまく運用できていない」の回答割合の合算として算出。

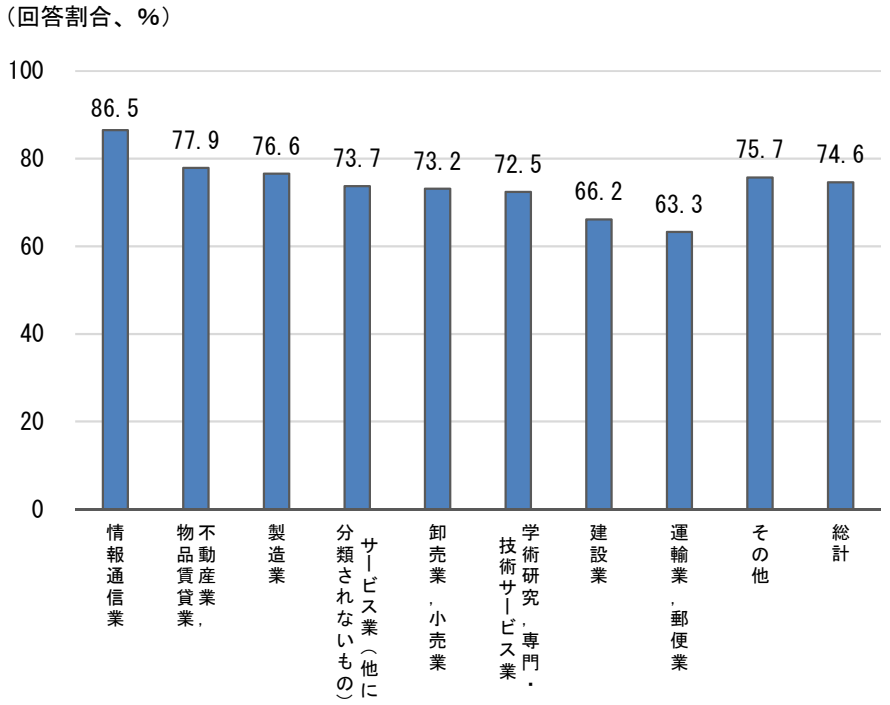
# Ⅱ－３　ーテレワークの実施概況（業種別テレワークの実施・継続状況（企業））ー

- テレワークの活用経験がある企業の割合を業種別にみると、「情報通信業」「学術研究，専門・サービス業」等で比較的高くなっている。一方で、「医療，福祉」 「運輸業，郵便業」等では比較的低く、こうした業種では、現場での作業や対面でのやりとりの必要性が高く、業務の性質上、テレワークの普及が進まなかった可能性がある。
- テレワークの活用経験がある企業のうち、調査時点でもテレワークを継続している企業の割合（継続率）をみると、「建設業」「運輸業，郵便業」等、テレワークの活用経験がある企業の割合が低い業種においても、継続率は６割を上回っており、こうした業種でもテレワークを定着させることができる可能性があることがうかがえる。

（1）テレワークの活用経験がある企業の割合




（2）調査時点でもテレワークを継続している企業の割合（継続率）

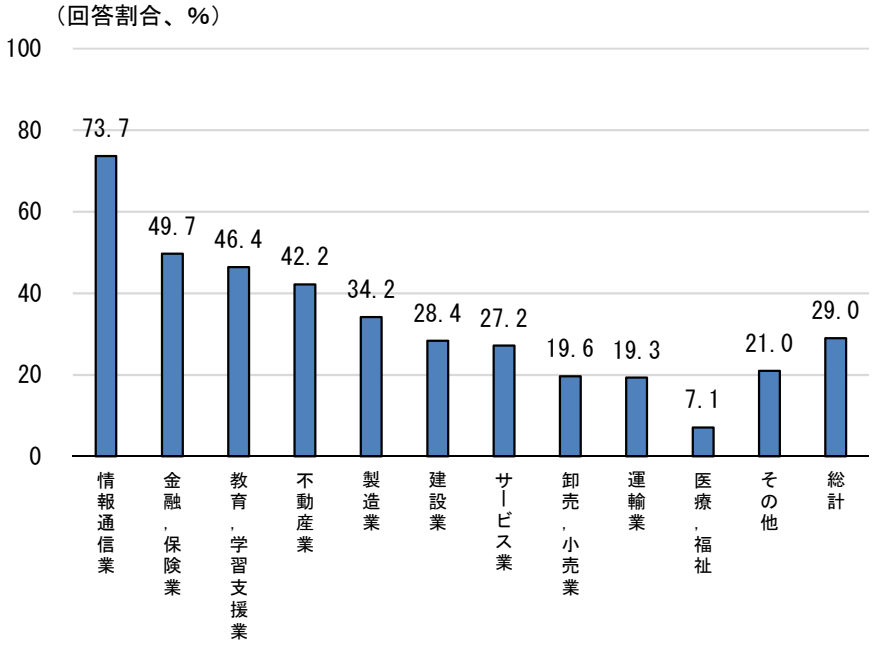



資料出所　（独）労働政策研究・研修機構「第3回新型コロナウイルス感染症が企業経営に及ぼす影響に関する調査」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
（注）　（２）図において、「その他」とは回答サンプルが少ない業種「医療，福祉」「教育，学習支援業」「金融業，保険業」「生活関連サービス業，娯楽業」「複合サービス事業」「宿泊業，飲食業」を指す。

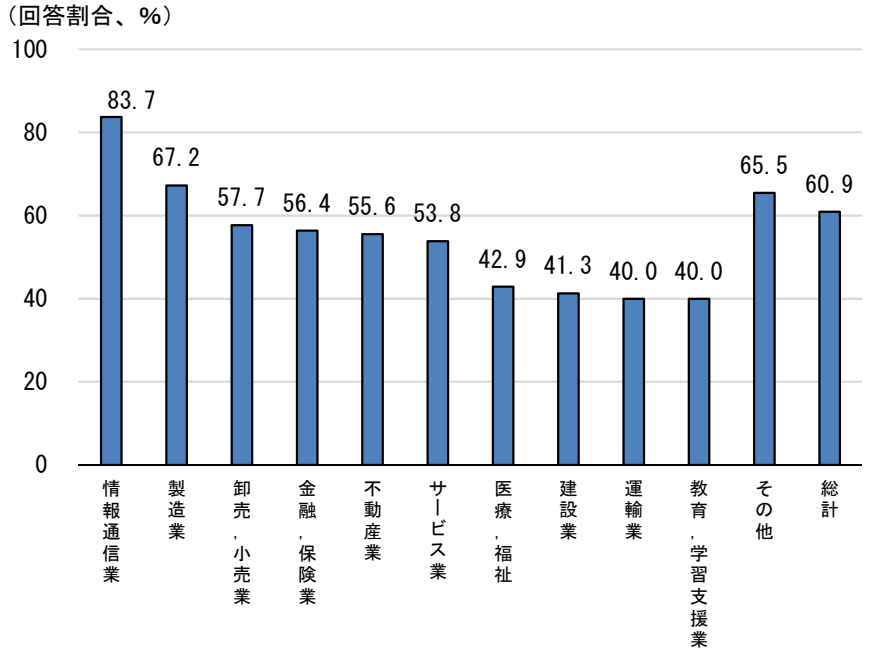
# Ⅱ－３ ーテレワークの実施概況（業種別テレワークの実施・継続状況（労働者））ー

- テレワークの経験がある労働者の割合を業種別にみると、「情報通信業」「金融，保険業」「教育，学習支援業」等で比較的高い。一方で「医療，福祉」「運輸業」「卸売，小売業」等では比較的低くなっており、前頁での分析と同様に、こうした業種では、現場での作業や対面でのやりとりの必要性が高く、業務の性質上、テレワークの普及が進まなかった可能性がある。
- テレワークの経験がある労働者のうち、調査時点でもテレワークを継続している労働者の割合（継続率）を業種別にみると、「製造業」「卸売，小売業」等、経験者の割合が高くない業種においても継続率の高い業種があることが分かる。このことから、テレワーク経験がある労働者の割合が比較的低い業種であっても、職種や業務の性質を考慮しつつ、テレワークを定着させることができる可能性があることがうかがえる。

（１）テレワークの経験がある労働者の割合




（2）調査時点でもテレワークを継続している労働者の割合（継続率）



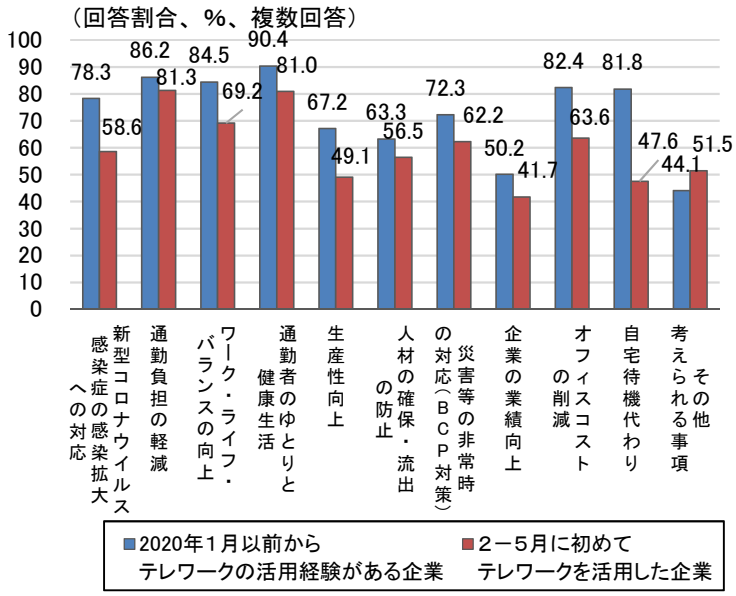

資料出所　（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（JILPT第３回）」（2020年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

# Ⅱ－３　－テレワークの定着に向けた課題（テレワークの効果と仕事の生産性や満足度等の状況）－

- 企業がテレワークにより感じた効果をみると、感染拡大前からテレワークの活用経験がある企業の方が、感染拡大下で初めて活用した企業よりも、「ワーク・ライフ・バランスの向上」「生産性の向上」をはじめ各項目で効果を感じている割合が高い傾向にある。
- テレワークについて労働者に尋ねた指標（オフィスで働く場合を100として0～200の間で回答）をみると、「生産性・効率性」「充実感・満足感」では、指標の平均値及び中央値ともにオフィスで働く場合（100）を下回っているものの、感染拡大前からテレワークの活用経験がある労働者の方が、感染拡大下で初めて活用した労働者よりも指標の平均値、中央値、分布全体が高い傾向にあり、低下幅が抑えられている。

※　感染拡大期より前からテレワークを活用してきた企業では、業務の性質等によりテレワークに取り組みやすかった結果、生産性や満足感等が高くなっている可能性があることにも一定の留意が必要。

## （１）テレワークの開始時期別にみた、テレワークの効果を感じていると回答する割合




## （２）テレワークの開始時期別にみた仕事の生産性や満足感等の状況

※下記の分布は、「2020年2月以前から経験がある労働者」と「３～５月に初めて経験した労働者」のスコアの分布を重ねて表示したもの

仕事の生産性・効率性

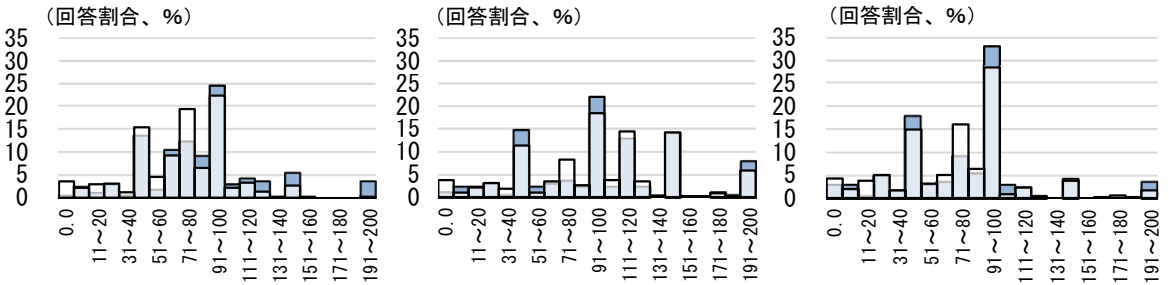
| | 2020年２月以前から経験がある労働者 | ３～５月に初めて経験した労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 88.3 | 75.3 |
| 中央値 | 90.0 | 80.0 |

ワーク・ライフ・バランスの実現度

| | 2020年２月以前から経験がある労働者 | ３～５月に初めて経験した労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 101.9 | 99.8 |
| 中央値 | 100.0 | 100.0 |

仕事を通じた充実感・満足感

| | 2020年２月以前から経験がある労働者 | ３～５月に初めて経験した労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 82.2 | 77.2 |
| 中央値 | 90.0 | 80.0 |




※水色の箇所は両者の重なり部分をさす。

資料出所　（１）図は、（独）労働政策研究・研修機構「第３回新型コロナウイルスの感染拡大等が企業に及ぼす影響に関する調査」（2021年）、（２）図は労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（JILPT第3回）」（2020年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

（注）　（２）図の数値は、オフィスで働く場合を100として、テレワークを実施することによる主観的な変化を０～200の範囲で答えた数値の平均値を記載。

**●本白書以外のテレワークの仕事の生産性についての分析**

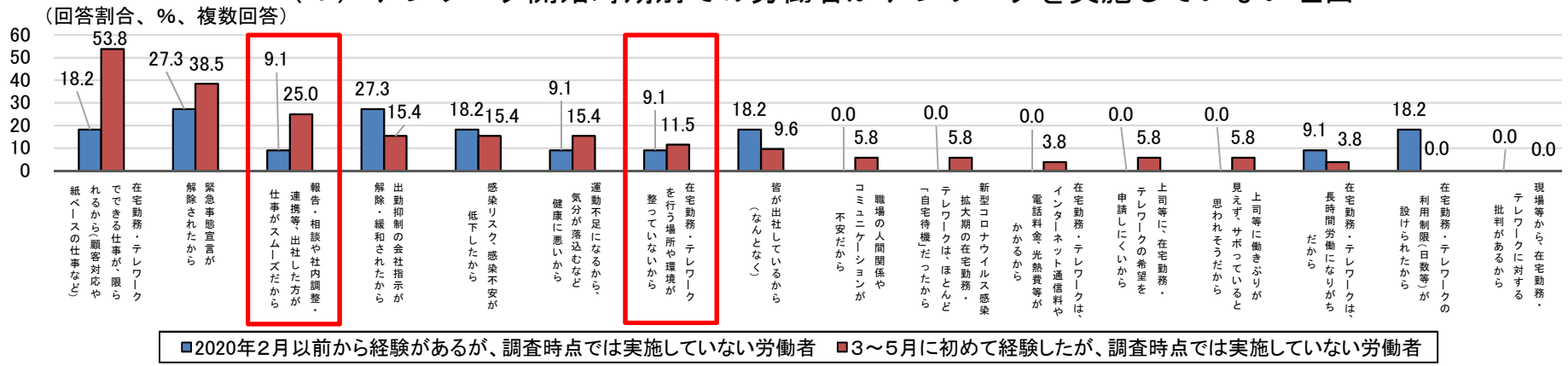
・森川正之（2020）「コロナ危機下の在宅勤務の生産性：就労者へのサーベイによる分析」RIETI Discussion Paper Series 20-J-034では、2020年６月時点での雇用者を対象としたサーベイの結果、ふだん職場で行う仕事の生産性を100とした際の、在宅勤務の主観的生産性は平均60.6であるとしている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前から在宅勤務を実施していた者の平均値が76.8であるのに対し、感染拡大以降から在宅勤務を始めた者の平均値は58.1であるとしている。

・大久保敏弘・（公財）NIRA 総合研究開発機構（2020）「第２回テレワークに関する就業者実態調査報告書」では、2020年６月時点の調査で、通常どおり勤務していた場合の仕事の効率を100としたとき、テレワークを利用している人の仕事の効率は平均で83であるとしている。

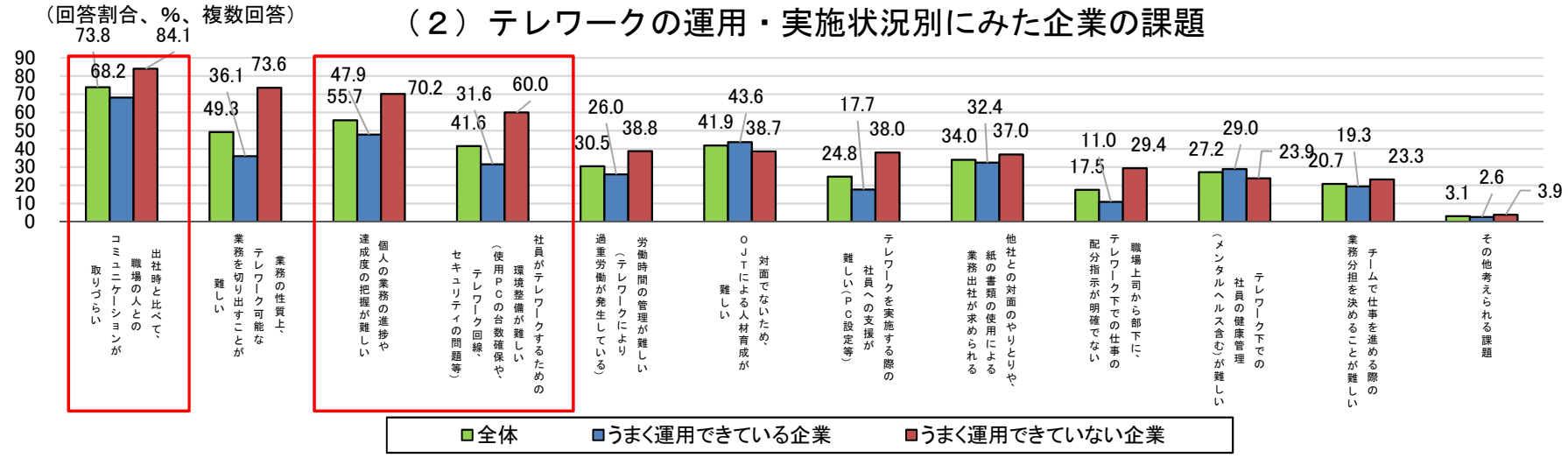
# －テレワークの実施概況（定着に向けた課題）－

➢　労働者がテレワークを実施しなくなった理由をみると、業務の性質や感染の影響などの他律的な理由を除けば、テレワーク時の仕事の進め方やテレワークのための環境整備といった労務管理上の工夫により対応可能な事項（赤囲み箇所）に関する事項が挙げられている。特に2020年４～５月の緊急事態宣言下にテレワークを始めた労働者の方が、それらの回答割合が高い。企業においても、同様の項目を課題として捉えている割合が高い。

## （１）テレワーク開始時期別での労働者がテレワークを実施していない理由




## （２）テレワークの運用・実施状況別にみた企業の課題



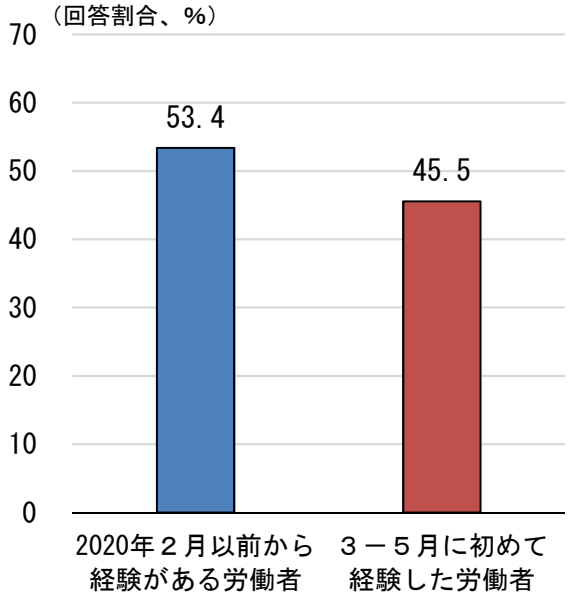

資料出所　（１）図は（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（JILPT第3回）」（2020年）、（２）図は（独）労働政策研究・研修機構「第３回新型コロナウイルスの感染拡大等が企業に及ぼす影響に関する調査」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

# Ⅱ－３　－テレワークの定着に向けた課題（テレワーク時のコミュニケーションと生産性や満足度の関係）－

- テレワークでの業務において「仕事の進め方について上司や部下とのコミュニケーションがうまくとれていると思う」と回答した労働者の割合は、感染拡大前から活用経験がある労働者の方が、感染拡大下に初めて活用した労働者よりも高い。
- 先ほどの「生産性・効率性」「充実感・満足感」の指標の分布を、上記設問に該当する労働者と該当しない労働者に分けて比較すると、該当する労働者の方が、指標の低下幅が抑えられていることが分かる。

## 「仕事の進め方について上司や部下とのコミュニケーションがうまくとれていると思う」の該当者別の分析

### テレワークの開始時期と現在の継続有無別での比較

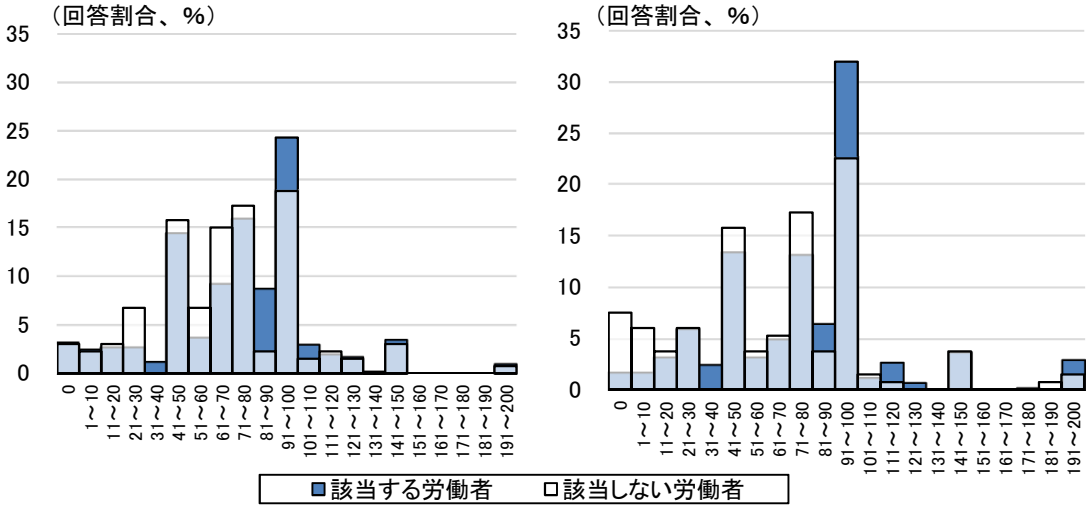



### 仕事の生産性・効率性

| | 該当する労働者 | 該当しない労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 78.1 | 72.3 |
| 中央値 | 80.0 | 70.0 |

### 仕事を通じた充実感・満足感

| | 該当する労働者 | 該当しない労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 81.5 | 69.2 |
| 中央値 | 85.0 | 75.0 |




※水色の箇所は両者の重なり部分をさす。

資料出所　労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（JILPT第３回）」（2020年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
（注）　図の数値については、オフィスで働く場合を100として、テレワークを実施することによる主観的な変化を０～200の範囲で答えた数値の平均値を記載。

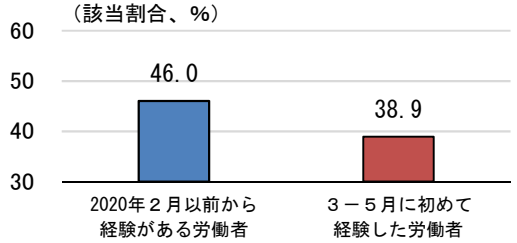
# Ⅱ－３　－テレワークの定着に向けた課題（テレワーク時の仕事の進め方と生産性や満足度の関係）－

- テレワーク時の仕事の進め方に関し、「業務範囲・期限の明確性」「業務の裁量性」「評価基準の明確性」の設問について、肯定的に回答した労働者の割合は、いずれも、感染拡大前から活用経験がある労働者の方が、感染拡大下で初めて活用した労働者よりも高い。
- 先ほどの「生産性・効率性」「充実感・満足感」の指標を、上記設問に該当する労働者と該当しない労働者に分けて比較すると、該当する労働者の方が、平均値がやや高い傾向にある。（一部に中央値が高いものもある。）※　指標の平均値及び中央値ともにオフィスで働く場合（100）を下回っていることはここまでと同様。

## テレワークの開始時期別での各項目の該当割合と生産性や満足感の状況

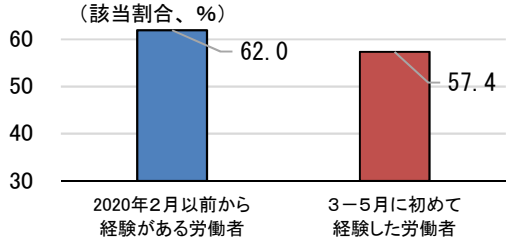
### 業務範囲・期限の明確性

あなたが日々業務を進める上で、担当する業務の範囲や期限は上司などから明確に伝えられている



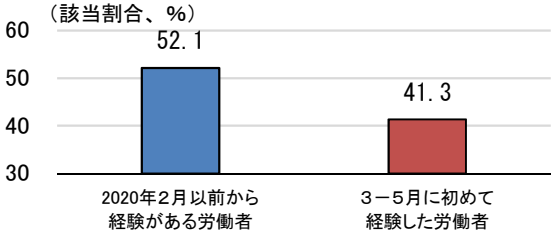

### 業務の裁量性

業務内容について上司が逐一細かく指示をするのではなく、仕事を進める上での裁量がある



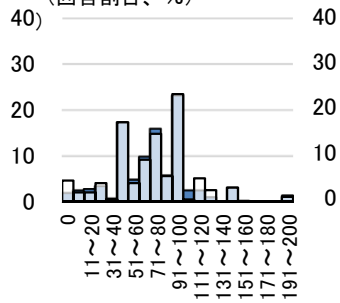

### 評価基準の明確性

達成すべき目標の水準など、仕事（成果）の評価基準が明確に定められている



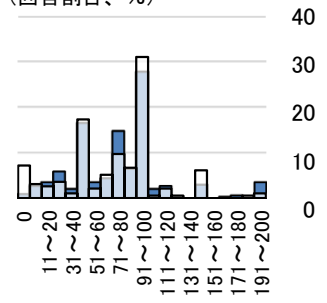

#### 仕事の生産性・効率性

| | 該当する労働者 | 該当しない労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 77.2 | 76.5 |
| 中央値 | 80.0 | 80.0 |



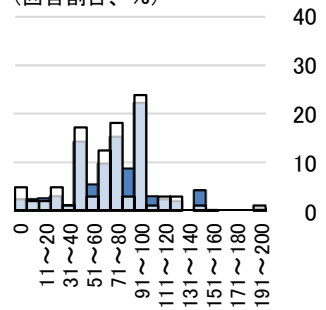

#### 仕事を通じた充実感・満足感

| | 該当する労働者 | 該当しない労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 80.5 | 76.4 |
| 中央値 | 80.0 | 80.0 |



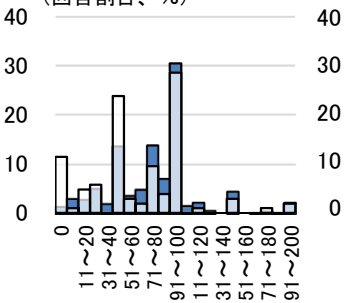

#### 仕事の生産性・効率性

| | 該当する労働者 | 該当しない労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 78.3 | 73.6 |
| 中央値 | 80.0 | 80.0 |



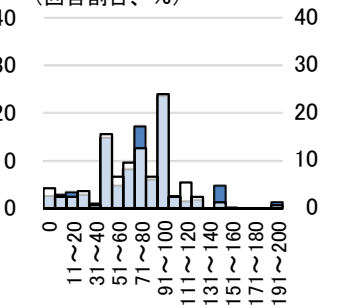

#### 仕事を通じた充実感・満足感

| | 該当する労働者 | 該当しない労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 81.4 | 68.2 |
| 中央値 | 80.0 | 70.0 |



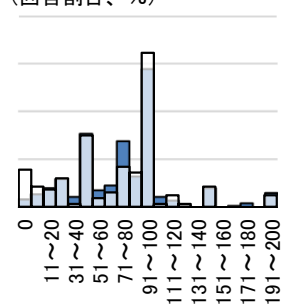

#### 仕事の生産性・効率性

| | 該当する労働者 | 該当しない労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 78.4 | 75.5 |
| 中央値 | 80.0 | 80.0 |




#### 仕事を通じた充実感・満足感

| | 該当する労働者 | 該当しない労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 79.9 | 74.6 |
| 中央値 | 80.0 | 80.0 |




■該当する労働者　□該当しない労働者

※水色の箇所は両者の重なり部分をさす。

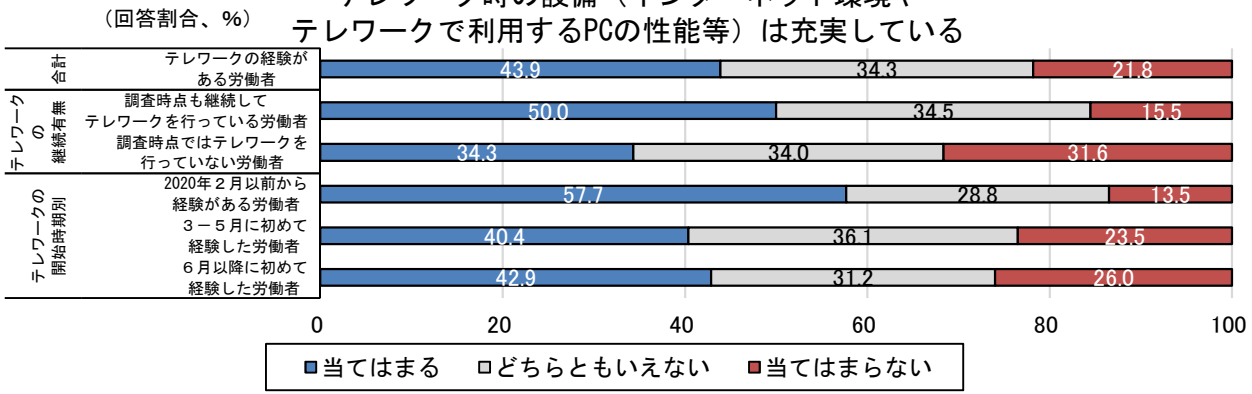
資料出所　労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（JILPT第3回）」（2020年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
（注）　図の数値については、オフィスで働く場合を100として、テレワークを実施することによる主観的な変化を０～200の範囲で答えた数値の平均値を記載。

# Ⅱ－３　－テレワークの定着に向けた課題（テレワーク時の環境整備と生産性や満足度の関係）－

- テレワークをする際の環境整備の状況について「テレワーク時の設備は充実している」と回答した労働者の割合は、感染拡大前から活用経験がある労働者の方が、感染拡大下に初めて活用した労働者よりも高い。
- 先ほどの「生産性・効率性」「充実感・満足感」の指標の分布を、上記設問に該当する労働者と該当しない労働者に分けて比較すると、該当する労働者の方が、いずれの指標とも平均値、中央値が高い。

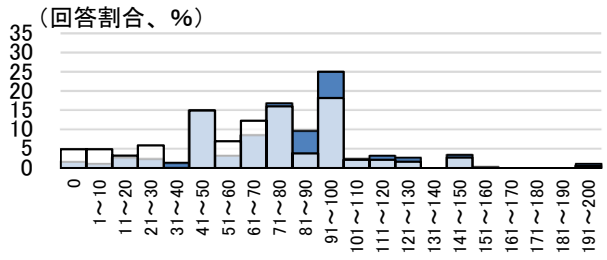
## テレワークの開始時期別での各項目の該当割合と生産性や満足感の状況

テレワーク時の設備（インターネット環境やテレワークで利用するPCの性能等）は充実している



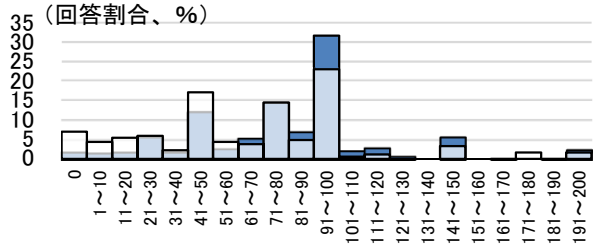

### 仕事の生産性・効率性

| | 該当する労働者 | 該当しない労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 81.7 | 69.5 |
| 中央値 | 80.0 | 70.0 |




### 仕事を通じた充実感・満足感

| | 該当する労働者 | 該当しない労働者 |
|---|---|---|
| 平均値 | 84.4 | 69.4 |
| 中央値 | 90.0 | 73.0 |




該当する労働者　該当しない労働者

※水色の箇所は両者の重なり部分をさす。

資料出所　労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査（JILPT第3回）」（2020年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
（注）　図の数値については、オフィスで働く場合を100として、テレワークを実施することによる主観的な変化を０～200の範囲で答えた数値の平均値を記載。